作業中・暫定版
2019/03/01 時点

平泉の文化遺産

世界遺産「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」

及び関連資産に関する包括的保存管理計画　【2019 年版】（案）

包括的保存管理計画　本冊

岩手県・一関市・奥州市・平泉町

平泉の文化遺産

世界遺産「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」
及び関連資産に関する包括的保存管理計画（本冊）　【2019 年版】（案）

目　次　（案）

第１章　目的と経緯
１　目　的…… 1
２　計画策定の経緯…… 2
３　計画の位置付け…… 6
(1) 行政計画との関連・連携…… 6
(2) 計画の実施…… 6

第２章　顕著な普遍的価値及び評価基準
１　顕著な普遍的価値及び評価基準…… 7
２　関連資産の価値と周辺環境…… 10

第３章　構成資産と関連資産の概要
１　構成資産及び関連資産の一覧…… 11
２　資産及び緩衝地帯の範囲と関連資産…… 12
３　構成資産の概要
(1) 中尊寺…… 13
(2) 毛越寺…… 19
(3) 観自在王院跡…… 24
(4) 無量光院跡…… 25
(5) 金鶏山…… 27
４　関連資産の概要
(1) 柳之御所遺跡…… 28
(2) 達谷窟…… 30
(3) 白鳥舘遺跡…… 31
(4) 長者ヶ原廃寺跡…… 32
(5) 骨寺村荘園遺跡…… 33

第４章　保存管理の目標と基本方針
１　保存管理の目標…… 35
２　顕著な普遍的価値及び周辺環境等を構成する諸要素…… 36
(1) 顕著な普遍的価値を構成する諸要素…… 37
(2) 顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素…… 39
(3) 周辺環境を構成する諸要素…… 40

３　保存管理の基本方針 39
(1) 構成資産の適切な保存管理 40
(2) 緩衝地帯の適切な保存管理 40
(3) 経過観察の実施 40
(4) 整備・公開・活用の推進 40
(5) 保存管理体制の整備と運営 40
４　関連資産を含む「平泉の文化遺産」の価値と周辺環境を構成する諸要素 41
(1) 関連資産の価値を構成する諸要素 42
(2) 関連資産の価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素 44
(3) 周辺環境（周辺地帯）を構成する諸要素 44

第５章　構成資産及び関連資産の保存管理
１　現状の把握 45
(1) 記念工作物 45
(2) 遺跡 45
(3) 浄土思想の伝承 46
(4) 関連資産 46
２　保存管理の方向性 47
(1) 木造建造物 47
(2) 遺跡 49
(3) 浄土思想の伝来 54
(4) 関連資産 54
３　具体的な施策 64
(1) 記念工作物 64
(2) 遺跡 64
(3) 無形の要素 67
(4) 関連資産 68

第６章　緩衝地帯及び周辺地帯の保存管理
１　周辺景観に関する基本計画 71
(1) 平泉町景観計画の概要 72
(2) 奥州市景観計画の概要 73
(3) 一関市における景観計画の概要 73
２　現状の把握 74
３　保存管理の方向性 74
(1) 緩衝地帯と周辺地帯の設定と行為規制 74
(2) 埋蔵文化財の調査と保護 74
(3) 都市計画との調整 75
(4) その他の計画 77

(5) 住民生活との調和 78
4 具体的な施策 78

第７章 経過観察の実施
1 顕著な普遍的価値に影響を与える要因 79
2 負の影響を与える要因の観察 80
3 遺産影響評価について 81

第８章 整備・公開・活用の推進
1 基本方針 83
(1) 構成資産の関連性を考慮した顕著な普遍的価値の伝達 83
(2) 歴史的事実に基づく真実性の担保 83
(3) 適切な公開・活用施設の設置 84
(4) 国内外からの観光客への対応 85
＜来訪者管理戦略について＞ 88
2 構成資産の整備と活用 91
(1) 記念工作物 91
(2) 遺跡 97
(3) 無形の要素 92
(4) 作業指針第 172 項に基づく計画書の提出 93
＜中尊寺大池伽藍の発掘調査及び復旧・修復（再現）の計画に関する報告＞ 94
＜無量光院跡の発掘調査及び復旧・修復（再現）の計画に関する報告＞ 98
(5) 関連資産 105

第９章 保存管理体制の整備と運営
1 構成資産及び緩衝地帯の保存管理区分 106
(1) 関係市町 106
(2) 岩手県及び文化庁 106
(3) 保存管理に係る連携 106
(4) 岩手県世界遺産保存活用推進協議会 107
2 地域住民等と行政の連携・協働 107
3 持続的運営のための定期的確認 109

付 章
1 保存管理に関する事業計画一覧表
2 法規制の概要
3 平泉町景観計画（抄）
4 平泉町屋外広告物条例（抄）
5 奥州市景観計画（抄）
6 一関市景観計画（抄）

第１章　目的と経緯

１　目　的

平泉は、12世紀日本の中央政権の支配領域と本州北部、さらにはその北方の地域との活発な交易活動を基盤としつつ、本州北部の境界領域において、奥州藤原氏が仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営した政治・行政上の拠点である。

特に平泉の建築・庭園及び考古学的遺跡群は、日本の自然崇拝思想とも融合しつつ独特の性質を持つものへと展開を遂げた仏教、その中でも特に末法の世が近づくにつれて興隆した阿弥陀如来の極楽浄土信仰を中心とする浄土思想に基づき、現世における仏国土（浄土）の表現を目的として創造された他に類例を見ない顕著な事例である。

平泉の世界遺産は、仏国土（浄土）を空間的に表現した一群の建築・庭園の芸術作品を含む中尊寺・毛越寺・観自在王院跡・無量光院跡をはじめ、それらと直接的な文脈及び空間的一体性を持つ金鶏山の５つの構成資産から成る。

これら５つの構成資産及びそこに含まれる記念工作物及び遺跡は、古社寺保存法（1897 年制定）、**史蹟名勝天然紀念物保存法**（1919 年制定）、国宝保存法(1929 年制定)などの下に適切な保護が行われてきた。さらに、これらの諸法を統合・改革した文化財保護法（1950 年制定）に基づき、それぞれ国宝、重要文化財、特別史跡、史跡、特別名勝、名勝に指定され、それらの性質に応じて適正かつ厳格な保存措置が講じられている。また、世界遺産の周辺に展開する緩衝地帯については、文化財保護法のほか、関係各市町が定める条例により適切な保全措置が講じられているほか、景観法・森林法・都市計画法・河川法など土地利用を規制する法律により秩序ある整備や保全が図られている。各構成資産は、それ自体が歴史上、芸術上又は観賞上の高い価値を持つものであるが、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」という連続する資産として価値を捉えた場合、各構成資産及び緩衝地帯を総体として捉える視点が不可欠である。

一方、周辺にはこれらと機能的側面あるいは精神的側面などと密接に関連する遺跡が多数存在しており、世界遺産のみならず、奥州藤原氏によって成立した「政治・行政上の拠点」かつ「仏教に基づく理想世界」という平泉の浄土世界を理解する上で欠くことの出来ないものとなっている。そこで、これらについては「関連資産」と定義し、世界遺産と合わせた一体的な形での保存管理を目指す必要がある。なお、関連資産については、将来的に世界遺産の拡張登録を目指すこととしている。

以上の点を踏まえ、世界遺産及び関連資産を含む「平泉の文化遺産」を総合的かつ確実に保存し、次世代へと継承していくためには、個別の構成資産についての保存管理計画に加え、構成資産及び関連資産相互の関係性を保全し全体の価値を継承していくための包括的な保存管理計画を策定しておくことが必要である。そのため、**岩手県・一関市・奥州市・平泉町は、**文化庁の指導・助言の下に、本計画を策定した。

２　計画策定の経緯

包括的保存管理計画は、構成資産に係る個別の保存管理計画を基礎とし、世界遺産への推薦に当たって必要とされる保存管理及び整備に関する理念・方針とその具体的内容について明示するものであり、学術研究者等により構成される「平泉遺跡群調査整備指導委員会」によって審議が行われ、世界遺産としての適切な保存管理のために岩手県が総合調整機関として設置した「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」における協議を経て策定されたものである（図－42を参照）。

包括的保存管理計画は、2006年の策定が最初であり（2006年版）、再推薦のために2010年にユネスコ世界遺産センターに提出した推薦書の内容を踏まえて改定を行った（2010年版）。

しかし、2010年版で対象としたのは再推薦の６資産のみであったことから、その他の関連資産についても2010年版と統合する必要性が生じていた。このため、2011年６月の第35回世界遺産委員会の決議内容を受けつつ、平泉の文化遺産全体の保存管理の一層の推進と、世界遺産としての将来的な拡張登録を見据えるという観点も踏まえて再編集を行った（2012年版）。

さらに、2012年版を運用していく中で、第35回世界遺産委員会の決議や景観保全等への対応について、具体の取組みを行った事項もあることから、それらを踏まえた時点修正を行ったものが本計画である（2019年版）。

包括的保存管理計画は、構成資産に係る個別の保存管理計画を基礎とし、世界遺産への推薦に当たって必要とされる保存管理及び整備に関する理念・方針とその具体的内容について明示するため、学術研究者等により構成される「平泉遺跡群調査整備指導委員会」によって審議が行われ、資産と緩衝地帯の保存管理のために岩手県が総合調整機関として設置した「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」における協議を経て策定されたものである（図－42 を参照）。

平泉の世界遺産に関係する包括的保存管理計画は、「包括的保存管理計画」（本冊）を中心として構成資産の特性を踏まえてそれぞれ編集された「中尊寺境内国宝・重要文化財建造物保存管理計画書（抜粋）」（分冊１）、「史跡・名勝に関する保存管理計画（抜粋）」（分冊２）によって構成される。

この包括的保存管理計画は、2006 年12 月にユネスコ世界遺産センターあてに提出した世界遺産一覧表記載のための推薦書に付属資料として添付したもの（2006 年版）を、新たに2010 年に提出した推薦書「平泉―仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群―」の内容を踏まえ改定を行ったものである（2010 年版）。

しかし、2010 年版で対象としたのは再推薦の６資産のみであったことから、関連資産についても2010 年版と統合する必要性が生じていた。このため、2011 年６月の第35 回世界遺産委員会の決議内容等を受けつつ、平泉の文化遺産全体の保存管理の一層の推進と、世界遺産としての将来的な拡張登録を見据えるという観点も踏まえた内容の再編集を必要に応じて行った。（2012年版）。

さらに、2012年版を運用していく中で、第35回世界遺産委員会の決議や景観保全等への対応について、具体の取組みを行った事項もあることから、それらを踏まえた時点修正を行ったものが本計画である（2019年版）。

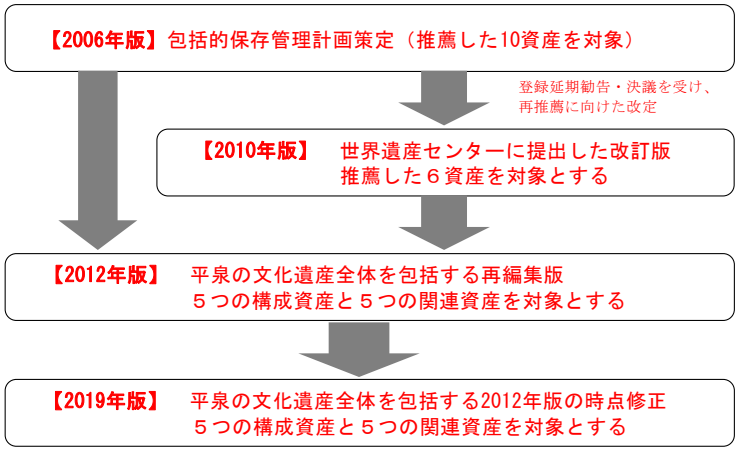

なお、本計画（2019年版）で使用する用語は、以下のように定義する。

世界遺産登録済みの物件　→　「資産（もしくは構成資産）」
世界遺産の緩衝地帯　→　「緩衝地帯」
拡張登録を目指す物件　→　「関連資産」
拡張登録を目指す物件の緩衝地帯の候補　→　「周辺地帯」

包括的保存管理計画（2012 年版**及び2019年版**）の内容修正に当たっては、2008 年のイコモス評価書及び第32 回世界遺産委員会の決議文、2011 年のイコモス評価書及び第35 回世界遺産委員会の決議内容に示された指摘等に十分留意した。主な履歴については表－１に示すとおりである。

表－１　主な履歴

年 度	内　容	備　考
2006	○ 包括的保存管理計画の策定 世界遺産一覧表記載のための推薦書へ添付 資 産 名：平泉－浄土思想を基調とする文化的景観 推薦資産：「中尊寺」「毛越寺」「無量光院跡」「金鶏山」「柳之御所遺跡」「達谷窟」「白鳥舘遺跡」「長者ヶ原廃寺跡」「骨寺村荘園遺跡と農村景観」	2008年第32回世界遺産委員会決議 ⇒「記載延期」
2010	○ 包括的保存管理計画の改訂 世界遺産一覧表記載のための推薦書へ添付 資 産 名：平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 推薦資産：「中尊寺」「毛越寺」「無量光院跡」「観自在王院跡」「金鶏山」「柳之御所遺跡」	2011年第35回世界遺産委員会決議 ⇒「登録（柳之御所遺跡を除く）」

2012	○　**包括的保存管理計画の再編集** 改訂内容：2011世界遺産委員会決議内容を踏まえつつ、「平泉の文化遺産」の顕著な普遍的価値を説明する上で、欠くことのできない資産を追加記載 該当資産：「中尊寺」「毛越寺」「無量光院跡」「観自在王院跡」「金鶏山」（以上、構成資産） 「柳之御所遺跡」「達谷窟」「白鳥舘遺跡」「長者ヶ原廃寺跡」「骨寺村荘園遺跡」（以上、関連資産）	2012年９月 「平泉」（拡張）が暫定リストに登載
2018	○　**包括的保存管理計画の時点修正** 改訂内容：2011年第35回世界遺産委員会決議や景観保全等への対応を踏まえた時点修正 該当資産：「中尊寺」「毛越寺」「無量光院跡」「観自在王院跡」「金鶏山」（以上、構成資産） 「柳之御所遺跡」「達谷窟」「白鳥舘遺跡」「長者ヶ原廃寺跡」「骨寺村荘園遺跡」（以上、関連資産）	

包括的保存管理計画の構造については、以下の図－１、図－２に示すとおりである。

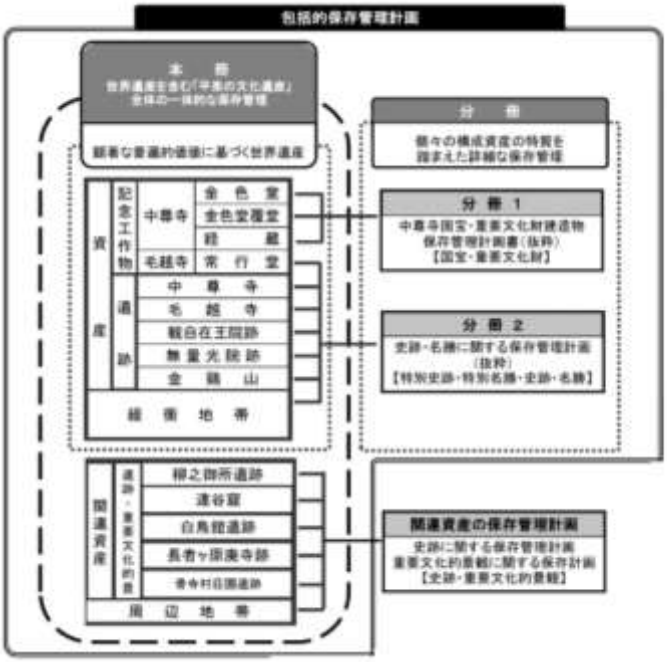

図－１　包括的保存管理計画の構造

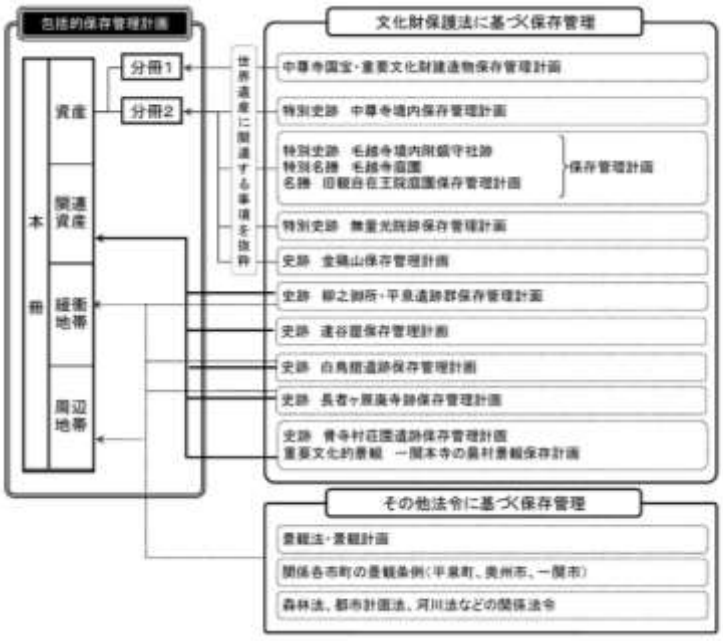

図－２　包括的保存管理計画と国内法に基づく個別資産及び緩衝地帯の保存管理との関係

３　計画の位置付け

(1) 行政計画との関連・連携

構成資産及び緩衝地帯を有する平泉町及び緩衝地帯を有する**一関市及び奥州市では、岩手県とともに**自然と歴史を生かしたまちづくりを基本的な理念としつつ、いわゆる「まちづくり」に関する各種計画を策定し実施している（図－３）。これらの計画は、資産を含めた文化財全般に対する保全と活用を前提とした「まちづくり」を目指すものであり、包括的保存管理計画とも密接に関連し、資産の保護管理の考え方及び具体的実施方法等について、日常的に連携を図りつつ実施されている。

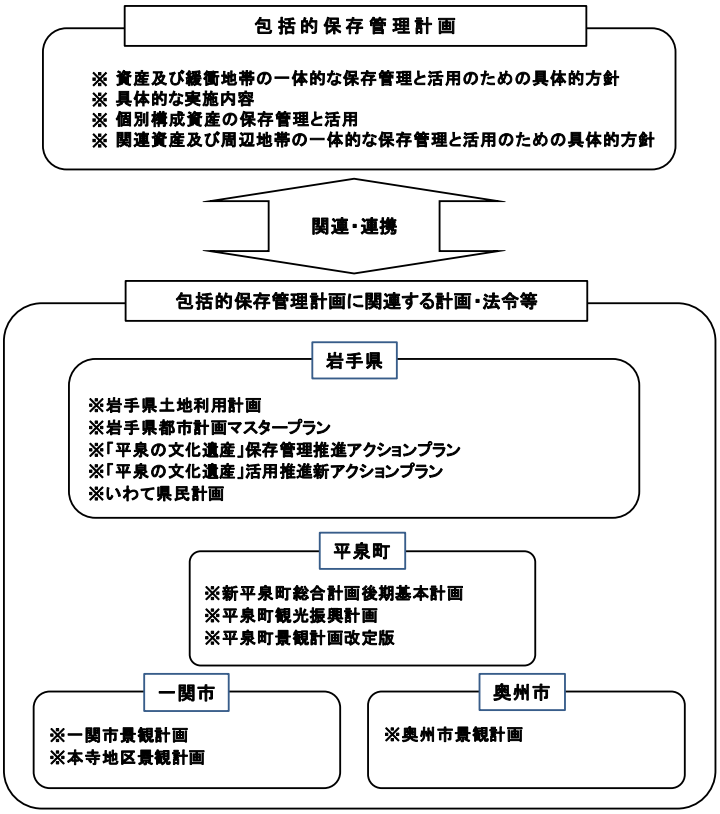

図－３　包括的保存管理計画と行政計画との連携

(2) 計画の実施

この包括的保存管理計画は、2007年１月から**実施しており、2010年の改定、2012年の再編集をへて、現在も機能している計画を時点修正するものである。**

なお、本文中において使用している組織及び機関名等は、**2019年**３月現在のものである。

第２章　顕著な普遍的価値及び評価基準

１　顕著な普遍的価値及び評価基準

2011年６月の第35回世界遺産委員会の決議内容に基づく顕著な普遍的価値及び評価基準等については以下のとおりである。

決議35 COM 8B.30

世界遺産委員会は、

１．文書WHC-11/35.COM/8B及びWHC-11/35.COM/INF.8B1を審査した結果、

２．締約国が、イコモス及び世界遺産委員会の勧告に厳密に従って、わずか３年で「延期」資産について素晴らしい改定を行ったことに対して称賛し、

３．評価基準（ⅱ）及び（ⅵ）に基づき、構成資産である柳之御所遺跡を除外して、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」（日本）を世界遺産一覧表に記載し、

４．以下の顕著な普遍的価値の言明を採用する。

摘要

平泉の４つの浄土庭園は、そのうち３つが神聖な山である「金鶏山」に焦点を合わせており、浄土思想の理想と、庭園・水・周辺景観の結びつきに関する日本古来の概念と融合を例証している。浄土庭園のうち２つは、発掘調査により発見された多くの詳細事項に基づき復元されたものであり、他の２つは地下に埋蔵されたまま残されている。短命であった平泉の都市は、11世紀～12世紀の日本列島北部領域における政治・行政上の拠点を成し、政治的・経済的に京都と拮抗していた。４つの庭園は、当時の支配氏族の北方地域における一族であった奥州藤原氏により、現世における仏国土（浄土）の象徴的な表現、つまり池泉・樹林・金鶏山頂と関連して仏堂を周到に配置することにより実体化した理想郷の光景として造営された。重厚に金箔を貼った中尊寺の仏堂は、12世紀から残る唯一のものであり、支配氏族の巨大な富を反映している。

平泉の大半は、政治・行政上の地位を失った1189年に滅んだ。それは、平泉のめざましい繁栄と顕著な富を表すと同時に、その急速で劇的な没落を示すものであり、多くの詩歌を喚起する素材となった。1689年に俳人の松尾芭蕉は、「三代の栄耀一睡のうちにして…」と記した。このかつての巨大な（政治・行政上の）拠点に存在し、12世紀から残存する浄土庭園を伴うこの４つの寺院の複合体及びそれらと聖なる金鶏山の関係は、平泉の財力と権力を反映する類い希なる集合であり、日本の他の都市の仏堂や庭園にも影響を与えた計画・庭園の意匠設計に関する独特の概念を表している。

評価基準（ⅱ）

平泉の寺院と浄土庭園は、アジアから仏教とともにもたらされた作庭の概念が、日本古来の自然信仰（神道）に基づいてどのように進化したか、そして結果的にそれが日本に独特の計画、庭園の意匠設計の概念へとどのように発展を遂げたかを顕著に明示している。平泉の庭園と仏

堂は、その他の都市の庭園・仏堂にも影響を与え、特に鎌倉には中尊寺に基づく仏堂のひとつが存在した。

評価基準（vi）

平泉の浄土庭園は、東南アジアへの仏教の普及及び日本に固有の自然信仰の精神と阿弥陀如来の極楽浄土思想との具体的で固有の融合を明確に反映している。平泉の仏堂と庭園の融合の複合体から成る遺跡群は、現世における仏国土（浄土）を象徴的に明示している。

完全性

資産は、浄土庭園を伴う仏堂の複合体、及びそれらと視覚的な結び付きを持つ聖なる山（金鶏山）を包含している。中尊寺・毛越寺・観自在王院跡・金鶏山は視覚的な結合を完全に保持しているものの、無量光院跡では家屋群及びその他の構造物（道路など）が負の影響を持つ。仏堂と金鶏山との間の視覚的な結合は、緩衝地帯に当たる推薦資産の区域の外側の範囲にまで及んでいる。仏国土（浄土）の宇宙（コスモロジー）に関する空間的な見え方を保護するためには、これらの結合の空間的な完全性を保持することが必要である。

真実性

発掘された遺跡の真実性については、揺るぎがない。庭園群のうち２つは復元されたものであり、復元作業は建築及び植物に関する物証の厳密な分析により実証されている。現存する構造物のうち、主たる建築である中尊寺金色堂は顕著な遺存物であり、材料・構造の真実性を保証する卓越した技術により保全されてきた。しかしながら、風景上の仏堂の真実性は、現在、周囲を囲うコンクリート造の覆屋によって、一定程度損なわれている。価値を伝える資産の能力を維持するためには、４つの寺院が浄土思想の深遠なる理想との関連性を畏怖の念をもって認識できるように維持されることが不可欠である。

保護及び必要な管理措置

資産とその緩衝地帯は、史跡・特別史跡・名勝・特別名勝に指定されており、良好に保護されている。構成資産間の展望と保護及び構成資産の周辺環境の保護は、たとえ各構成資産が観想のオアシスとなるとしても、景観との関係を意味深く明示できる構成資産の能力を保証する上で極めて重要であろう。岩手県及び関係地方公共団体は、資産の包括的な管理体制を整備するために、岩手県世界遺産保存活用推進会議を設置した。この会議は、平泉の考古学的遺跡群の調査・保存のための指導委員会の専門家による助言を受ける。

包括的保存管理計画は、2007年１月に完成・実施されており、2010年１月に改訂された。本計画に示された地下に埋蔵されている２つの庭園の再生・修復に当たっては、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づき、イコモスの評価及び世界遺産委員会の判断のために、世界遺産センターに実施・企画書を提出することが必要となろう。地方公共団体は、地域自治会と合意を取り交わすとともに、地域社会に対して資産の監視と、保護・管理・整備公開に関する提案の申し出を求めてきている。

５．さらに、締約国が次の事項を考慮することを勧告する。

a）金鶏山と他の４つのアンサンブル（仏堂・庭園）との間の阻害のない展望を維持すること。

b) 主要な道路改修の提案に当たっては、個々の構成資産の周辺環境の見え方を含め、顕著な普遍的価値の属性に対する影響を計る「遺産影響評価(Heritage Impact Assessment)」を行うこと。

c) 中尊寺及び無量光院跡の２つの地下に埋蔵されている庭園の再発掘調査及び再生（修復）に当たっては、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づき、イコモスによる評価及び世界遺産委員会の判断を受けるために、世界遺産センターに計画書を提出すること。

d) 地下に埋蔵されている考古学的な情報資源を積極的に保護すること。

e) 種々の構成資産の受容力に関する詳細な研究に基づき、来訪者に関する管理戦略を適切に定め、実施すること。

2　関連資産の価値と周辺環境

平泉は、12世紀日本の中央政権の支配領域と本州北部、さらにはその北方の地域との活発な交易活動を基盤として、本州北部の境界領域において、独特の性質を持つ日本の仏教に基づき、現世に清浄化された平和な理想世界（浄土世界）の実現を目指して造営された「政治・行政上の拠点」である。

この「政治・行政上の拠点」は、仏教思想を基軸とする宗教的な概念と世俗的な権力基盤とが一体化して形成されたもので、現世に浄土世界を構築するための諸施設が、東アジアの都市造営思想を出発点としながらも日本において独自に発展を遂げた都市設計理念に独特の仏教思想が反映された結果配置されたものである。

それらは、仏国土（浄土）を直接的に示す建築・庭園及び考古学的遺跡群に加え、浄土世界を造営した政治・行政上の拠点施設である柳之御所遺跡、奥州藤原氏の祖先崇拝を示すとともに浄土世界の理念の基層となった在来の仏教思想を示す寺院跡としての達谷窟と長者ヶ原廃寺跡、及び仏国土（浄土）を物質的に支えた経済・産業基盤を示す考古学的遺跡群である白鳥舘遺跡と骨寺村荘園遺跡によって示される。

これらを表す建築・庭園及び考古学的遺跡群には、独特の仏教理念を基盤として文化の境界領域に展開した平和祈願・万物共生の思想及び人類の来世観の形成に重要な役割を果たした浄土思想、特にも極楽浄土思想が反映され、政治・行政と宗教が融合して形成された拠点として、人類史における重要な段階を示す典型的な事例を提供している（2011年11月　第１回平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会資料をもとに作成）。

平泉及びその周辺には、これらと機能的側面あるいは精神的側面などと密接に関連する遺跡が多数存在しており、いずれも奥州藤原氏によって成立した「政治・行政上の拠点」かつ「仏教に基づく理想世界」という平泉の浄土世界を理解する上で欠くことの出来ないものとなっている。

2006年に提出した推薦書「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観－」においては、現在の資産に加え、その周辺にも広がる幾つかの遺跡等についても資産候補として推薦を行っており、世界遺産「平泉」はもとより、その周辺に存在している奥州藤原氏関連遺跡についても適切に保護していくことは当然重要である。したがって、これらの遺跡等について「関連資産」と定義し世界遺産と合わせた一体的な価値を認め、保存管理を行うこととしている。

第３章　資産構成と関連資産の概要

１　構成資産及び関連資産の一覧

構成資産は、現在においても活発な宗教活動が継続されている（1）中尊寺及び（2）毛越寺などの寺院をはじめ、庭園景観を含む遺跡である（3）観自在王院跡や（4）無量光院跡、仏国土（浄土）の方位を象徴し、信仰の対象となっている（5）金鶏山から成る。

また、関連資産として（6）柳之御所遺跡、（7）達谷窟、（8）白鳥舘遺跡、（9）長者ヶ原廃寺跡、(10)骨寺村荘園遺跡がある。

これらの構成資産及び関連資産の種別、位置、面積、緩衝地帯の面積、所在地については、次項の表－２に示すとおりである。

表－２　構成資産及び関連資産の一覧

No	資産		種別		位置	資産面積(ha)	緩衝地帯面積(ha)		周辺地帯面積(ha)	所在地
			世界遺産条約上の種別	文化財保護法上の種別			関連資産面積	緩衝地帯		
1	構成資産	中尊寺	遺跡	特別史跡	N39° 00′ 04″ E141° 05′ 59″	137.2	6008.8 （関連資産面積19.7haを含む）		－	平泉町
		1-1 金色堂		国宝建造物						
		1-2 金色堂覆堂		重要文化財建造物						
		1-3 経蔵		重要文化財建造物						
		1-4 大池伽藍跡		特別史跡						
2		毛越寺	遺跡	特別史跡 特別名勝	N38° 59′ 19″ E141° 06′ 28″	22.7				
		2-1 庭園								
		2-2 常行堂								
3		観自在王院跡	遺跡	特別史跡 名勝	N38° 59′ 21″ E141° 05′ 59″	3.8				
4		無量光院跡	遺跡	特別史跡	N38° 59′ 33″ E141° 06′ 56″	4.2				
5		金鶏山	遺跡	史跡	N38° 59′ 35″ E141° 06′ 33″	8.3				
6	関連資産	柳之御所遺跡	－	史跡	N38° 59′ 37″ E141° 07′ 10″	－	10.8	○	－	
7		達谷窟	－	史跡	N38° 58′ 05″ E141° 03′ 30″	－	5.1	－	1794.9	
8		白鳥舘遺跡	－	史跡	N39° 01′ 32″ E141° 08′ 09″	－	5.1	○	－	奥州市
9		長者ヶ原廃寺跡	－	史跡	N39° 00′ 46″ E141° 05′ 48″	－	5.1	○		
10		骨寺村荘園遺跡	－	史跡 重要文化的景観	N38° 58′ 39″ E140° 56′ 57″	－	349.9	－	691.0	一関市
						176.2	374.7	6008.8	2485.9	

コメント [S1]: 数値の再確認
一関市（骨寺）分は加算済
奥州市分が未了

２　資産及び緩衝地帯の範囲と関連資産等

構成資産と関連資産の位置、その周辺地域である緩衝地帯と周辺地帯の範囲については、図－５に示すとおりである。

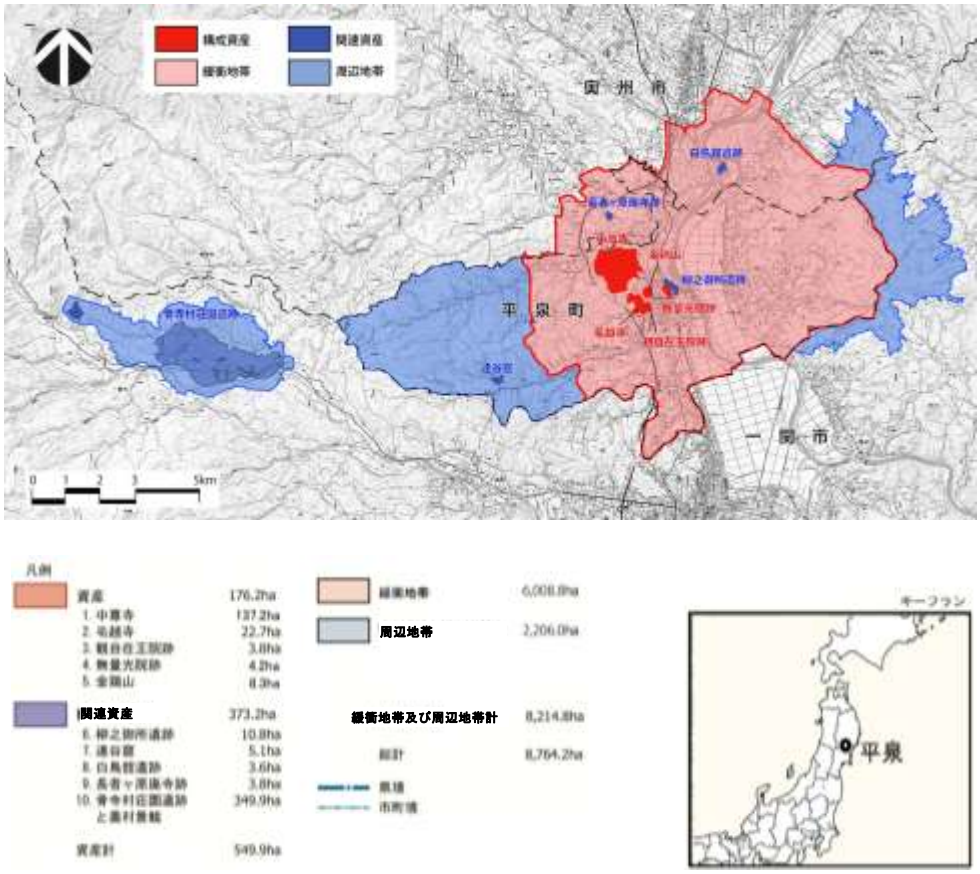

図－４　「平泉の文化遺産」の範囲

コメント [S2]: 修正。東側の緩衝地帯拡大分を表示。

済み

3　構成資産の概要

構成資産及び保存管理状況の概要については、以下に記述するとおりである。構成資産の詳細については推薦書本文にて説明を行っている。保存管理状況等の詳細については添付されている分冊－１（建造物に関する保存管理計画）及び分冊－２（史跡・名勝に関する保存管理計画）それぞれ具体的内容も含めて記述している。

(1) 中尊寺（岩手県西磐井郡平泉町字衣関）

中尊寺は、平泉の中心部北側の関山丘陵に位置する寺院である。奥州藤原氏初代清衡は、日本の北方領域における政治・行政上の拠点として平泉を造営するのに当たり、12世紀初頭から四半世紀をかけて、現世における仏国土（浄土）を表す中核の寺院として最初に中尊寺を造営した。

境内は、中尊寺及び支院群が位置する北丘陵と山林に覆われた南丘陵に二分できる。北丘陵には、東麓から尾根沿いに西の丘陵頂部に向かって月見坂と呼ぶ杉並木の表参道が延びる。丘陵頂部に近い開けた平坦地には本堂など一群の建造物が存在するほか、境内の地下には大池及び三重池などの園池跡や建物跡が埋蔵されている。

境内には、推薦資産の目録に掲載する金色堂(1)-1、金色堂覆堂(1)-2、経蔵(1)-3のほか、12世紀の石塔文化の特質を表す願成就院宝塔・釈尊院五輪塔、白山神社能舞台など、国宝及び重要文化財に指定された６件の建造物が存在する。また推薦資産の目録に掲載する大池伽藍跡(1)-4

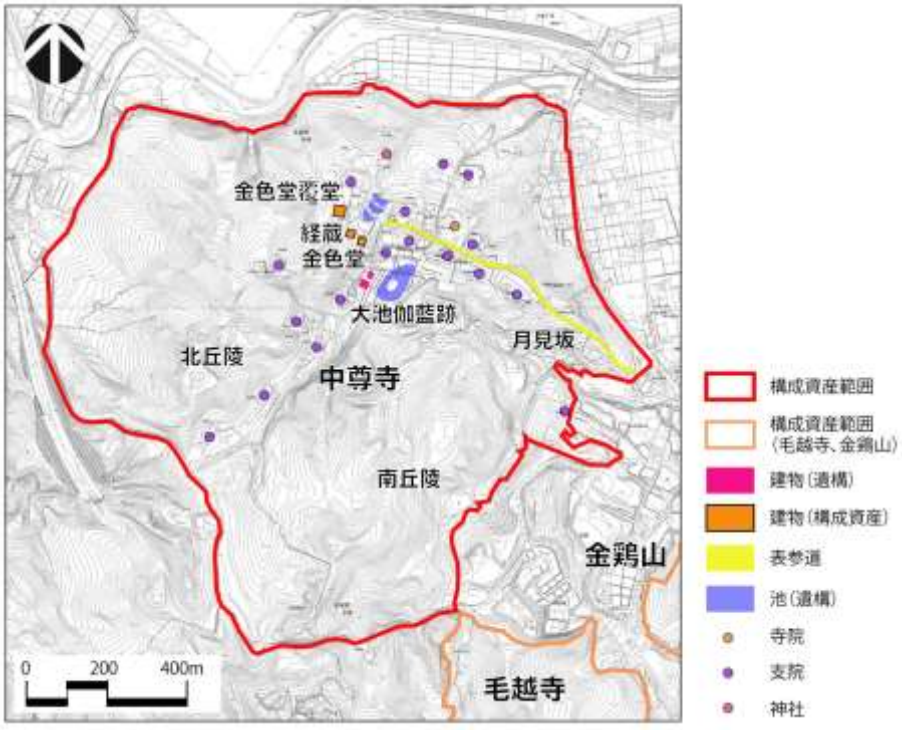

をはじめ、境内の全域が特別史跡中尊寺境内に指定されている。

図－5　中尊寺

さらに、現在の中尊寺境内では、奥州における戦で落命した全てのものの霊魂を極楽浄土へと送るために清衡が祈祷を行ったところ、１匹の猿が現れて念仏踊りを舞い、それらの霊魂を極楽浄土へと導いたとの伝承に基づく「川西念仏剣舞」が毎年行われている。

中尊寺境内に存在する記念工作物の概要については、以下のとおりである。

(1)-1　金色堂

中尊寺境内の北西側に位置する金色堂は阿弥陀如来の仏国土（浄土）を表す仏堂建築である。創建年代を示す棟木銘（1124年）から、国内に現存する数少ない同形式の阿弥陀如来建築の中でも最古のものであることが判明した。同時に、藤原氏四代（清衡・基衡・秀衡・泰衡）の遺体及び首級をそれぞれミイラとして安置した霊廟であり、政治・行政上の拠点である平泉において信仰の起点となった建築である。それは、今なお地域における精神的な拠り所ともなっている。したがって、金色堂は推薦資産の主題を説明する上で不可欠の構成資産（記念工作物）である。

金色堂は、一辺5.48ｍの方３間の規模で、屋根は単層宝形造、本瓦形板葺の木造建造物である。中心に当たる方１間の部分をはじめ、方３間の西南隅部及び西北隅部には阿弥陀三尊像が安置さ

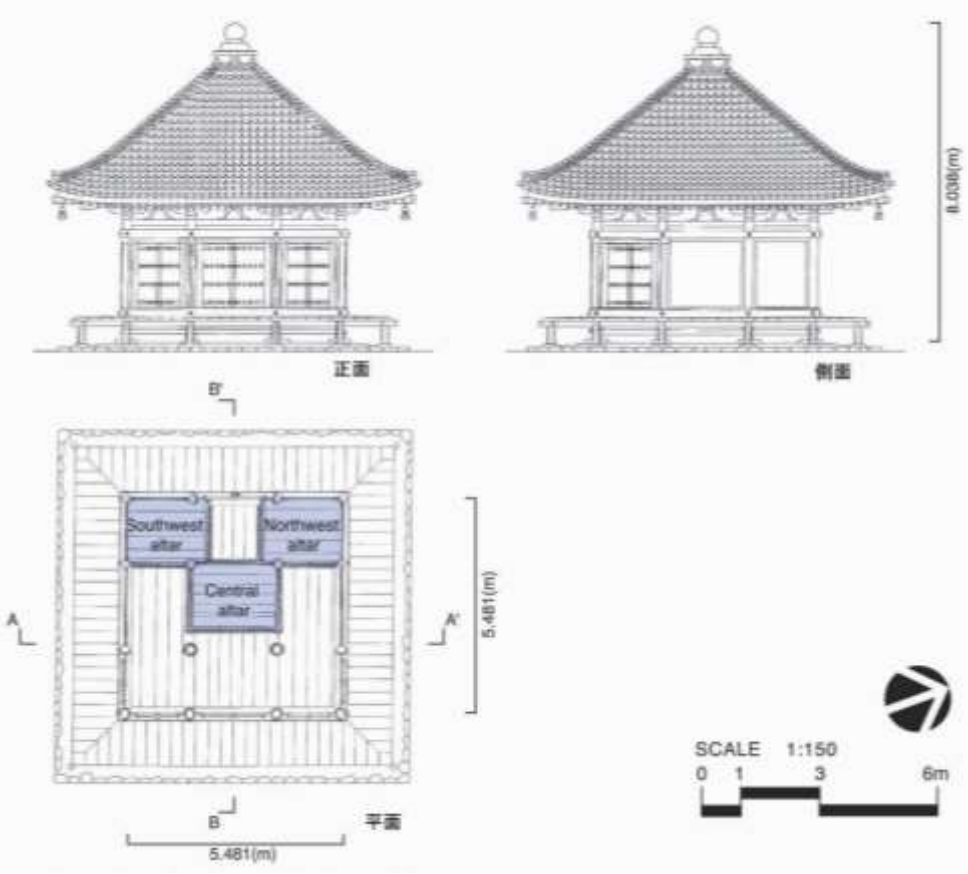

図－6　金色堂

写真－1　金色堂写真

れている。金箔の装飾、蒔絵・螺鈿などの漆芸・金工の意匠・技術を尽くした金色堂は、国内に現存する12世紀の数少ない阿弥陀堂建築の中でも最高傑作である。金色堂が12世紀の姿を現在にとどめる建築物であることは、1962～1968年に行われた金色堂保存修理工事の成果とともに、現状の意匠・形態が『吾妻鏡』の記載と一致することからも明らかである。

(1)-2　金色堂覆堂

中尊寺境内の北西の一画に位置する金色堂覆堂は、現在のコンクリート造覆堂が建造される以前に金色堂を保護していた木造の覆堂であり、奥州藤原氏が滅亡した100年後の1288年に、鎌倉幕府によって造営された。それは、阿弥陀如来の仏国土（浄土）を表す金色堂と一体の性質を持つことから、推薦資産の主題を説明する上で不可欠の構成資産（記念工作物）である。

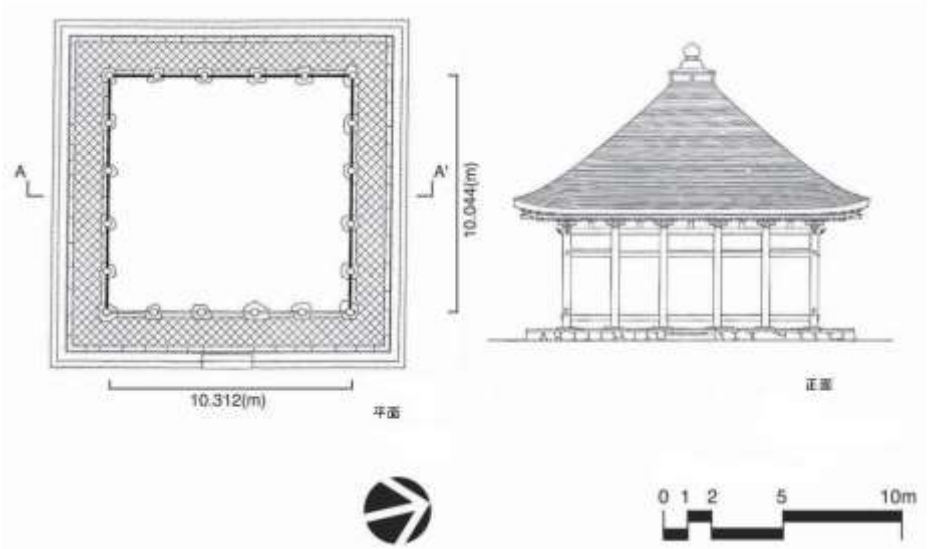

図－7　金色堂覆堂

現存する覆堂は、その様式から15世紀頃に再建されたものと考えられている。規模は方５間、屋根は宝形造・銅板葺で、正面を吹放しとし、内部には柱が存在せず、側柱だけから成る独特の構造を持つ。

建造物を保護するためにその外方を覆う覆堂は、修理や改修を繰り返す中で古いものが残りにくい性質を持つ。金色堂覆堂は現存する国内最古の覆堂とされ、重要かつ繊細な木造建築や石造物を風雪から護るための伝統的な手法のひとつを今日に伝える重要な事例である。

写真－２　金色堂覆堂

(1)-3　経蔵

中尊寺境内の北西側に位置する経蔵は、国宝である「紺紙金銀字交書一切経」、「紺紙金字一切経」などが納められていた木造建築物である。それは、仏国土（浄土）の法を説いた仏典の収蔵施設であることから、推薦資産の主題を説明する上で不可欠の構成資産（記念工作物）である。

寺伝によると、現経蔵は、棟札により1122年に完成したことが判る２階建の経蔵のうち、下層の部分のみの部材を用いて14世紀頃に建て直されたものとされている。

現在の経蔵は一辺7.72ｍの方３間の規模を持ち、屋根は宝形造・銅板葺で、正面に１間の向拝が取り付く。内部の三方の壁面には、経典を納める経棚が７段にわたって設けられている。

写真－３　経蔵

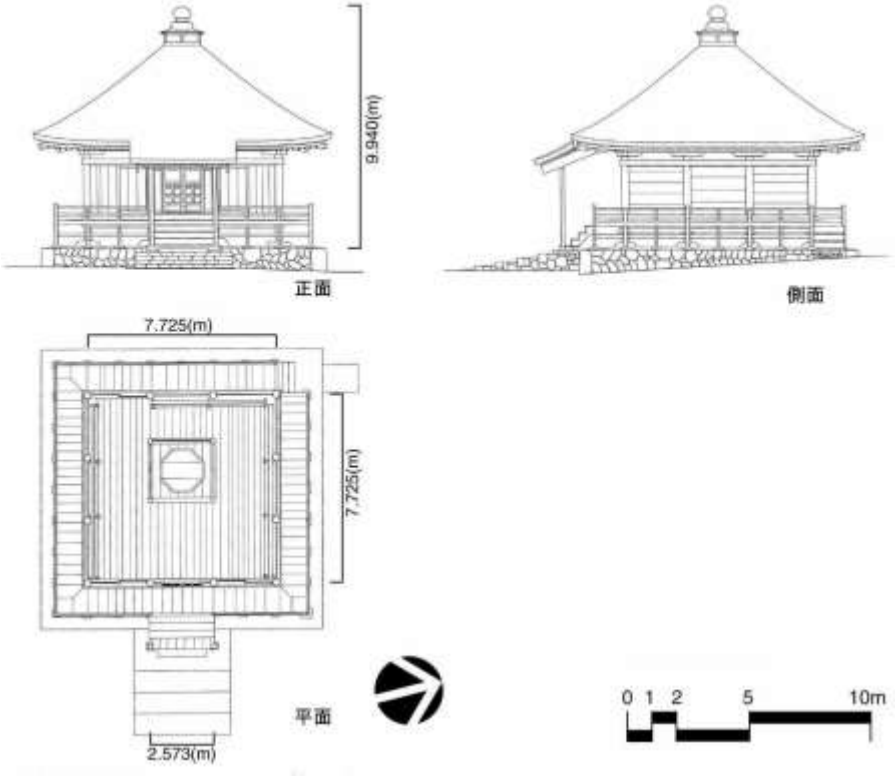

図－８　経蔵

(1)-4　大池伽藍跡

12世紀前半に「鎮護国家大伽藍一区」(『供養願文』) が建立されたとみられる区域には、「大池跡」と呼ぶ池の痕跡を示す地形が残されており、これまでの発掘調査によって西に仏堂が建ち、その東側の低地に石を用いて意匠した園池が広がっていることが判明した。特に「大池跡」は長径約120ｍ、短径約70ｍの不正形円で、中央に中島を擁し、西側に仏堂を配置する浄土庭園の遺跡である。

大池伽藍跡は、清衡が、奥州における多くの戦で落命した全ての霊魂を敵味方の区別なく浄刹（浄土）へと導くとともに、自らの浄土への往生をも祈願し、現世における仏国土（浄土）の表現を目的として造営した浄土庭園の考古学的遺跡であると考えられることから、推薦資産の主題を説明する上で不可欠の構成資産（遺跡）である。

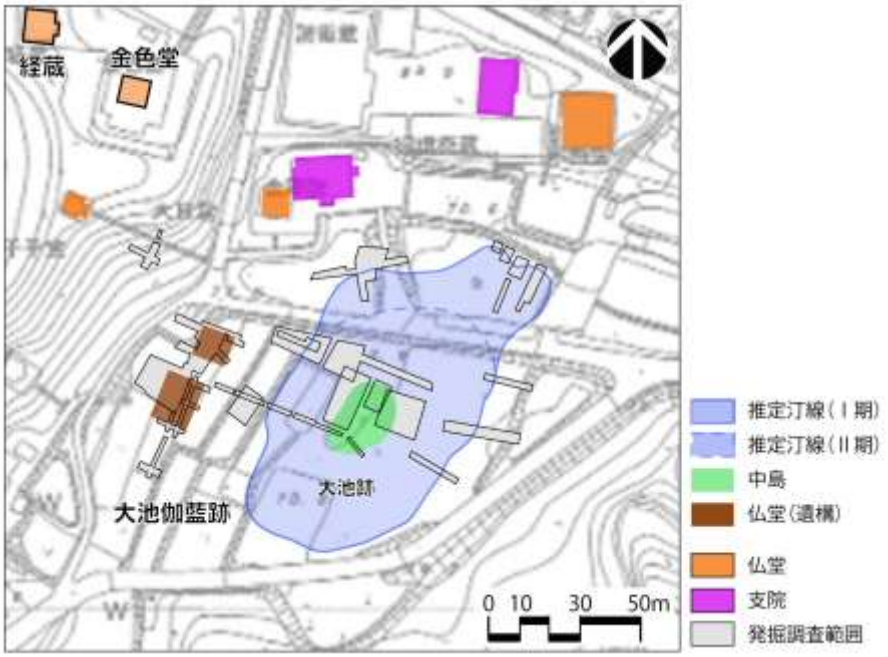

図－９　大池伽藍跡

コメント [S3]: 要修正。2018年調査まで含めて調査範囲（位置）を表示する。

(2) 毛越寺（岩手県西磐井郡平泉町平泉字大沢ほか）

平泉の中心部の南側に位置し、12世紀中頃に奥州藤原氏二代基衡が造営した寺院である。それは、平安京東郊の白河の地に天皇の御願寺として造営された法勝寺を模範とした可能性が高いとされている。また、毛越寺の地割の東端が金鶏山の山頂から南への延長線に合致することから、毛越寺の設計は金鶏山の位置と緊密な関係を持っていたことが知られる。

12世紀末期の毛越寺には、40にも及ぶ堂宇と500にものぼる禅坊が存在したとされている（『吾妻鏡』）。毛越寺の主要伽藍は、二代基衡が建造した円隆寺、三代秀衡が建造した嘉勝寺などから成る。壮麗さにおいては国内で並ぶものがないと評された円隆寺は、北側に位置する塔山（標高121ｍ）などの丘陵の区域を背景として建てられ（『吾妻鏡』）、堂内には平安京の仏師に製作を依頼して完成した薬師如来像が本尊として安置された。金堂の両側から東西に向かって回廊が延び、途中で南に折れ、その南端には経楼と鐘楼が建てられた。これらの堂宇の南側には大きな園池が広がり、堂宇の周辺を含めて主に薬師如来の仏国土（浄土）を表す浄土庭園が造成された。

円隆寺の西側には嘉勝寺、後方には講堂、東には常行堂・法華堂などの主要堂宇が建ち並んでいた。さらに、その南側には南大門が建ち、東西の大路に面していた。

1226年に円隆寺金堂が焼失し、1573年には南大門が焼失した。また1597年には常行堂・法華堂が焼失した。

17世紀から19世紀半ばにかけては仙台藩主伊達氏の庇護の下に境内の状態が保護され、1732年には現存する常行堂が建立された。

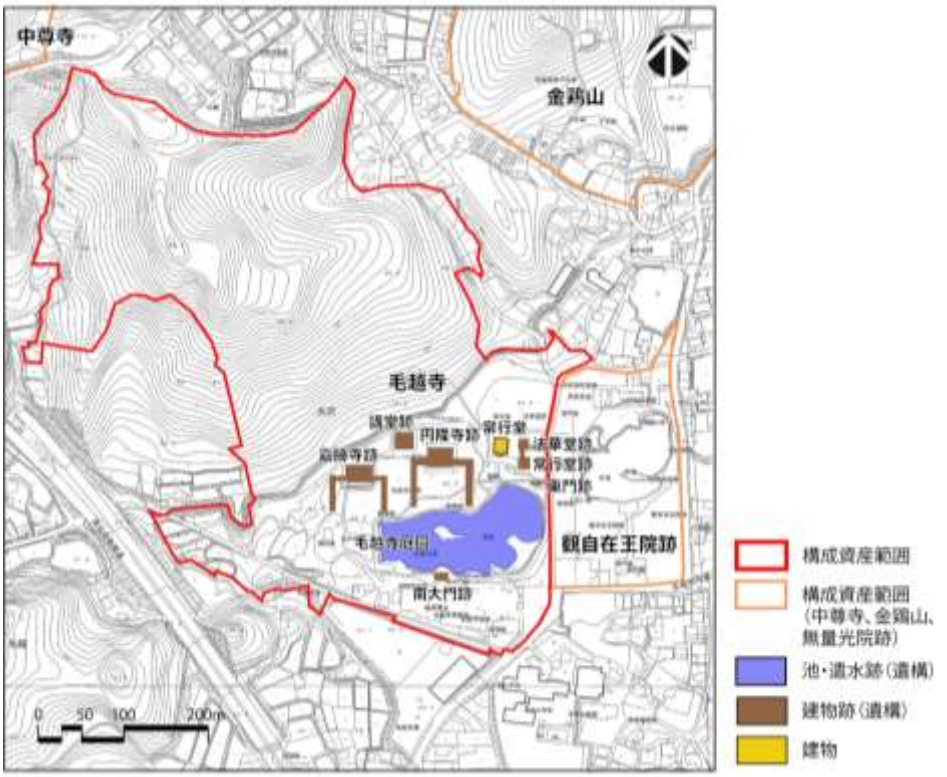

図－10　毛越寺

現在の常行堂では、毎年１月に常行三昧の修法とともに重要無形民俗文化財に指定されている「毛越寺の延年」の舞が行われるなど、様々な宗教行事が活発に行われている。

1930年に円隆寺跡、1955～1958年に主要伽藍と庭園、1980～1990年に庭園の「大泉が池」をそれぞれ対象として、発掘調査が実施された。その結果、円隆寺跡、嘉勝寺跡、講堂跡、常行堂跡、法華堂跡などから成る伽藍の礎石や基壇が発見された。その他にも、土塁跡、南大門跡、東門跡などについても発掘調査が行われた。

「大泉が池」の発掘調査では、北東岸において導水のための遣水を発見したほか、西南岸の池尻においては排水溝を発見した。また、儀式の遺構としては、園池の北岸に当たる仏堂前面において、幡などを立てたと推定される一群の柱穴跡も発見された。さらに、毛越寺境内と東隣の観自在王院境内との間には、南北方向の通路状の石敷広場の跡と牛車を格納する車宿の跡が発見された。

毛越寺境内には、以下に述べるように、特別名勝に指定されている庭園と、特別史跡及び特別名勝の構成要素である常行堂の建築が存在する。

(2)-1　庭園

毛越寺境内の仏堂の前面に設けられた「大泉が池」を中心とする庭園で、主に薬師如来の仏国土（浄土）を表現した独特の造形空間であることから、推薦資産の主題を説明する上で不可欠の構成資産（遺跡）である。

1980～1990年に行われた発掘調査の結果、「大泉が池」は東西約190ｍ×南北約60ｍの規模を持ち、洲浜・出島・立石・築山など多様な構成要素から成ることが判明した。東岸には優美な海岸線の風情を漂わせる緩やかな曲線の洲浜が入江を形成するのをはじめ、南東岸には波が多く岩石の多い海岸である荒磯を表現して高さ約２ｍの立石を中心とする出島があり、南西岸には荒々しい岩肌が断崖の風情を漂わせる高さ４ｍの築山がある。北東岸の遣水を経て導き入れられた水は池中を東から西へと流れた後、池尻に当たる西南岸から境内外へと排水される。

緩やかに蛇行する遣水は長さ約80ｍ、幅約1.5ｍあり、庭園における遣水の意匠・技術の全容を知る上で極めて貴重な遺構である。発掘調査によって12世紀に造られたままの状態で地下に残されていたことが明らかとなり、1988年に修復・再生された。

この庭園の構成及び細部の意匠・技術は、11世紀後半の作庭技術書である『作庭記』に「自然を尊重し、自然に習う」と記された当時の作庭の理念、意匠・技術に正確に基づくものである。

「大泉が池」の中央には中島があり、その南と北には２基の木橋の遺構が発見された。また、園池の北岸では、儀式の際に幡などを立てたと推定される特殊な柱穴跡も５基並んで発見された。南大門跡、中島、２基の橋の橋脚、幡などを立てたと推定される一群の柱穴跡、円隆寺金堂跡を結ぶ伽藍の中軸線は正しく南北方向に一致し、さらにその北側に当たる伽藍の背後には塔山が控えている。園池のみならず、仏堂の周囲を含め、伽藍全域の地表面が小さな礫で覆われ、朱塗柱に輝く仏堂や緑成す背後の塔山と小礫で覆われた園池との色彩的対比は、本尊である薬師如来の仏国土（浄瑠璃浄土）を想起させるのに十分であったに相違ない。

このように、毛越寺庭園は、左右対称形の翼廊を伴う仏堂の南側に園池を設け、仏堂背後の塔山と一体となって、主に薬師如来の仏国土（浄土）の表現を意図して造られた浄土庭園であり、12世紀の様相を完全な形で現在に伝える点で、日本庭園史上におけるその価値は計り知れないほど高い。

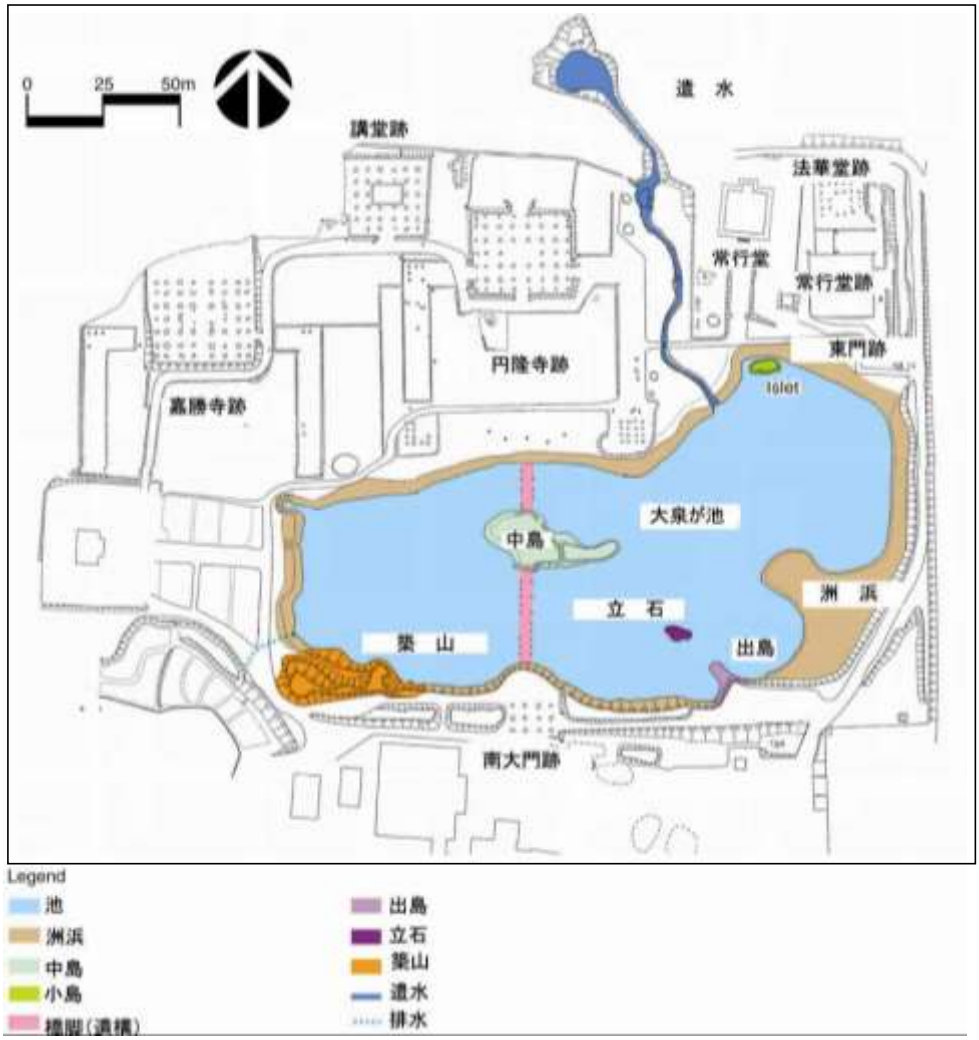

図—11　毛越寺庭園

(2)-2　常行堂

毛越寺常行堂は、12世紀の浄土思想に直接関係する宗教儀礼・民俗芸能が今もなお執り行われている建造物であることから、推薦資産の主題を説明する上で不可欠の構成資産（記念工作物）である。

毛越寺の園池北東岸に位置する常行堂は、18世紀に再建された方５間、一辺11.7m、高さ14.5mの宝形造・茅葺の小規模な仏堂である。それは、本尊である阿弥陀如来の名号を唱えながら四周を行道し、その相好を内面的に観想する常行三昧という行法を行うための仏堂である。また、現存する常行堂の東の隣接地には、17世紀に焼失した12世紀当初の常行堂の遺構が地下に良好な状態で保存されている。

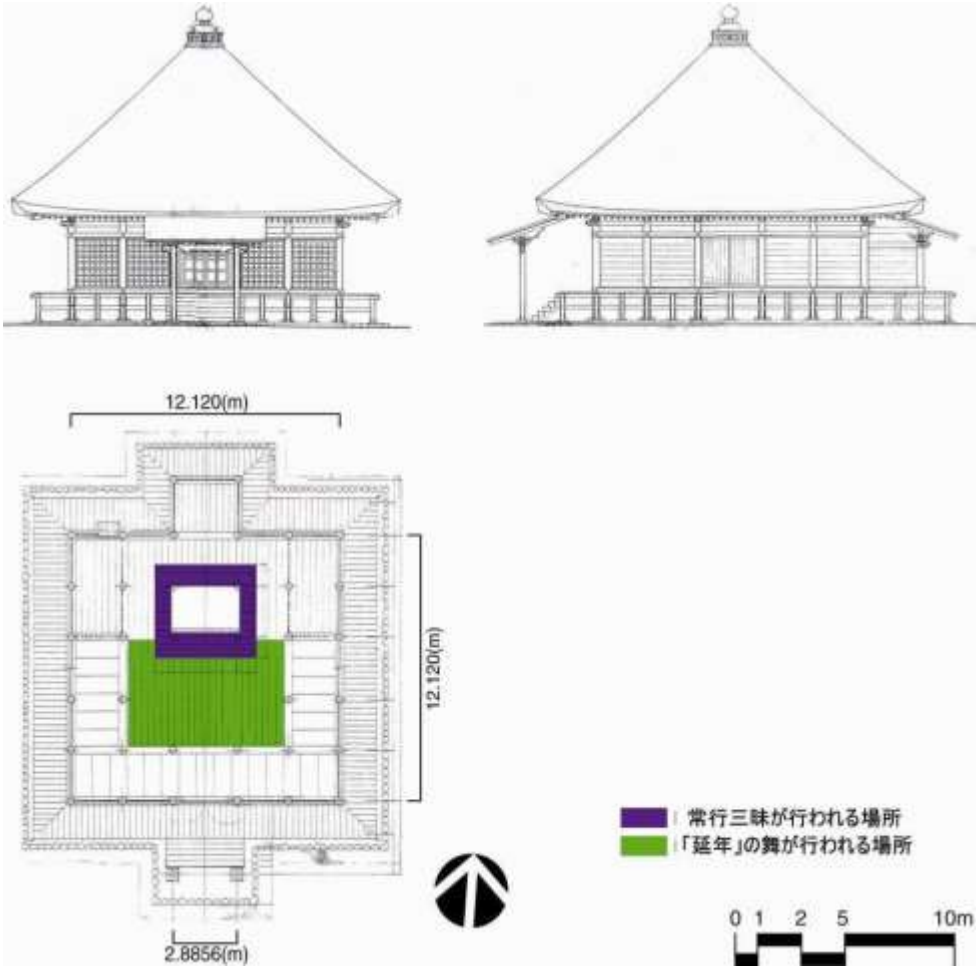

図－12　常行堂

現存の常行堂では、毎年１月に新年の天下泰平・無病息災・家内安全を祈願するために修正会が催される。その中でも、最も重要な儀式として位置付けられているのが、円仁により中国の五台山から伝えられた常行三昧の修法である。修正会に引き続いて、僧侶による「延年」の舞が奉納される。「延年」の舞は、11世紀から12世紀に流行した芸能で、参集した人々の精神を浄化し、その生命力を再生して長寿に導くために行われるものである。

このように、毛越寺の常行堂は18世紀に再建されたものではあるが、12世紀の平泉における浄土思想を今日に伝える重要な建造物であり、今も堂内で執り行われている儀式・芸能は、12世紀における平泉の浄土思想の神髄を今日に伝える無形の要素として重要である。

写真－４　常行堂

(3) 観自在王院跡（岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山）

観自在王院跡は、阿弥陀如来の仏国土（浄土）を表現した独特の浄土庭園を伴う寺院の考古学的遺跡であることから、推薦資産の主題を説明する上で不可欠の構成資産（遺跡）である。

毛越寺境内の東には、かつて幅30ｍの南北方向の通路状広場を介して観自在王院の境内が接していた。観自在王院は、基衡の妻が建立した寺院で、住居を寺に改めた可能性のあることが指摘されている。

発掘調査の結果、敷地の北側に大阿弥陀堂・小阿弥陀堂などの主要堂宇が建ち、その南側には中島を擁する大きな園池が設けられていたことが判明した。

「舞鶴が池」と呼称される園池は、東西100ｍ、南北約100ｍの規模を持ち、中央に東西約30ｍ、南北約12ｍの中島が設けられていたことが判明した。さらに、毛越寺の庭園の「大泉が池」とは異なり、比較的簡素な意匠・構造の園池であったことも判明した。

「舞鶴が池」の平面形状は、「池が鶴か亀の形に掘るべし」と記す『作庭記』の記述と一致する。また、池の水際の白浜の形状、景石の配置、西岸中央部付近の伝うように水が落ちる滝石組の構造も『作庭記』の記述に一致している。

池の水は毛越寺境内の北東隅に位置する弁天池から、導水されていたことが判明した。

園池の北側では大阿弥陀堂及び小阿弥陀堂の痕跡を示す礎石が発見されたほか、園池の南側では棟門跡が発見された。

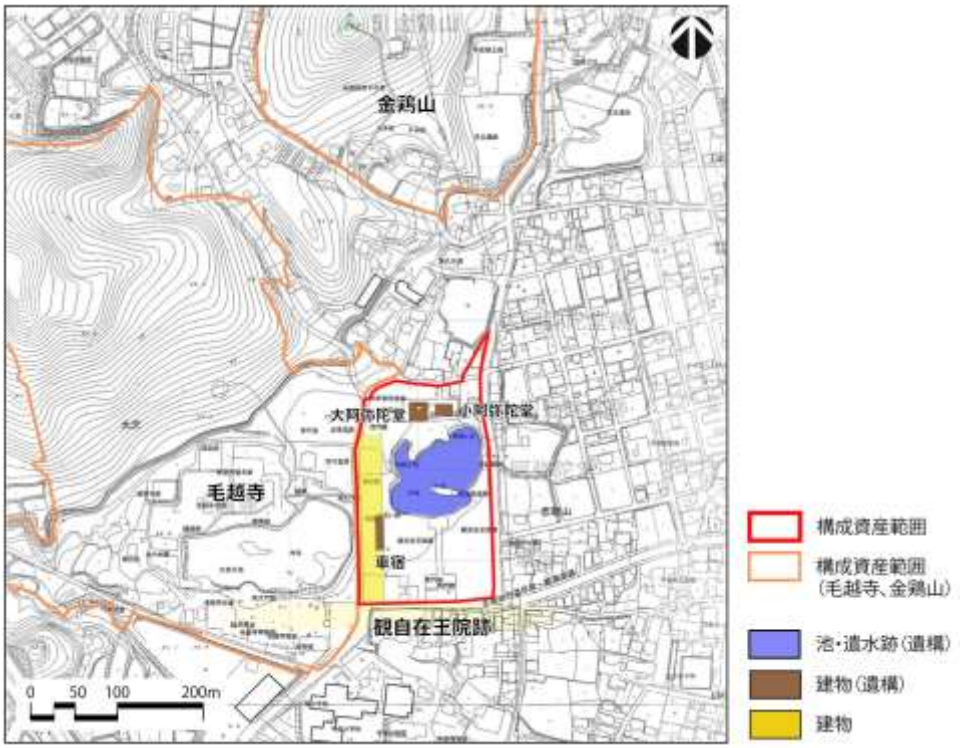

図－13　観自在王院跡

このように、観自在王院の庭園は、大小の阿弥陀堂の南側に設けられた園池を中心として、背後の金鶏山とも一体的に阿弥陀如来の極楽浄土の表現を意図して造られた浄土庭園であった。

現在、18世紀初頭に建てられた現存の阿弥陀堂では、毎年春に毛越寺僧侶らによって基衡の妻の葬列を再現した法事が行われている。

(4) 無量光院跡（岩手県西磐井郡平泉町平泉字花立ほか）

無量光院跡は、頂部に経塚が位置する金鶏山を背景として、阿弥陀如来の仏国土（浄土）を表現した独特の浄土庭園を伴う寺院であるとともに、その最も発展した形態を示す考古学的遺跡であることから、推薦資産の主題を説明する上で不可欠の構成資産（遺跡）である。

無量光院跡は、平泉中心部の東側に位置する。奥州藤原氏三代秀衡が12世紀後半に建立した寺院の跡である。その西方には金鶏山が位置し、東に接して居館の遺跡である柳之御所遺跡が存在する。

無量光院の阿弥陀堂は宇治の平等院阿弥陀堂を模して造られたとされている（『吾妻鏡』）が、発掘調査の成果及び金鶏山との位置関係からは、宇治平等院よりもさらに発展した仏堂・庭園の伽藍配置であったことが判明している。

発掘調査の結果、無量光院は南北約320m、東西約230mの範囲に及び、西・北・東に土塁が巡ることが明らかになった。西側の土塁は高さ約５m、長さ約250mに及ぶ長大なもので、外側には堀を伴うことが判明している。

無量光院の区画の内部には東西約150m、南北約160m、水深が約30cmの浅い園池があり、その北西隅部から導き入れられた水は北東隅部から排水されていたことが判明した。

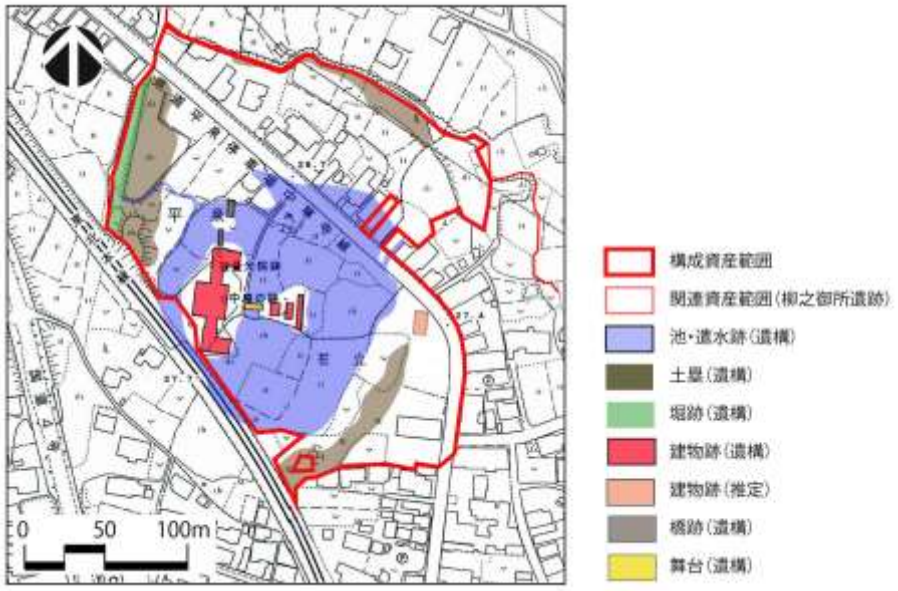

図－14　無量光院跡

園池の中央北寄りの位置には、大小３つの中島が設けられている。西側に位置する大きな島には、左右対称形の翼廊を伴う仏堂が東面して建てられていた。仏堂は宇治の平等院と同規模であったが、翼廊のうち南北の部分が平等院よりも１間長く、仏堂の背後に尾廊を伴わないことが判明している。この島の北側には今ひとつの小さな島があり、橋で結ばれていたことが明らかとなった。また、翼廊付仏堂が建つ島の東側に位置する島には、原位置を維持した状態で汀線の景石が残されているほか、３棟の礎石建物が建てられていたことも判明した。それらの建物は、それぞれ東から楽屋・拝所・舞台の機能を持つ建物と推定されている。

無量光院は周囲を土塁・塀が囲むなどの独自の構造を持ち、宇治の平等院では池の東岸に仮設されていた拝所が池中の小さな島の上に常設されるなど、仏堂正面の視覚的効果を意識した施設の配置構成が見られる。また、出土遺物には、かわらけや金銅製透彫瓔珞などがある。

無量光院跡の２つの中島に設けられた建物群は、背後に位置する金鶏山の山頂と東西の中軸線を揃えており、東側から西の仏堂を望むと、年に２度、４月と８月に仏堂背後に位置する金鶏山の山頂付近に日輪が沈む。このことは、無量光院が現世における西方極楽浄土の観想を目的としてつくられたものであることを示している。そこには、柳之御所遺跡から無量光院の仏堂・園池を経て背後の金鶏山に至るまで、居住・政務の場である居館、極楽浄土を実体化した伽藍、極楽浄土の方位を象徴する小独立丘が東西に並んで位置する独特の空間構成が見られる。

このように、西方に金鶏山が背後に控え、園池に浮かぶ大小２つの中島に翼廊付の仏堂と拝所・舞台をそれぞれ設けた無量光院跡の空間構成は、浄土庭園の最高に発展した形態として貴重である。

12世紀以後の無量光院の経過に関する記録は一切残っていないが、発掘調査の結果、13世紀中頃に焼失したものと推定されている。

(5) 金鶏山（岩手県西磐井郡平泉町平泉字花立）

金鶏山は、平泉中心部の西側丘陵の突端部に位置する小独立丘である。標高は98.6m、山麓との比高は約60mで、平泉の中心から容易に目視でき、目印としての性質を持つ。その頂部には経塚が営まれ、寺院境内の浄土庭園において仏国土（浄土）を空間的に表現する際に重要な意義を持ったことから、推薦資産の主題を説明する上で不可欠の構成資産（遺跡）である。

1930年には、山頂から埋経に用いられた12世紀の銅製経筒や陶器壺などが出土した。

経塚の造営は、仏教の弥勒信仰に基づく営為の一つである。10世紀～12世紀末期にかけて、末法思想の流行に伴い、将来仏となるべく兜率天において菩薩道にいそしむ弥勒が、龍華三会の脱法を行うためにこの世に下生するときまで、経典を確実に保存しようと各地で経塚が造営された。そのような時代背景に基づき、奥州藤原氏も金鶏山の頂上に経塚を営んだ。

金鶏山は、毛越寺及び観自在王院の北に位置するほか、居館である柳之御所遺跡から無量光院の園池・阿弥陀堂を経て西の方向に位置する。したがって、現世における仏国土（浄土）の表現を目的とする寺院及び住居・政務の場としての居館を造営するのに当たり、金鶏山との位置関係が重要な意味を持ったことが知られる。

図－15　金鶏山

4　関連資産の概要

(1) 柳之御所遺跡（岩手県西磐井郡平泉町平泉伽羅楽ほか）

奥州藤原氏の住居・政務の場であった居館の考古学的遺跡であり『吾妻鏡』に記す「平泉館」の跡とされている。居館は11世紀末期～12世紀初頭に造営が開始され、12世紀末期に奥州藤原氏が滅亡するとともに焼失した。それは、為政者としての奥州藤原氏が仏教に基づく理想世界の実現を目指し、平泉の造営を進める上での重要な起点となっただけではなく、初代清衡が造営した中尊寺金色堂、三代秀衡が造営した無量光院など、仏国土（浄土）を空間的に表現する建築・庭園とも空間上の緊密な位置関係を持っていた。したがって、柳之御所遺跡は、推薦資産の主題を説明する上で不可欠な構成資産（遺跡）である。

柳之御所遺跡は、平泉中心部の東側を流れる北上川と西側の猫間が淵の低地に挟まれた標高22～30ｍの段丘の縁辺部に立地する。北西から南東の方向に細長い区画を成し、最大長約750ｍ、最大幅約220ｍ、総面積約11万㎡である。これまでに実施された計70回に及ぶ発掘調査により、奥州藤原氏四代の居館に関する豊富な情報が明らかとなった。

遺跡は、堀で囲まれた遺跡全体の約３分の２に相当する東南の区域と、堀の外側に展開する北西の区域に分かれる。

堀で囲まれた東南の区域では、道路状遺構・塀跡・掘立柱建築跡・竪穴建物跡・園池跡・井戸跡などの遺構が発見された。堀跡は幅約10ｍ、深さ約2.5ｍで、全長が約500ｍにも及ぶ。東と南の堀では、道路状遺構に連続する橋脚跡が確認された。堀で囲まれた区域の内部には塀で囲まれた区画があり、区画内の北半部には建物群が、南半部には園池が、それぞれ設けられていた。建物は掘立柱構造で、寺院で発見されている建物跡が礎石建の構造であるのと対照的である。園池の北側の区域には比較的規模の大きな建物が密に分布し、区画の中でも中心的な部分を成す。四面に庇を伴う大型建物の周辺には中小規模の建物が分布し、整然とした規格性が見られる。また総柱で構成される建物は高床倉庫と推定され、平泉館の焼亡時に倉のみが焼け残り、その内部に犀角、象牙の笛、水牛角、紺瑠璃の笏などの船載品が唐木製の厨子に納められていたと記す『吾妻鏡』の記述との関連性がうかがえる。

堀に囲まれた区域の外側に当たる北西の区域では、西の中尊寺金色堂の方向に向かって伸びる幅約７ｍの道路の跡が発見されており、「金色堂の正面方向に平泉館がある」とする『吾妻鏡』の記述とも合致する。道路を挟んだ両側の地域には、方形の区画が並んで展開していることが確認されており、堀に囲まれた区域とも密接に関連する一族の屋敷跡地と推定されている。

出土遺物の大半は12世紀のもので、その中には火舎・花瓶・輪宝などの密教儀礼に関わる仏具、小型の木製宝塔などの仏教関係の遺物を含む。その他、儀式などの宴会に用いられた10トン以上にも及ぶ膨大な量のかわらけをはじめ、中国産の白磁四耳壺及び青白磁皿の陶磁器類が出土しており、京都の貴族のみならず中国大陸との間に強い関係があったことを示している。建築部材などの様々な木製品、内面に金が付着した片口鉢の破片なども出土している。これらの多彩な遺物は、柳之御所遺跡が平泉の政治・行政上の中核的機能を担い、交易・交流の結節点としての役割を持っていたことを示している。

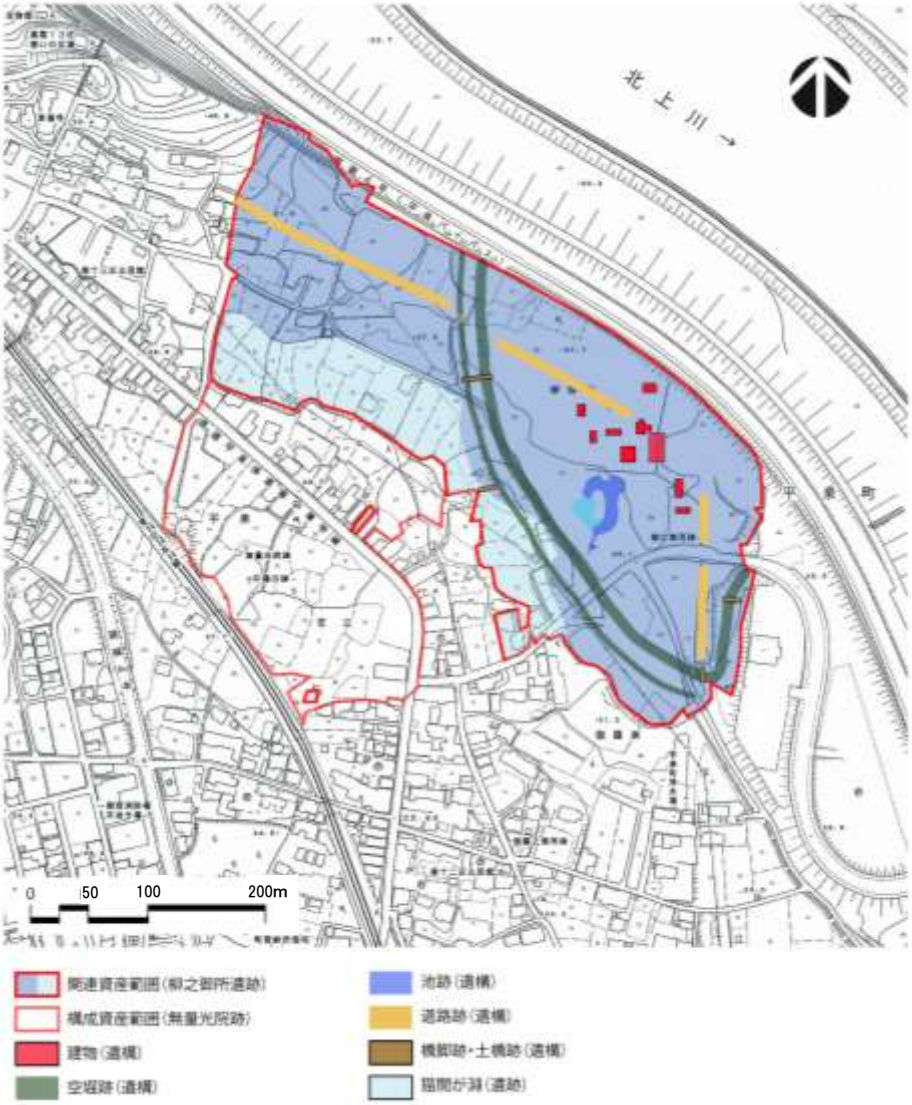
北上川
0
50
100
200m
関連資産範囲（柳之御所遺跡）
構成資産範囲（無量光院跡）
建物（遺構）
空堀跡（遺構）
池跡（遺構）
道路跡（遺構）
橋脚跡・土橋跡（遺構）
猫間が渕（遺跡）

(2) 達谷窟（岩手県西磐井郡平泉町平泉字北沢）

平泉の中心部から西へ約６㎞付近に位置する寺院である。９世紀初頭に征夷大将軍坂上田村麻呂が蝦夷討伐の戦勝と仏の加護への祈願を込めて、京都の鞍馬寺から多聞天（毘沙門天）を勧請し、毘沙門堂を建立したのが始まりと伝えられている。1189年には、源頼朝が文治五年奥州合戦の帰路に参詣している（『吾妻鏡』）。達谷窟付近の現在の道路は、太田川と丘陵とが接する地形的な制約により大きく屈曲しており、12世紀の日本の北方領域における南北幹線道であった「奥大道」と重なっているものと推測される。達谷窟は、政治・行政上の拠点である平泉と周辺の地域とを結ぶ奥大道の沿線に位置し、交通の要衝を成す重要な寺院であった。

発掘調査の結果、達谷窟は12世紀後半に繁栄していたことが判明している。毘沙門堂の南側に位置する現在の蝦蟇が池は、往時には池中の中央に中島を擁し、玉石護岸を伴う園池であったことが判明しており、仏堂の前面に設けられた浄土庭園としての空間を構成していた。

窟に設けられた毘沙門堂は、12世紀以降、何度かの火災に遭いながらも再建を繰り返し、別当西光寺の管理の下に現在まで存続している。江戸時代以降の境内の様相については、現在に残る文書や絵図・木版画等によって知ることができる。毘沙門堂の西方には、凝灰岩の岩壁に刻まれた大きな磨崖仏があり、現在もなお人々の厚い信仰を集めている。

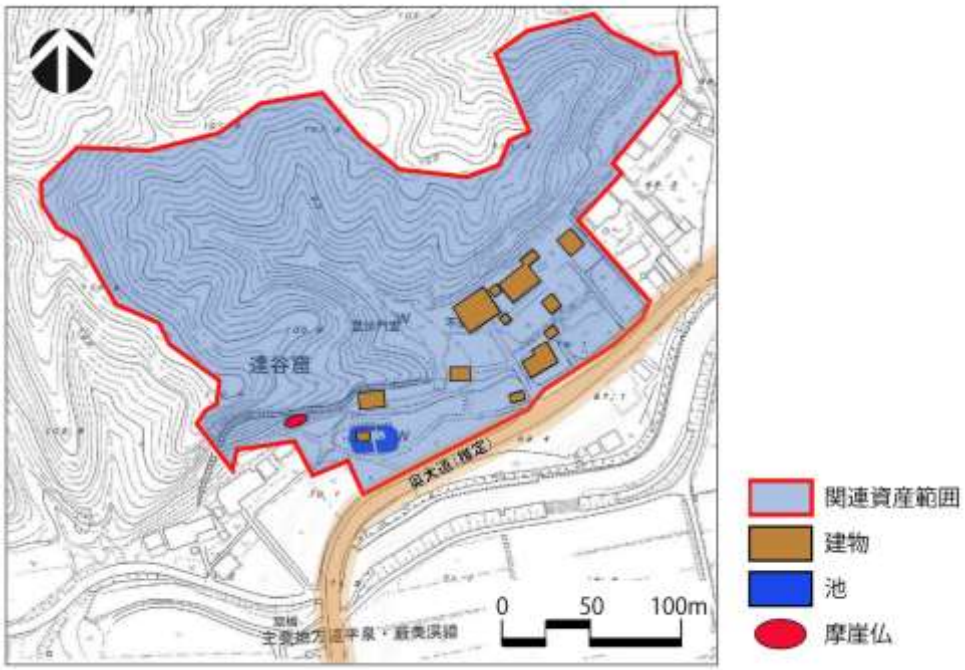

図－17　達谷窟

(3) 白鳥舘遺跡（岩手県奥州市前沢区白鳥舘地内）

白鳥舘遺跡は、平泉町中心部から北東約５㎞の北上川西岸に位置する。周囲は北上川の峡谷部であり、川に半島状に突き出した丘陵から裾野の低地一帯が遺跡である。

遺跡は、奥州藤原氏の祖である安倍氏の柵跡との伝承をもち、中世後期の城館遺跡でもある。発掘調査の結果、10世紀の集落跡、11世紀の土器包含層、12世紀から13世紀初頭の掘立柱建物跡群と手工業生産遺構群、14～15世紀の城館跡などが確認され、11世紀から15世紀にかけて北上川舟運の要衝地として断続的に機能していたことが判明した。特に、遺跡南西部の低地に分布する掘立建物群と手工業生産遺構群からなる12世紀の遺構は、平泉中心地域外における平泉藤原氏の拠点施設を示す例として極めて貴重である。

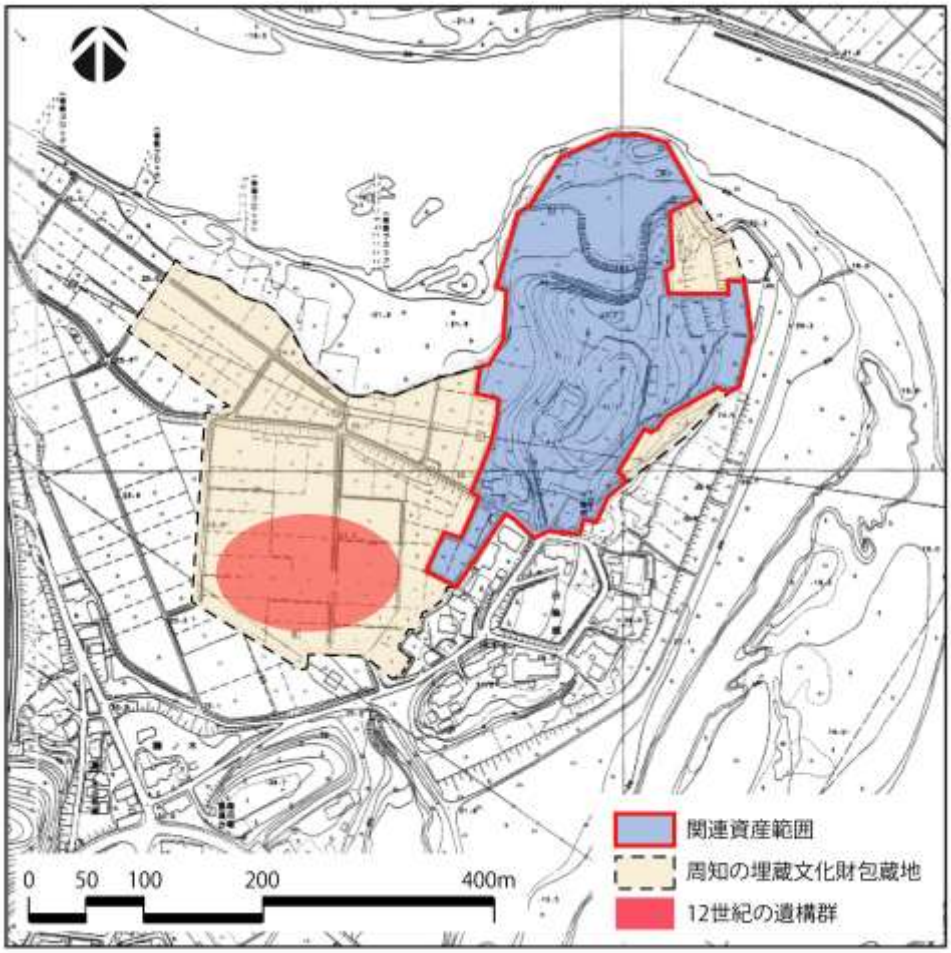

図－18　白鳥舘遺跡

コメント [S4]: 図の修正必要？「関連資産範囲」の表示範囲を水田面まで拡大か。

(4) 長者ヶ原廃寺跡（岩手県奥州市衣川区田中西地内）

奥州藤原氏の母方の出身氏族、安倍氏によって建立したと推測される寺院の遺跡である。

発掘調査の結果、西暦1000年頃に、本堂・西建物・南門の３つの礎石建物、東・西・北門、１辺約100ｍの築地塀が造営されたことが判明した。はっきりした存続期間は不明だが、安倍氏が前九年合戦で敗れたのに伴って廃絶したと推測される。

しかし、荒廃後も、築地塀が廻っている様が衣川のランドマークになっていたように、三代秀衡の時代に平泉を訪れた西行法師も、**長い間の念願だった旧跡を目にすることができたとして、その感慨を和歌に詠んでいる。**また、奥州藤原氏を滅ぼした源頼朝も、この遺跡の礎石を一目見ようと足を運んでいるが、繁茂する草に覆われて見ることが叶わなかったということが『吾妻鏡』に記録されている。

このように、寺として機能しなくなった後も、廃寺とし　て文化人・武士の崇拝を集めていたようで、初代清衡が中尊寺の大長寿院を、平泉の中心部から相互に視認できる関山丘陵の南側ではなく、衣川地区を臨む北側に建立したのは、長者ヶ原廃寺跡を意識した上での占地だったと推測される。

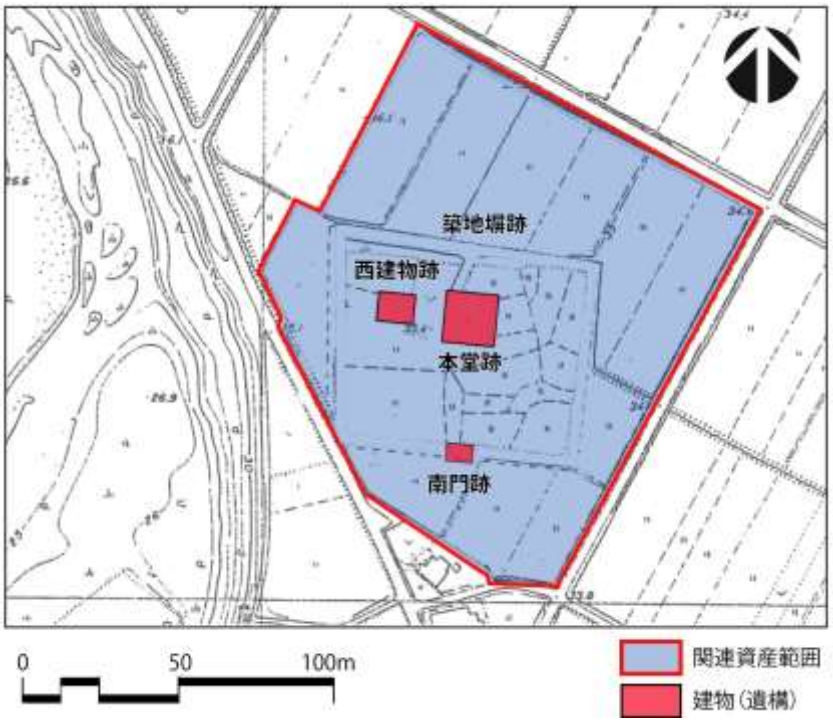

図－19　長者ヶ原廃寺跡

(5) 骨寺村荘園遺跡（岩手県一関市厳美町字駒形ほか）

骨寺村荘園遺跡は、平泉の中心部から西約12km付近の磐井川沿いに位置し、『吾妻鏡』や『中尊寺文書』、『陸奥国骨寺村絵図』に描かれた中尊寺経蔵別当領として、中尊寺経蔵と一体不可分の関係にある荘園遺跡である。発掘調査の結果、12世紀の**平泉の遺跡群に共通した遺物が発見され中尊寺との関係性を裏付ける**。

骨寺村荘園遺跡は、中尊寺伝蔵の２枚の『陸奥国骨寺村絵図』によって奥山、里山、水田耕作地や居住地など全体の空間構成が照合できる。平野部には水田耕作地と居住地、山稜部には信仰拠点が分布するなど中世の農村の土地の利用状況を伝えており、史資料に裏付けられる中世の農村空間が今日まで維持された世界的に類例を見ない稀有な事例である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、『陸奥国骨寺村絵図』に描かれ、地上に表出する骨寺村荘園遺跡全体が中世以来の**農村景観や信仰拠点**（山王窟、白山社、ミタケ堂跡、不動窟、慈恵塚、若神子社、桧山川、真坂道、水利に伴う水田など）を維持し、地下には埋蔵される遺構・遺物（梅木田遺跡、遠西遺跡など）がある。

「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた地形と現地比定された遺跡

陸奥国骨寺村絵図（簡略絵図）

陸奥国骨寺村絵図（詳細絵図）

図－20　骨寺村荘園遺跡（写真と絵図）

また、山間部にある本寺地区は、中世以降、現代に至るまで地形に沿って形成された水利により区画された水田耕作地が土地利用の基本構造となっており、大規模な開発が行われてこなかった。このことから、本寺地区においては、中世以来の土地利用の形態が大きく変わることなく、時代に応じて技術や工夫を加えながら農村のくらしを緩やかに発展させた。その結果、地域の特色をよく表す文化的景観が形成されている。

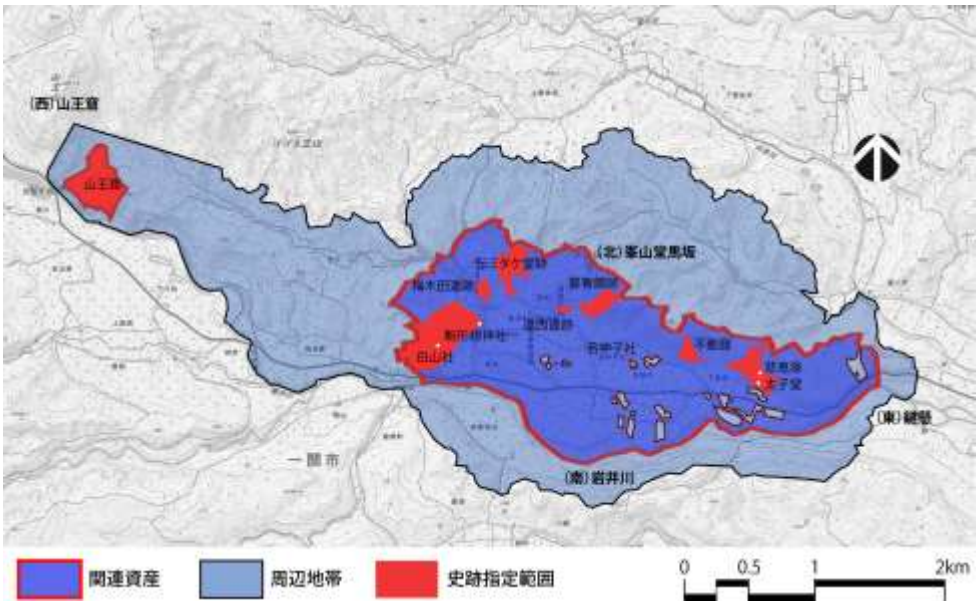

図－21　骨寺村荘園遺跡

第４章　保存管理の目標と基本方針

１　保存管理の目標

平泉の寺院・庭園及び考古学的遺跡群は、日本独特の仏教思想に基づき、現世における仏国土（浄土）の表現を目的として創造された他に類例を見ない事例である。それらは、南北約２㎞、東西約３㎞の範囲に５つの構成資産として展開している。これらを適切に保存管理していくためには、まず、これらの諸要素を正確に把握し、最終的には、顕著な普遍的価値を保護し、顕在化させていくことが目標となる。

５つの構成資産とその周辺環境の構成は、「資産を構成する諸要素」とその「緩衝地帯を構成する諸要素」に大別される。さらに「資産を構成する諸要素」は、「顕著な普遍的価値を構成する諸要素」と「顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」に区分される。その際、各構成資産の「顕著な普遍的価値を表す諸要素」については、それらを確実に保護するとともに、それらの潜在的価値を顕在化させることが必要である。また、各構成資産の区域に含まれる「顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」と「緩衝地帯を構成する諸要素」については、「顕著な普遍的価値を構成する諸要素」に与える影響を十分考慮し、整理することが必要である。

2　顕著な普遍的価値及び周辺環境等を構成する諸要素

本計画では、資産の顕著な普遍的価値に対し、資産に含まれる要素を「顕著な普遍的価値を構成する諸要素」と「顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」に分類し、さらに緩衝地帯における「周辺環境を構成する諸要素」を加え表－３に示すとおり整理を行った。

表－３　構成資産と緩衝地帯の構成要素

<table>
<tr><td rowspan="2">構成資産</td><td rowspan="2">顕著な普遍的価値を構成する諸要素</td><td>①記念工作物
1 中尊寺
金色堂
・仏国土（浄土）を表現した仏堂建築
阿弥陀堂建築（方３間、宝形造、本瓦型板葺）
螺鈿細工、蒔絵、飾り金具などの装飾（組物、長押、四天柱、須弥壇）
金色堂覆堂
・現存する国内最古の覆堂
側柱で構成される独特の構造（燧梁、宝形造、総土間）
経蔵
・12 世紀に完成した経典を納めるための木造建造物
経典を納めるための機能（経棚）
平安後期の色彩装飾（柱、羽目板、長押、天井、格縁等）
2 毛越寺
常行堂
・浄土思想を伝えるための儀式・芸能が現在も行われる仏堂
浄土思想を観想する空間（方５間、宝形造、茅葺屋根など）</td></tr>
<tr><td>②遺跡
1中尊寺
・鎮護国家大伽藍一区とみられる浄土庭園を表す各種の遺構
地上に表出する人為的地形（大池跡、中島、堤防など）
地下に埋蔵される遺構・遺物（大池跡、建物跡、導水路など）
2毛越寺
・歴史的作庭技術書『作庭記』の理念、意匠・技術に基づいた浄土庭園
地上に表出する人為的地形（大泉が池、遣水、土塁、築山、立石、中島、小島、礎石、橋脚、基壇など）
地下に埋蔵される遺構・遺物（円隆寺跡、嘉勝寺跡、法華堂跡、常行堂跡、園池護岸など）
3観自在王院跡
・歴史的作庭技術書『作庭記』の理念、意匠・技術に基づいた浄土庭園
地上に表出する人為的地形（舞鶴が池、中島、滝石組など）
地下に埋蔵される遺構・遺物（大阿弥陀堂跡、小阿弥陀堂跡、南門跡、西門跡、車宿跡など）
4無量光院跡
・仏国土（浄土）を表現した庭園の最高発展形態としての空間構成
地上に表出する人為的地形（池跡、土塁、中島、堀跡、礎石、基壇など）
地下に埋蔵される遺構（本堂跡、楽屋・拝所・舞台跡、橋脚跡、堀跡、導水路など）
5金鶏山
・無量光院とともに仏国土（浄土）を表した浄土庭園の最高発展形態を構成する信仰の山
自然地形（小独立丘）
地下に埋蔵される遺構・遺物（経塚跡、銅製経筒、陶器壷など）</td></tr>
</table>

表－３において分類した諸要素について、以下に提示する。

(1) 顕著な普遍的価値を構成する諸要素

①記念工作物

１　中尊寺

金色堂

中尊寺金色堂は、日本に現存する数少ない形式を持つ阿弥陀堂建築の中でも最古の事例である。また、金箔と漆による彩色をはじめとする堂内外の徹底した荘厳は、阿弥陀如来の極楽浄土信仰がもたらした装飾美の極致を示しており、阿弥陀如来の仏国土を表現した仏堂建築の顕著な類例でもある。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、阿弥陀堂建築の独特の様式（方３間の平面形式、宝形造、本瓦型板葺）及び螺鈿細工、蒔絵、飾り金具などの装飾（組物、長押、四天柱、須弥壇）がある。

金色堂覆堂

金色堂覆堂は、内部に柱が存在せず、側柱だけから成る独特の構造を持つ。この建造物は現存する国内最古の覆堂とされ、重要かつ繊細な木造建築を風雪から護るための伝統的な手法のひとつを今日に伝える重要な事例である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、側柱で構成される独特の構造（燧梁、宝形造、総土間）がある。

経蔵

経蔵は、国宝である「紺紙金銀字交書一切経」、「紺紙金字書一切経」などが納められている木造建築物である。1122年に完成した経蔵の部材を用いて14世紀ごろに再建されたものとされている。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、経典を納めるための機能（経棚）及び平安後期の色彩装飾（柱、羽目板、長押、天井、格縁等）がある。

２　毛越寺

常行堂

常行堂は、円仁により中国の五台山から伝えられた常行三昧の修法や「延年」の舞が奉納される仏堂であり、12世紀の平泉における浄土思想を今日に伝える重要な建造物である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、浄土思想を観想する空間（方５間、宝形造、茅葺屋根）がある。

②遺跡

１　中尊寺

中尊寺は、奥州藤原氏初代清衡が、日本の北方領域における政治・行政上の拠点として平泉を造営するに当たり、その精神的中核として最初に造営した寺院である。大池伽藍跡は、鎮護国家大伽藍一区とみられる浄土庭園を表す各種の遺構が埋蔵されている。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、地上に表出する人為的地形（大池跡、中島、堤防など）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（大池跡、建物跡、導水路など）などがある。

２　毛越寺

毛越寺は、奥州藤原氏二代基衡が造営した寺院である。主要伽藍の様相は歴史書『吾妻鏡』に

記述されており、発掘調査の結果、「大泉が池」の遣水をはじめ、伽藍の礎石や基壇など各種の遺構及び遺物が発見された。毛越寺では、堂宇の周辺を含めて主に薬師如来の仏国土（浄土）を表す浄土庭園が造成された。

毛越寺庭園は、庭園全体の空間構成、及び池・遣水・石組・築山など構成要素の細部にわたり、11世紀の作庭技術書である『作庭記』に記載された庭園の意匠・技術を正確に表現している点において、他に類例を見ない傑出した事例である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、地上に表出する人為的地形（大泉が池、遣水、土塁、築山、立石、中島、礎石、橋脚、基壇など）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（円隆寺跡、嘉勝寺跡、法華堂跡、常行堂跡、園池護岸など）などがある。

３　観自在王院跡

観自在王院跡は、基衡の妻が建立した寺院で、発掘調査の結果、『作庭記』の記述と一致する平面形状の「舞鶴が池」を持ち、その北側に主要な堂宇が配置されていることが判明した。観自在王院の庭園は、背後の金鶏山とも一体的に阿弥陀如来の極楽浄土の表現を意図して造られた浄土庭園である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、地上に表出する人為的地形（舞鶴が池、中島、滝石組など）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（大阿弥陀堂跡、小阿弥陀堂跡、南門跡、西門跡、車宿跡など）などがある。

４　無量光院跡

無量光院跡は、三代秀衡が建立した寺院の跡である。発掘調査の結果、園池の中島には、翼廊を伴う仏堂のほか、拝所・舞台等の建物が存在したことが判明した。西方の背後に位置する金鶏山と、無量光院の仏堂・庭園の伽藍配置を合わせた空間構成は、浄土庭園の最高に発展した形態として貴重である。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、地上に表出する人為的地形（池跡、土塁、中島、堀跡、礎石、基壇など）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（本堂跡、楽屋・拝所・舞台跡、橋脚跡、堀跡、導水路など）などがある。

５　金鶏山

金鶏山は、平泉中心部の西側丘陵部の突端部に位置する小独立丘であり、仏教信仰に基づく経塚である。金鶏山は、居館である柳之御所遺跡から無量光院の園池・阿弥陀堂を経て西の方向に位置しており、現世における仏国土（浄土）の表現を目的とする寺院及び住居・政務の場としての居館を造営するに当たり、重要な意味を持った。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、自然地形（小独立丘）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（経塚跡、銅製経筒、陶器壺など）などがある。

②浄土思想の伝承

平泉の建築・庭園の造営に重要な意義を持った浄土思想は、無形的要素として現在も資産と密接に関わりつつ存在している。

顕著な普遍的価値を構成する諸要素として、現在も各々の境内において、継続的に行われている中尊寺の川西念仏剣舞、毛越寺の延年の舞及び常行三昧がある。

(2) 顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

①自然地形

・構成資産の土地には、丘陵や河川などの自然地形が見られ、構成資産を成立させる重要な要素となって存在しているものがある。

②森林、植栽樹木及び樹林

・構成資産の土地には、丘陵を構成する社叢林・境内林などのほか、庭園及び遺跡等において植栽された樹木等が存在している。

③保存管理又は公開活用を目的とした建造物

・構成資産の土地には、保存管理・公開活用のための各種展示施設・管理棟・防災施設のほか、解説板・誘導看板等が存在している。

④居住又は宗教活動を目的とした建造物

・構成資産の土地には、寺院における本堂及び庫裏など日常の宗教活動を行うための建造物が存在するほか、日常生活も行われている支院が存在している。

⑤道路とその他の人工物

・構成資産の土地には、日常生活を営む地域住民が使用する生活用道路をはじめとして、電柱、看板など各種の建築物及び工作物（以下、「人工物」とする。）が存在している。

⑥浄土思想の伝承（宗教儀礼及び芸能を介した資産との関連性とその継続性）

平泉の建築・庭園の造営に重要な意義を持った浄土思想は、無形的要素として現在も資産と密接に関わりつつ存在している。

現在も各々の境内において、継続的に行われている中尊寺の川西念仏剣舞、毛越寺の延年の舞及び常行三昧がある。

(3) 周辺環境を構成する諸要素

①自然的要素

・構成資産の周辺には、山並み、河川をはじめとする各種自然地形が存在している。また、統一感のある山並み景観を構成している天然林及び人工林から成る森林が存在している。

②歴史的要素

・構成資産の周辺地域の地下には、関連の遺構・遺物が良好に残されている区域があり、それらの全域は文化財保護法に基づき埋蔵文化財包蔵地として周知されている。また、毛越寺の周辺に所在する支院跡などの社寺境内地をはじめ、文献史料に記載された多数の伝承地や名所等が

存在している。

③人文的要素

・構成資産の周辺は、水田及び畑地などの農耕地のほか市街地となっており、日常生活に関連する各種施設等をはじめとして、道路、橋、線路、電柱、看板等の各種人工物が存在している。また構成資産の保存管理又は公開活用を目的とするガイダンス機能を持つ施設等が存在している。

３　保存管理の基本方針

保存管理の目標を踏まえ、本計画における基本方針を次の５つの項目とする。

(1) 構成資産の適切な保存管理

顕著な普遍的価値に直結する諸要素については、厳密な保護及び顕在化を図る。また、各々の構成資産に含まれる諸要素の規模・性質・立地条件等を把握し保存管理の基礎とする。

(2) 緩衝地帯の適切な保存管理

構成資産保護のための適切な範囲の緩衝地帯を定めるとともに、その保全の方策を講ずる。緩衝地帯に存在する諸要素の規模・性質・立地条件等を把握し保存管理の基礎とする。

(3) 経過観察の実施

顕著な普遍的価値に対して与える負の影響の可能性について、様々な角度から検討を行い、その原因となる可能性のある諸要素について確実に把握するとともに、それらに対する監視及び適切な対応を行う。

(4) 整備・公開・活用の推進

資産の顕著な普遍的価値を確実に保存するとともに、総合的な理解を深めることができるよう、適切な整備・公開・活用の施策を推進する。

(5) 保存管理体制の整備と運営

確実な保存管理を推進するために、各々の構成資産を管理する平泉町と所有者（住民及び宗教法人）を中心として組織体制を整備する。その際には、地域住民が資産の適切な保存管理と整備活用の施策に積極的に参加できるよう配慮するとともに、岩手県及び文化庁、関連諸機関との連携を強化し保存管理の運営に関する方法・体制の整備を図る。

4　関連資産を含む「平泉の文化遺産」の価値と周辺環境を構成する諸要素

平泉の世界遺産としての顕著な普遍的価値は既に示したとおりであるが、周辺にはこれらと機能的側面あるいは精神的側面などと密接に関連する遺跡が多数存在しており、世界遺産のみならず、奥州藤原氏によって成立した「政治・行政上の拠点」かつ「仏教に基づく理想世界」という平泉の浄土世界を理解する上で欠くことの出来ないものとなっている。そこで、これらについて「関連資産」と定義し、既述した方針に基づく世界遺産と一体的な形で保存管理を目指すこととしている。

ここでは、「平泉の文化遺産」の価値に対し、関連資産に含まれる要素を「価値を構成する諸要素」と「価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」に分類し、さらに周辺地帯における「周辺環境を構成する諸要素」を加え表－４に示すとおり整理を行った。

表－４　関連資産と周辺環境（周辺地帯）の構成要素

<table>
<tr><td rowspan="10">関連資産</td><td rowspan="5">関連資産の価値を構成する諸要素</td><td>１　柳之御所遺跡
○平泉の造営を進める上での重要な起点で、仏国土（浄土）を空間的に表した建築・庭園との密接な位置関係を示す各種の遺構
－ 地上に表出する人為的地形（堀跡など）、
－ 地下に埋蔵される遺構・遺物（園地跡、建物跡、道路跡、橋脚跡、かわらけなど）</td></tr>
<tr><td>２　達谷窟
○仏国土（浄土）を表現した庭園と「奥大道」が通過する平泉中心部との重要な結節点
－ 自然地形（真鏡山丘陵）、
－ 地形・境内を構成する工作物（磨崖仏、蝦蟇が池）
－ 地下に埋蔵されている遺構・遺物等（池跡）</td></tr>
<tr><td>３　白鳥舘遺跡
○都市平泉の繁栄を支えた北上川の拠点
－ 自然地形（北上川、半島状の丘、沼）
－ 地下に埋蔵されている遺構・遺物（掘立柱建物跡、手工業生産遺構、中世城館跡など）</td></tr>
<tr><td>４　長者ヶ原廃寺跡
○奥州藤原氏初代清衡の母の出身氏族、安倍氏の建立した寺院跡
－ 礎石建物跡、築地塀跡
－ 周辺の山と一体となって建立されたことが分かる景観</td></tr>
<tr><td>５　骨寺村荘園遺跡
○平泉中尊寺と一体不可分の遺跡であり、伝蔵の中世絵図が示す中世以来の信仰拠点や信仰とともに維持された農村景観が残る稀有な事例
－ 山王窟、白山社、伝ミタケ堂跡、不動窟、慈恵塚、若神子社、水利地形に沿った水田、河川や道路などが人々の営みとともに今日まで維持</td></tr>
<tr><td rowspan="5">関連資産の価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素</td><td>①自然地形（山地、丘陵、河川、丘陵、河川など）</td></tr>
<tr><td>②森林、植栽樹木（丘陵を構成する森林、庭園・遺跡等の植栽樹木など）</td></tr>
<tr><td>③保存管理又は公開活用を目的とした建造物（資料館・事務所、史跡トイレ、案内所など、ガイダンス施設、解説板など）</td></tr>
<tr><td>④居住又は宗教活動を目的とした建造物（民家、神社、寺務所、石造物など）</td></tr>
<tr><td>⑤道路とその他の人工物（生活用道路、電柱、看板など）</td></tr>
</table>

周辺地帯	関連資産の周辺環境を構成する諸要素	**①自然的要素**（山並み、河川など）
		②歴史的要素（埋蔵文化財、社寺境内、伝承地など）
		③人文的要素（農耕地、居住地、道路とその他の人工物など）

関連資産	関連資産の価値を構成する諸要素	②遺跡 １　柳之御所遺跡 ・平泉の造営を進める上での重要な起点で、仏国土（浄土）を空間的に表した建築・庭園との緊密な位置関係を示す各種の遺構地上に表出する人為的地形（堀跡など）、地下に埋蔵される遺構・遺物（園池跡、建物跡、道路跡、橋脚跡、かわらけなど） ２　達谷窟 ・仏国土（浄土）を表現した庭園と「奥大道」が通過する平泉中心部との重要な結節点 自然地形（真鏡山丘陵）、地形・境内を構成する工作物（磨崖仏、蝦蟇が池） 地下に埋蔵されている遺構・遺物等（池跡） ３　白鳥舘遺跡 ・都市平泉の繁栄を支えた北上川の拠点 自然地形（北上川、半島状の丘、沼）、地下に埋蔵される遺構・遺物（掘立柱建物跡、手工業生産遺構、中世城館跡など） ４　長者ヶ原廃寺跡 ・奥州藤原氏初代清衡の母の出身氏族、安倍氏の建立した寺院跡 礎石建物跡、築地塀跡、周辺の山と一体となって建立されたことが分かる景観 ５　骨寺村荘園遺跡と農村景観 ・平泉中尊寺と一体不可分の農村であり、伝蔵の中世絵図が示す中世以来の信仰拠点や信仰とともに維持された農村景観が残る稀有な事例 山王窟、白山社、伝ミタケ堂跡、不動窟、慈恵塚、若神子社、水利地形に沿った水田、河川や道路などが人々の営みとともに今日まで維持
関連資産	関連資産の価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素	①自然地形（山地、丘陵、河川、丘陵、河川など）
		②森林、植栽樹木（丘陵を構成する森林、遺跡等の植栽樹木など、丘陵を構成する森林など）
		③保存管理又は公開活用を目的とした建造物（資料館・事務所、史跡トイレ、案内所など、ガイダンス施設、解説板など）
		④居住又は宗教活動を目的とした建造物（民家、神社など、寺務所、石造物など）
		⑤道路とその他の人工物（生活用道路、電柱、看板など）
周辺地帯	関連資産の周辺環境を構成する諸要素	**①自然的要素**（山並み、河川など）
		②歴史的要素（埋蔵文化財、社寺境内、伝承地など）
		③人文的要素（農耕地、居住地、道路とその他人工物など）

表－４において分類した諸要素について、以下に記載する。

(1) 関連資産の価値を構成する諸要素

１　柳之御所遺跡

柳之御所遺跡は、歴史書『吾妻鏡』に記す「平泉館」跡と推定されている。奥州藤原氏が為政者として仏教に基づく理想世界の実現を目指し、平泉の造営を進める上での重要な起点となったのみならず、仏国土（浄土）を空間的に表現した建築・庭園とも空間上の密接な位置関係を持っ

ていた。発掘調査の結果、居館跡を示す各種の遺構と多彩な遺物が発見された。このことは、柳之御所遺跡が平泉の政治・行政上の中核的機能を担い、交易・交流の結節点としての役割を持っていたことを示している。

価値を構成する諸要素として、地上に表出する人為的地形（堀跡など）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（園池跡、建物跡、道路跡、橋脚跡、かわらけなど）などがある。

２　達谷窟

『吾妻鏡』によれば、源頼朝は文治５年（1189）の奥州合戦の帰路に達谷窟を参詣している。寺伝では、９世紀初頭に征夷大将軍坂上田村麻呂が仏へのご加護と蝦夷征伐の戦勝祈願のため、京都の鞍馬寺から毘沙門天を勧請し、毘沙門堂を建立したとされている。発掘調査により、12世紀後半代の玉石護岸の園池が**調査され**、**仏堂の前面**に浄土庭園が存在したことが確認されている。また、近隣を12世紀の日本の北方領域における南北幹線道であった「奥大道」が通っていたと想定されており、達谷窟が平泉中心部との重要な結節点であったと考えられている。岩肌に本州最北端の磨崖仏が刻印されているほか、仏堂背後の山に経塚を造営するなど、古くから信仰の場であった。

価値を構成する要素として自然地形（真鏡山丘陵）、地形・境内を構成する工作物（磨崖仏、蝦蟇が池）、地下に埋蔵されている遺構・遺物等（池跡）などがある。

３　白鳥舘遺跡

白鳥舘遺跡は、安倍氏の柵跡との伝承を持ち、中世後期の城館遺跡でもある。発掘調査の結果、11世紀から15世紀にかけて北上川交通の要衝地として機能していたことが判明した。特に掘立柱建物群と手工業生産遺構群からなる12世紀の遺構は、平泉中心地域外における藤原氏の拠点施設を示す例として貴重である。

価値を構成する諸要素として、自然的地形（北上川の狭隘部、半島状の丘陵、入り江状の沼、微高地など）、地上に表出する人為的地形（中世城館の堀跡、土塁跡、郭跡など）及び地下に埋蔵される遺構・遺物（掘立柱建物跡群、手工業生産関連遺構群など）などがある。

４　長者ヶ原廃寺跡

長者ヶ原廃寺跡は、源義経の平泉下向を手引きしたとされる伝説上の人物、金売り吉次の屋敷跡の伝承をもつ江戸時代から知られていた遺跡である。しかし、1958年の調査によって、平泉の時代を遡る11世紀初頭の寺院跡であることが判明した。

価値を構成する要素として、３棟の礎石建物跡とそれを囲む１辺約100**m**の築地塀跡が、地上に表出、あるいは地下に埋蔵されている。

５　骨寺村荘園遺跡

骨寺村荘園遺跡は、『吾妻鏡』や『中尊寺文書』、『陸奥国骨寺村絵図』に描かれた中尊寺経蔵別当領として、中尊寺経蔵と一体不可分の関係にある荘園遺跡である。発掘調査の結果、12世紀の平泉の遺跡群に共通した柱間の建物跡を始め、同時期の遺物が発見され荘園経営時期を裏付ける。

骨寺村荘園遺跡は、中尊寺伝蔵の２枚『陸奥国骨寺村絵図』によって奥山、里山、水田耕作地や居住地など全体の空間構成が照合でき、当該囲繞空間の平地には水田耕作地と居住地、山稜部には信仰拠点が分布するなど中世の農村の土地の利用状況を伝えており、史資料に裏付けられる農村空間が今日まで維持された他に類例を見ない稀有な事例である。

価値を構成する諸要素として、地上に表出する骨寺村荘園遺跡全体が中世の『陸奥国骨寺村絵図』に描かれ、今日なお、中世以来の**農村景観や信仰拠点**（山王窟、白山社、ミタケ堂跡、不動窟、慈恵塚、若神子社、桧山川、真坂道、水利に伴う水田など）を維持し、地下には埋蔵される遺構・遺物（**梅木田遺跡、遠西遺跡**など）などがある。

(2) 関連資産の価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

① 自然地形

・**関連資産**の土地には、丘陵や河川などの自然地形が見られ、**関連資産**を成立させる重要な要素となって存在しているものがある。

② 森林、植栽樹木及び樹林

・**関連資産**の土地には、丘陵を構成する社叢林・境内林などのほか、庭園及び遺跡等において植栽された樹木等が存在している。

③ 保存管理又は公開活用を目的とした建造物

・**関連資産**の土地には、保存管理・公開活用のための各種展示施設・管理棟・防災施設のほか、解説板・誘導看板等が存在している。

④ 居住又は宗教活動を目的とした建造物

・**関連資産**の土地には、寺院における本堂及び庫裏など日常の宗教活動を行うための建造物が存在するほか、日常生活も行われている支院が存在している。

⑤ 道路とその他の人工物

・**関連資産**の土地には、日常生活を営む地域住民が使用する生活用道路をはじめとして、電柱、看板**など各種の**建築物及び工作物（以下、「人工物」とする。）が存在している。

(3) 周辺環境（周辺地帯）を構成する諸要素

① 自然的要素

・**関連資産**の周辺には、山並み、河川をはじめとする各種自然地形が存在している。また、統一感のある山並み景観を構成している天然林及び人工林から成る森林が存在している。

② 歴史的要素

・**関連資産**の周辺地域の地下には、関連の遺構・遺物が良好に残されている区域があり、それらの全域は文化財保護法に基づき埋蔵文化財包蔵地として周知されている。**また、文献史料に記載された**多数の伝承地や名所等が存在している。

③　人文的要素

・**関連資産**の周辺は、水田及び畑地などの農耕地のほか市街地となっており、日常生活に関連する各種施設等をはじめとして、道路、橋、線路、電柱、看板等の各種人工物が存在している。また**関連資産**の保存管理又は公開活用を目的とするガイダンス機能を持つ施設等が存在している。

第５章　構成資産及び関連資産の保存管理

１　現状の把握

(1) 記念工作物

１　中尊寺

金色堂

中尊寺金色堂は、創建から900年を経る中で、必要に応じて修理が施されてきた。1962～68年に実施された保存修理では、湿度管理及び粉塵遮断による適切な環境での保存と公開促進を目的としてコンクリート造の覆堂を建設した。現在は1968年７月の保存修理工事完了以降、建物全体が概ね健全な状態であることが目視の範囲で確認されている。

また、1986年から1990年に行われた覆堂を改修した際に、現在の密閉型ガラスケース内に収蔵・展示されているが、入館者の増減によるガラスケース内相対温湿度の影響はなく、良好に保存管理されている。

金色堂覆堂

金色堂覆堂は、現在、出入口となる中央一間を除き、網と板により鳥類等の侵入を防いでいる。また、建物正面には木柵をめぐらし、公開時間外の立入りを制限している。主要な構造部に目立った変形・破損は認められない。

経蔵

経蔵は、正面開口部の内側に木製の可動柵を置き、堂内への一般の立入りを禁止している。軸部等に目立った変形・破損は見られない。

２　毛越寺

常行堂

常行堂は、公開時間以外の立入りを制限している。主要な構造部に目立った変形・破損は認められない。

(2) 遺跡

１　中尊寺

中尊寺の境内では、今日においても伝統的宗教活動が活発に行われている。**大池伽藍跡付近においては、「世界遺産条約履行のための作業指針第172項」を踏まえて、構成資産の更なる解明に向けた発掘調査が行われている。**所有者である中尊寺によって日常の維持管理が行われている。

２　毛越寺

毛越寺の境内では、今日においても伝統的宗教活動が活発に行われている。また、発掘調査の結果に基づき、1990年に庭園の修復が行われ、来訪者への公開を行っている。所有者である毛越寺によって日常の維持管理が行われている。

３　観自在王院跡

観自在王院跡は、発掘調査の結果に基づき、1978年に「舞鶴が池」・南門跡・西門跡・土塁跡・車宿跡などの遺構の修復が行われた。現在は史跡公園として来訪者への公開を行っており、平泉町によって日常の維持管理が行われている。

４　無量光院跡

無量光院跡は、**「世界遺産条約履行のための作業指針第172項」を踏まえた「発掘調査及び復旧・修復（再現）の計画に関する報告」に基づき、庭園を含む遺跡の修復が行われている。日常の維持管理は平泉町により行われており、私有地の範囲に対しての土地の公有化も進められている。**

５　金鶏山

金鶏山は、山頂に至る歩道が整備され、来訪者への公開を行っている。所有者である毛越寺によって日常管理が行われている。

(3) 浄土思想の伝来

中尊寺及び毛越寺では、「川西念仏剣舞」、「延年」の舞などの浄土思想の伝承に関わる宗教活動が、現在もなお、毎年各々の境内において行われている。

(4) 関連資産

１　柳之御所遺跡

柳之御所遺跡は、2004年に策定された「柳之御所遺跡整備実施計画」に基づき、遺跡の修復が進められ、2010年より柳之御所史跡公園として公開されている。遺跡の説明及び出土品については、隣接する「柳之御所資料館」において来訪者**に公開した。「柳之御所資料館」は新ガイダンス施設整備にともない2018年末で閉館したが、遺跡に関するガイダンス機能は新施設において引き続いて行われる予定である。**修復を進めている岩手県によって日常の維持管理が行われている。

２　達谷窟

毘沙門堂の背後の山（真鏡山）は経塚のある神聖な場所として、基本的に立入禁止であるが、年に数回清掃を行っている。具体的には、太い枯れ枝を落とす、倒木の撤去、堆積したゴミの除去、転石の確認・除去の作業である。また、２年に一回は松を残して雑木林の伐採を行っている。これらの管理は**達谷西光寺**が森林組合に委託して実施している。

木造建造物が多数存在する境内地には、消火栓設備や毘沙門堂に感知器を設置するなど防火対策を行っている。

③　白鳥舘遺跡

白鳥舘遺跡は、史跡内を散策する歩道、来訪者用トイレ等が整備され、来訪者への公開を行っている。地元の史跡愛護団体により日常的な管理が行われている。

④　長者ヶ原廃寺跡

長者ヶ原廃寺跡の利用状況は、大きく築地塀跡の外と内とに分けられる。前者は、居住用の家屋の他、水田としても利用されている。後者は、遺跡の本質的価値が集中する区域で、それを来訪者にわかりやすく伝えるため整備を実施する予定で、奥州市が公有化している。整備が必要な情報を取得するため、主に築地塀跡の内側で発掘調査を実施しており、あわせて日常的な維持管理業務を奥州市が行っている。

⑤　骨寺村荘園遺跡

骨寺村荘園遺跡は、遺跡の全容を解明するために、1999年より継続して発掘調査が行われている。絵図に描かれた**信仰拠点**、発掘調査によって遺構が確認された９箇所について国の史跡に指定されており、地元住民によって草刈等の日常の管理が行われている。

2　保存管理の方向性

資産全体を適切に保存管理していくための方向性としては、まず、顕著な普遍的価値を理解することが必要であるとともに、地域住民及び行政など資産に直接的に関わる者がその知識を向上させ、連携しつつ、保護していくことが重要である。また、顕著な普遍的価値に与える負の影響を考慮しつつ、構成資産の特質に応じた適切な保存管理の考え方及び取扱いの方針が必要となる。

構成資産と関連資産はいずれも文化財保護法の下、指定・選定された文化財である。これらの現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更」という。）については、同法の下に許可制あるいは届出制に基づき厳重に規制されている。

(1) 記念工作物

記念工作物は、酸性雨などの気候変動、大雨などの自然災害及び観光客増加によるき損などの影響を受けることが想定される。したがって、これら負の影響の要因について、具体的な指標を用いて監視する必要がある。記念工作物が受ける主な負の影響の要因及びその要因により想定される結果については、以下に示すとおりであり、これらの観察方法等については第７章（経過観察の実施）に示している。

構成資産に与える負の影響の要因	左記の要因により想定される構成資産への負の影響
環境圧力	○酸性雨により**部材等が腐食する**
自然災害	○**台風**・洪水・大雨**・地震・火災により損壊する** ○風化により部材が**損傷する** ○虫害により部材が損傷する
来訪者による影響	○観光客増加による**き損、いたずら、ゴミの増加**

また、これらは木造建造物であることから、部材の交換などによる修理によって全体の枠組みを維持しつつ、顕著な普遍的価値が損なわれることの無いよう適切に保存管理する必要がある。

ア　現状変更の制限

国宝・重要文化財に指定されている建造物については、その位置・規模・形態・意匠・色彩等の現状を変更する行為を行う場合には、概ね以下の事項に該当する場合には文化庁長官の許可を求めることとしている。

- 移築や曳屋をする、地盤の高さを変える等、当該建築物の位置を変更する場合。
- 当該建造物の全部あるいは一部の構造、形式、規模、意匠を変える場合。
- 間仕切りの取り付けや撤去、窓枠の材種の変更など、当該建造物の全部あるいは一部の仕様を変更する場合。

また、当該建造物の現状に変更を加えるものではなくとも、保存上好ましくない行為を行う場

合には、以下の事項を参照して文化庁長官の許可を求めることとしている。

・建造物の防火管理区域で新築、増築、改築の行為を行う場合。
・建造物の防火管理区域で新たに火気を或いは新たに多量の危険物を置く場合。
・建造物の周辺における切土や盛土などの行為を行う場合。
・建造物の内部に重量物を搬入する場合。
・中尊寺金色堂の漆芸部に直接触れたり、強い光線をあてて撮影等を行う場合。

記念工作物のうち、特別史跡及び特別名勝に指定された土地に含まれる建造物である常行堂は、**史跡等を構成する要素であるが、**保護の方向性については上記の重要文化財とほぼ同様**に取扱うものとして、**現状を変更する行為を行う場合には、文化庁長官の許可を求めることとしている。

中尊寺に所在する金色堂、金色堂覆堂、経蔵に関する現状変更の取扱い等に関する内容の詳細は、添付した「分冊－１（中尊寺境内国宝・重要文化財建造物保存管理計画書（抜粋））」に示している。

イ　保護の基本的な考え方

１　中尊寺

金色堂

・古材、旧規、旧仕様を極力保存する。とりわけ当初の形式や仕様を残す部材は慎重に取扱う。
・附指定（指定文化財と一体であることによって価値が生じているもの）の旧組高欄および古材（巻柱等）についても、建造物本体と一体のものとして同等の保存措置を講ずる。
・漆芸や金工等の特殊な技法が建造物の価値の重要な部分を占めており、これらを将来にわたって良好な状態で維持するため、最適の状態で制御した人工環境のもとで保護する。

金色堂覆堂

・建物全体にわたり、材料自体の保存を原則とするが、やむを得ず取替えが必要な時には、部材の形状・材質・仕上げ・色彩を踏襲する。

経蔵

・経蔵は、後世の改変部分を残す形で修理がなされており、中世、近世の部材を多く含むとされる。当初の形式や現在に至るまでの変遷の究明も今後の課題として残されているため、建物全体にわたり、材料自体の保存を原則とする。やむを得ず取替えが必要な時には、十分な調査を行い、部材の形状・材質・仕上げ・色彩を踏襲すると共に、必要に応じて取り替えられた古材を格納保存する。

２　毛越寺

常行堂

・常行堂は、やむを得ず部材の取替えが必要な場合には、十分な調査を行い、その形状・材質・仕上げ・色彩を踏襲すると共に、必要に応じて取替えられた主要な古材を格納保存する。

・本建物は建立当初から現在に至るまで仏事祭礼において「延年」が上演されている。今後の修理や整備においては、建造物としての価値評価とあわせて、舞台としての機能の保持にも十分配慮する。

(2) 遺跡

遺跡は、構成資産の視覚的結び付きや関連性についての理解が達成されないことによる負の影響のほか、環境圧力、自然災害、**来訪者による影響**及び開発圧力などの影響を受けることが想定される。したがって、これらの負の影響の要因について、具体的な指標を用いて監視する必要がある。遺跡が受ける主な負の影響の要因及びその要因により想定される結果については、以下に示すとおりであり、これらの観察方法については第７章（経過観察の実施）に示している。

構成資産に与える負の影響の要因	左記の要因により想定される構成資産への負の影響
環境圧力	○酸性雨による植生変化により**景観**が悪化する ○温暖化による気温・水温の上昇により**生態**が変化する
自然災害	○**台風**・洪水・大雨・**地震による**庭園遺構の損傷、考古学的遺跡の地形が変化する ○風化による景石・護岸の劣化、礎石等の劣化が生じる ○虫害による植生変化により**景観**が悪化する ○樹木の成長により**景観**が悪化、礎石等への悪影響が生じる
来訪者による影響	○観光客増加により庭園景観の損傷、考古学的遺跡の損傷が生じる

また、考古学的遺跡は、その性質上掘削などにより地中の現状が変えられてしまうと、元に戻すことが不可能であり、顕著な普遍的価値に著しい負の影響を及ぼすことから、できるだけ価値を維持できるよう適切に保存管理を行う必要がある。

ア　現状変更の制限

文化財保護法は文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的としたものであり、文化財の保存が適切になされることを原則としている。しかしながら、一方ではそこを所有し生活している住民が存在することも事実であり、住民生活もまた尊重されなければならない。したがって構成資産の諸要素の現状に変更が生じる場合には、文化財の保存と住民生活との調整を図りつつ、適切に行われる必要がある。そこで、構成資産のうち史跡等については、「史跡等の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない指導をする地域（第１種地域）」及び「遺構の保存を前提とし、現状の利用状況に配慮する地域（第２種地域）」という２つの地域に区分し、それぞれ現状変更の取扱い基準を定め、住民生活との調整を図りつつ当該史跡等の保護を行っている。その概要については以下に示すとおりであり、詳細については「分冊－２」に記述している。

【第１種地域】

史跡等の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない指導をする地域

〇該当する地区区分の例

・宗教活動の場として尊重する地区

・修復、公開を図る地区

・山林地区

※　現状の土地利用が、地区区分の目的以外の土地利用となっている場合（整備・公開を図る地区に含まれる住宅や水田など）であっても、遺構の保存を前提として現状の用途を継続することについて認められる場合がある。

※　防災施設の設置に関しては、重要遺構のないことと、緑化等の修景に配慮して史跡としての景観に配慮することを前提として認められる場合がある。

【第２種地域】

遺構の保存を前提とし、現状の利用状況に配慮する地域

〇該当する地区区分の例

・一般住宅地区（中尊寺境内、無量光院跡、金鶏山に含まれる。）

※　一般居住地区において、居住を目的とする用途以外の変更は認めない指導をする。

※　現状変更を行おうとする場合には、平泉町と協議を行うこととする。

イ　保護の基本的な考え方

各構成資産における保護に関する基本的な考え方としての地域区分並びに想定される現状変更等の行為とその具体的取扱方針の概要は、以下の表－５及び図－23～26に示すとおりである。なお、構成資産ごとの詳細な情報は、「分冊」に示すとおりである。

表－５　構成資産の地区区分・取扱い方針等一覧

構成資産	種別	地区区分の詳細	想定される現状変更等の行為	現状変更の具体的取扱
1　中尊寺	特別史跡	第１種地域	・宗教活動に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・上下水道の整備、 ・木竹の伐採・植栽、 ・既存道路の改修、防災工事、 ・参拝者のための施設等整備、 ・発掘調査	・原則として現状変更を認めない。但し、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
		第２種地域	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・上下水道の整備	・遺構を保護し、史跡空間であることに配慮した居住を前提として現状変更を認める。
2　毛越寺	特別史跡 特別名勝	第１種地域	・宗教活動に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・木竹の伐採・植栽、 ・防災工事、 ・参拝者のための施設等整備、 ・発掘調査	・原則として現状変更を認めない。但し、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
3　観自在王院跡	名勝	第１種地域	・宗教活動に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・木竹の伐採・植栽、 ・防災工事、 ・参拝者のための施設等整備、 ・発掘調査	・原則として現状変更を認めない。但し、文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
4　無量光院跡	特別史跡	第１種地域	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・上下水道の整備、 ・既存道路の改修、 ・史跡整備のための発掘調査、 ・見学者のための施設等整備	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。 ・文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
		第２種地域	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・上下水道の整備 ・木竹の伐採・植栽、 ・既存道路の改修、 ・発掘調査	・遺構を保護し、史跡空間であることに配慮した居住を前提として現状変更を認める。
5　金鶏山	史跡	第１種地域	・史跡整備のための発掘調査、 ・見学者のための施設等整備 ・木竹の伐採 ・既存道路の改修 ・発掘調査	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。 ・文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
		第２種地域	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・上下水道の整備	・遺構を保護し、史跡空間であることに配慮した居住を前提として現状変更を認める。

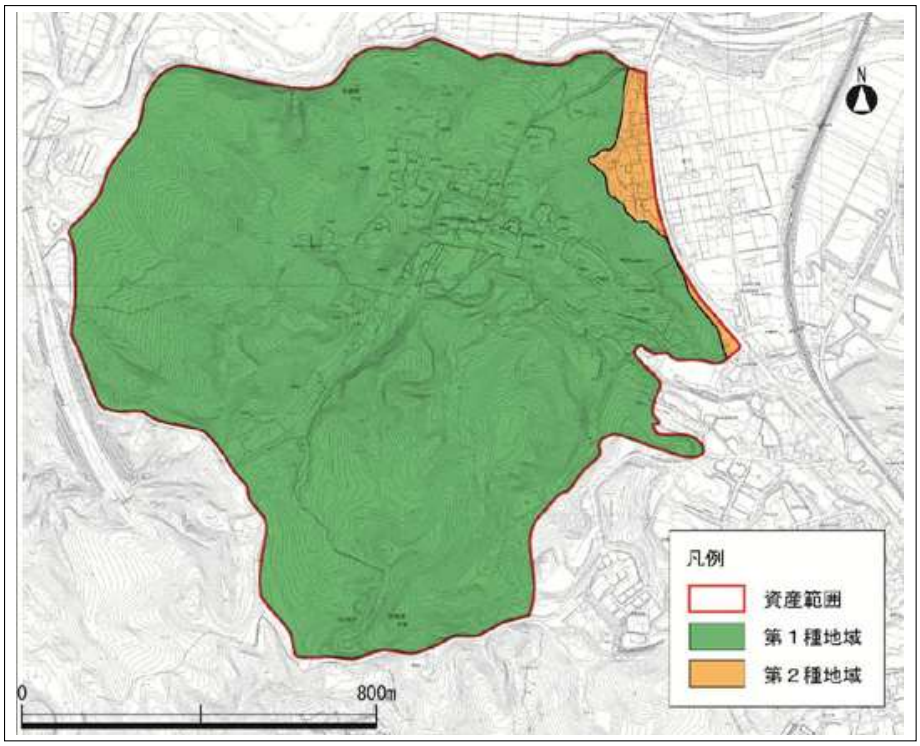

図－22　中尊寺地区区分図

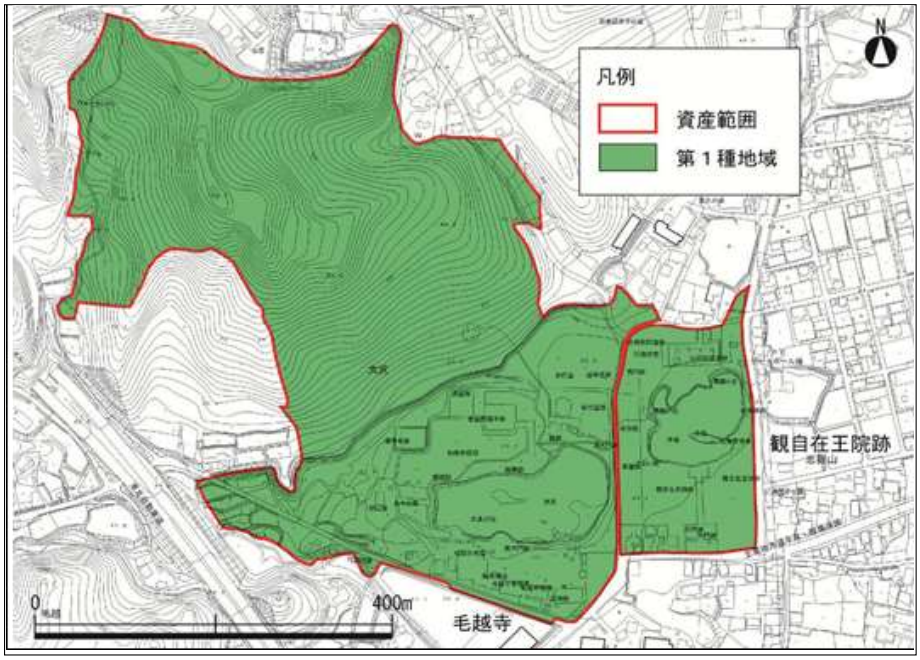

図－23　毛越寺・観自在王院跡地区区分図

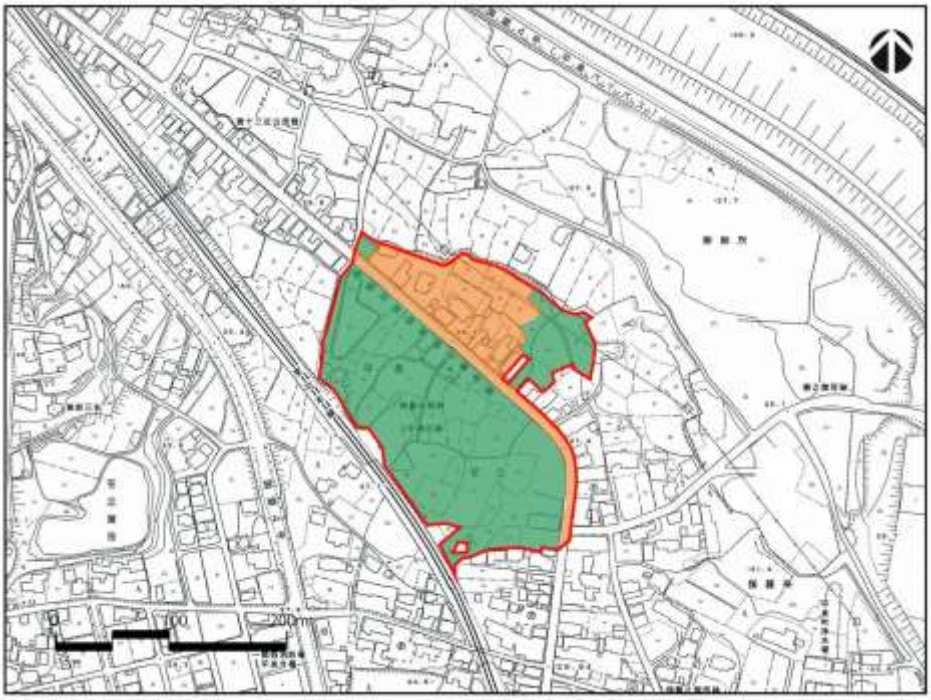

図－24　無量光院跡地区区分図

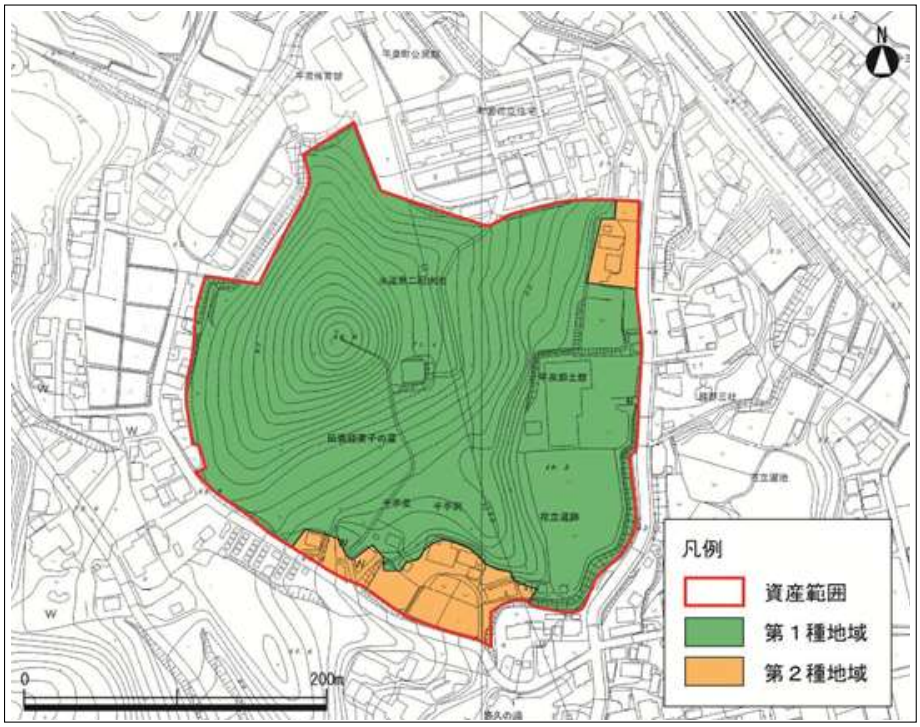

図－25　金鶏山地区区分図

(3) 浄土思想の伝承

浄土思想については、継承者の不在などにより、伝承に関わる宗教活動が途絶えることによって負の影響を受けることが想定される。したがって、これらについて、具体的な指標を用いて監視しつつ、適切な保存管理を行う必要がある。

したがって、保存管理の方向性として、浄土思想を今日に伝える宗教儀礼・芸能への理解を深めるとともに、その維持、継承を図ることとする。

(4) 関連資産

関連資産の保護に関する基本的な考え方は、全て上記(2)遺跡に準じている。
地区区分及び取扱い方針については以下のとおり。

表－６　関連資産の地区区分・取扱い方針等一覧

関連資産	種別	地区区分の詳細	想定される現状変更等の行為	現状変更の具体的取扱
1　柳之御所遺跡	史跡	第１種地域	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・既存道路の改修等、 ・上下水道の整備、電柱移設工事、 ・見学者のための施設等整備、 ・発掘調査、 ・修景樹木の植栽	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。 ・文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
		第２種地域	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・上下水道の整備、 ・木竹の伐採・植栽、 ・既存道路の改修、発掘調査	・遺構を保護し、史跡空間であることに配慮した居住を前提として現状変更を認める。
2　達谷窟	史跡	第１種地域	・宗教活動に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・木竹の伐採・植栽、 ・防災工事、 ・参拝者のための施設等整備、 ・発掘調査	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。 ・文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
3　白鳥舘遺跡	史跡	第１種地域	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・既存道路の改修等、 ・上下水道の整備、電柱移設工事、 ・見学者のための施設等整備、 ・発掘調査、 ・修景樹木の植栽	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。 ・文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
		第２種地域	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・上下水道の整備、 ・木竹の伐採・植栽、 ・既存道路の改修、 ・発掘調査	・文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。
4　長者ヶ原廃寺跡	史跡	第１種地域	・住民生活に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・既存道路の改修等、 ・上下水道の整備、電柱移設工事、 ・見学者のための施設等整備、 ・発掘調査、 ・修景樹木の植栽	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。
5　骨寺村荘園遺跡	史跡	第１種地域	・宗教活動に伴う建築物及び工作物の新・増・改築等、 ・既存道路の改修等、 ・上下水道の整備、電柱移設工事、 ・見学者のための施設等整備、 ・発掘調査、 ・修景樹木の植栽	・整備活用のための発掘調査及び調査結果を踏まえた史跡の整備については、現状変更を認める。 ・文化財としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲において、やむを得ない必要最小限の現状変更は認める。

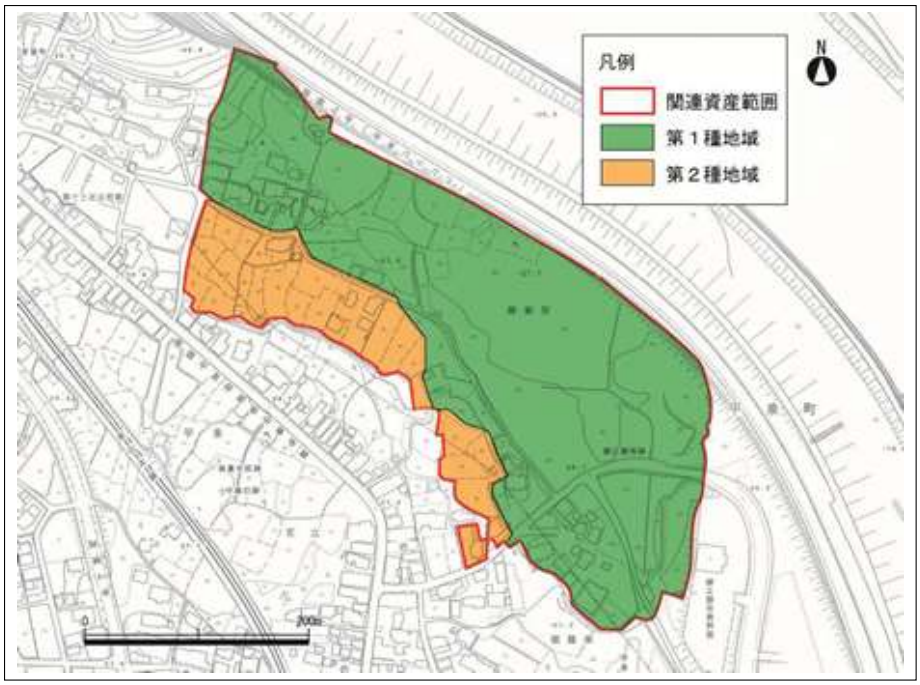

図―26　柳之御所遺跡地区区分図

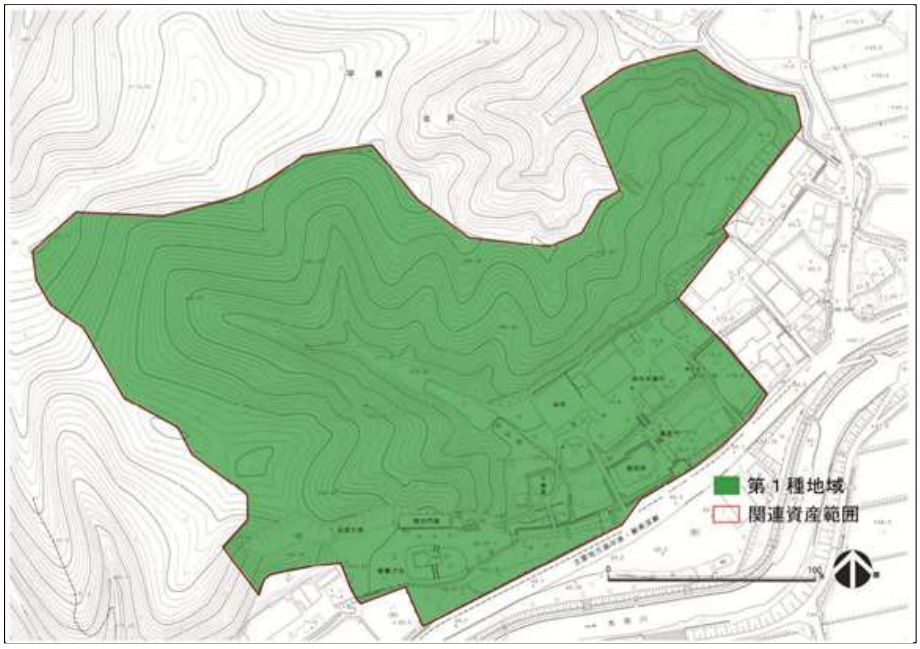

図－27　達谷窟地区区分図

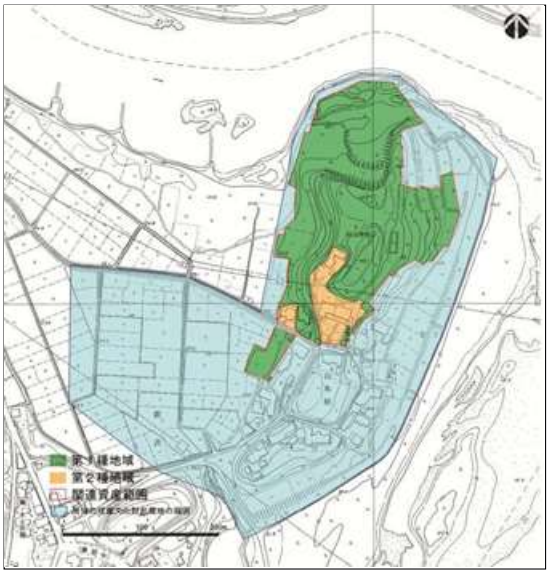

図－28　白鳥舘遺跡地区区分図

図－29　長者ヶ原廃寺跡地区区分図

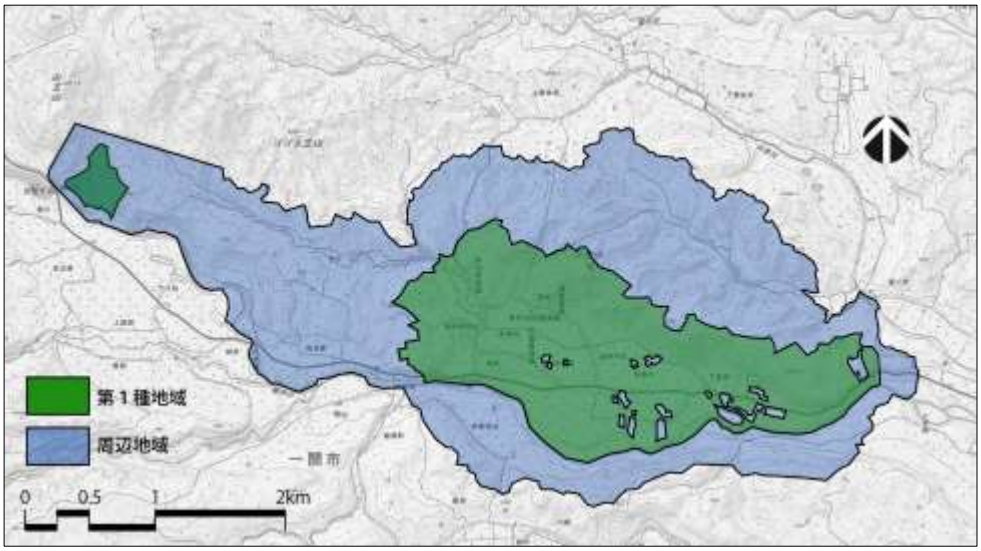

図－30　骨寺村荘園遺跡地区区分

また「一関本寺の農村景観」の重要文化的景観として選定されている本寺地区は、東流する磐井川左岸に形成された丘陵盆地で、周囲を低い山に囲まれた地形となっている。平野部は東西に細長く、磐井川支流の本寺川が平野を横切って、磐井川に合流する。本寺地区の西と東は磐井川を挟みこむように山が迫っていて、平野部は全体として閉鎖的な空間となっている。また、深い峡谷を成す磐井川は、隣の集落との境界ともなっている。現在の本寺地区における段丘平野部の土地利用は、水田地区、屋敷地の連続する居住地区、平地林と畑地が混在する「野」に大別できる。

この本寺地区における文化的景観の特性として、自然環境、土地利用の歴史的変遷、生活・生業の視点から次の４点が挙げられる。

「中世の荘園の様子を伝える絵図と、現在の景観を比較できる稀有な場所である」
「散居の居住形態や水利系統などに伝統的な土地利用を色濃く残している」
「里と里山の連続性が保たれ、豊かな自然環境が維持されている」
「時代に応じた技術や工夫を加えつつ、農村のくらしをゆるやかに発展させてきた」

以上の特性に基づき、本寺地区の景観単位は、耕作地（低地）、居住地（微高地）、丘陵地、河川の４つに区分される。その設定範囲及び４つの景観単位に含まれる景観構成要素は図－31と表－7に示すとおりとなる。

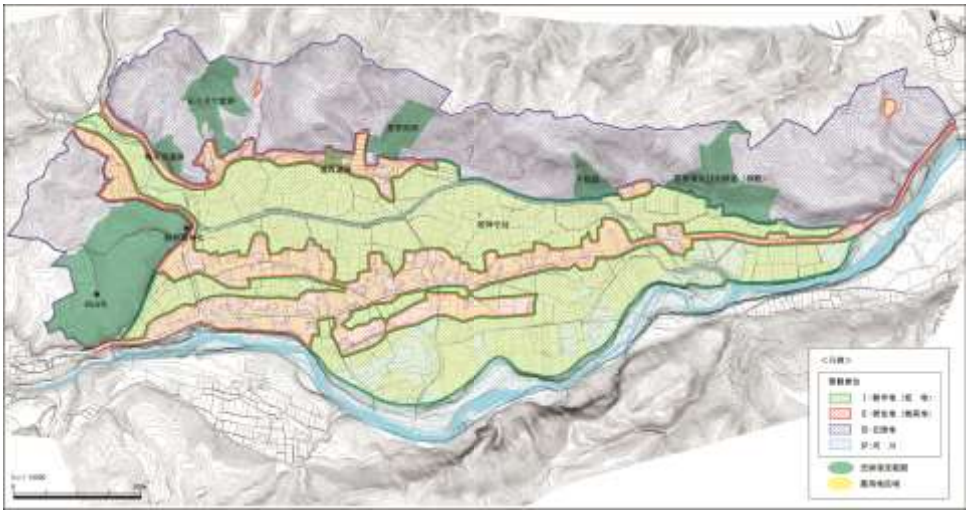

（一関本寺の農村景観保存計画2006より抜粋）

図－31　文化的景観の景観単位区分図

表－７　骨寺村荘園遺跡の景観単位と景観構成要素

景観単位（土地利用等による分類）		景観構成要素（景観単位を構成しているもの）		文化的景観として特定する要素
文化的景観を構成する要素	耕作地（低地）	河川	低地の中央を東流する本寺川は、中世以来耕作地の主要な取水源となっている。	●本寺川
		用水路網	自然地形に沿って形成された用水路網は本寺川や沢水から分配する基本的な形状を保持しており、近世以降に形成された下り松用水・横断堀と一体となって本寺地区の水田開発の変遷を物語っている。	●農業用水路 ●下り松用水・横断堀（磐井川からの取水）
		水田	中世以来重層的に開発が行われてきたことによって形成された田面の広がりの中には、自然地形に沿って曲線的に伸びる畦畔や田越しの灌漑方式など、伝統的な形式を良く留めている。	●水田（転作田を除く）
		畑地等	牧草地、果樹園、野菜・花卉等を栽培し、多品種の作物栽培が行われている。	●畑 ●水田（転作田）
		農道	耕作道は幅員が狭く曲線的で未歩道の道がほとんどで、伝統的な形態を良く留めている。	●耕作地の間を通る市道
		信仰に係わる施設	若神子社は水田の中心部に位置し樹林を伴い目を引く存在で、骨寺村絵図に描かれた宗教施設の現存するものとして貴重である。このほか、耕作地の間に、近世以降の石造物が確認されている。	●若神子社 ●石造物（既往の調査研究成果に基づき特定）
		樹林	二次林・人工林が混在しており、平地林としての多様な植物環境を形成している。	●中澤のクリ林 ●国道342号南側の民有林
		近年付加された要素	電線・電柱などが耕作地の間に設置されている。 カキツバタ園の設置は、地域活動の中で、自生する植物を活用した新たな取り組みである。	
	居住地（微高地）	屋敷地及び屋敷地跡	現在の屋敷地は、中世以来の立地環境に継続的に利用されたと考えられ、イグネに囲まれた屋敷構えは散居の居住形態を良く残している。 近代化は昭和30年代になって徐々に進んできたが、土壁・茅葺・杉皮等の自然素材を用いた建物は鉄板葺に変わり、外壁や内部も改修を経ながらも継続的に利用されてきた。建物以外にも、伝統的に利用されてきた生垣や庭、井戸・水場など、多数の要素が残されている。	●現在の屋敷地と屋敷地跡 （地目上の宅地・屋敷名をとどめる土地・イグネ等の残存状況から特定） ●屋敷地内にとどめる伝統的な要素 ＊屋敷構えの基調となる農家建築（主屋・馬屋・蔵・便所・作業小屋等） ＊イグネ・石造物 ＊在来樹種による生垣（ウツギ・ヒバ等）
		畑地等	屋敷地周辺は、多様な作業栽培を行う畑として利用されてきた。	●畑 ●水田（転作田）
		道路	本寺地区に至る、主要な交通路である国道342号は江戸時代中期には開通していたと考えられる院内街道を踏襲しており、県道駒形・衣川線は近年拡幅整備された。居住地内には、このほか屋敷地をつなぐ市道がある。	●屋敷地をつなぐ道（中通り・山裾の道）
		石造物・墓石群	道路沿いや屋敷地内に多数の石造物や墓石群が確認される。	●石造物（既往の調査研究成果に基づき特定）
		近年付加された要素	公共施設（屯所・公民館など）、屋外広告物、電線・電柱などの設置が見られる。	
	丘陵部	樹林	アカマツ林、クリ・コナラ林、スギ林など二次林や人工林が混在し、多様な植生環境を形成している。希少動物やクマ・カモシカ等の多様な動物の生息環境ともなっている。	●民有林
		水系	丘陵部のいくつかの水源からため池に流れ込んだ水は、沢筋を通り耕作地あるいは屋敷地に引き込まれて利用されている。	●沢筋及びため池
		人為的な造成地形	中世末期の山城跡である要害館跡のほか、石切場跡が見られ、切り出した石材を用いて石造物などが作られたと考えられる。 明治になって鎧懸の川沿いの道路が開通したが、その以前は、隣接する山谷地区との交通路として山道が利用されていた。	●要害館跡 ●石切場跡（要害館付近のみ現時点で確認） ●慈恵塚に至る道
		信仰に係わる施設・山	岩場を利用した信仰の遺跡や、社殿、石段・鳥居等の建築物・工作物が点在する。寺社境内周辺には石造物や墓石群も見受けられる。 逆柴山は慈恵大師にまつわる伝承を持つ山として地元に語り継がれてきた。	●不動窟 ●寺社跡（駒形根神社、白山社、大師堂、慈恵塚、三吉社、山神社） ●石造物（既往の調査研究成果に基づき特定） ●逆柴山
	河川		磐井川と段丘崖の樹林で構成されている。磐井川発電所が設置されている。	●磐井川 ●民有林
	全域	埋蔵文化財	文化的景観の保存計画対象範囲のほぼ全域が、周知の遺跡となっている。	●周知の埋蔵文化財包蔵地

以上のように骨寺村荘園遺跡では、文化的景観を景観単位及び景観構成要素で捉え、景観計画を基本とする各種法令等の行為規制によって適切な保護を図っている（主な法規制については付章２を参照)。

このうち、文化財保護法に基づく現状変更等の届出対象行為は、以下の３点となる（表－８現状変更対象行為と文化庁長官への現状変更の届出を要する行為一覧)。

・石造物の移設を行う場合
・重要文化的景観を形成する重要な家屋の修理、増・改築、移転、除却を行う場合
・史跡指定地以外の社殿の修理、移設を行う場合

表－８　現状変更対象行為と文化庁長官への現状変更の届出を要する行為一覧

（「一関本寺の農村計画」保存計画（2006）より抜粋）

景観単位	景観構成要素	文化的景観として特定する要素	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	本寺地区景観計画に基づく行為規制※1	現行の土地利用規制法等に基づく行為規制	文化庁長官への現状変更の届出を要する行為
耕作地（低地）	河川	●本寺川	①流路・護岸の人為的な変更 ②土地の占用・工作物の新設等 ③土石の採取・鉱物の掘採		①②③ **【河川法】**に基づき、土地の占用、土石の採取、工作物等の新設、土地の掘削などは河川管理者の許可を必要とする。	
	用水路網	●農業用水路 ●下り松用水・横断堀（磐井川からの取水）	①水路の線形・構造の変更	① **【景観形成基準】** **＜農業土地利用の継承＞** **＜新たなのり面、擁壁、土地の造成＞** 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 **【届出行為】** **＜のり面、擁壁、土地の造成＞** 変更に係る部分が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。ただし、幅員２m以下の農業用水路は除く。		
	水田	●水田（転作田を除く）	①宅地等への転用 ②水田区画の一定規模以上の変更 ③畦畔の構造・形態の変更	① **【景観形成基準】** **＜農業土地利用の継承＞** ②③ **【景観形成基準】** **＜新たなのり面、擁壁、土地の造成＞** 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 **【届出行為】** **＜のり面、擁壁、土地の造成＞** 変更に係る部分の面積が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。	① **【農振法】**に基づき、農用地区域の除外、転用は許可を必要とする。	
	畑地等	●畑 ●水田（転作田）	①宅地等への転用 ②物の集積または貯蔵	① **【景観形成基準】** **＜農業土地利用の継承＞** ② **【景観形成基準】** 長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない（農業目的を除く） **【届出行為】** **＜屋外における物件の堆積＞** 高さ1.5mを超、又は貯蔵面積が50㎡を超えるもの（90日を超える場合）	① **【農振法】**に基づき、農用地区域の除外、転用は許可を必要とする。	
	農道	●耕作地の間を通る道	①道路線形の変更 ②路面舗装の変更	①② **【景観形成基準】** **＜新たなのり面、擁壁、土地の造成＞** 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 **【届出行為】** **＜のり面、擁壁、土地の造成＞** 変更に係る部分の面積が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの。ただし幅員２m以下の農道は除く。		
	信仰に係わる施設	●若神子社 ●石造物	①若神子社（史跡）の石造物の移動・損壊や樹木の伐採 ②石造物の移設		① **【文化財保護法】**に基づき、史跡については、保存・活用に必要な行為の現状変更許可が行われる。	**・石造物の移設**
	樹林等	●中澤のクリ林 ●国道342号南側の民有林	①樹林の伐採（維持管理や更新を目的とした伐採行為は除く）	① **【届出行為】** **＜木竹の伐採＞** 高さ５mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの。ただし、林業や管理行為は除く。	① **【森林法】**による、民有林の林地開発許可制度（１haを超える開発行為）	
	近年付加された要素					

景観単位	景観構成要素	文化的景観として特定する要素	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	本寺地区景観計画に基づく行為規制※1	現行の土地利用規制法等に基づく行為規制	文化庁長官への現状変更の届出を要する行為
居住地（微高地）	**屋敷地及び屋敷地跡**	●屋敷地と屋敷地跡	①伝統的な農家建築の修理、増・改築、移転、除却 ②イグネや生垣の伐採（維持管理や更新を目的とした伐採行為は除く）	① **【景観形成基準】** **＜建築物（形態意匠）＞** 屋根：色彩は、既存農家の色彩または自然色あるいは低彩度色とする。 外壁：板壁調および塗り壁調とする。色彩は自然素材色とする。 **【届出行為】** **＜建築物の新築、増築、改築若しくは移転＞** 建築面積10㎡を超えるもの **＜建築物の外観を変更する修繕、又は色彩の変更＞** 道路に面した外観の変更及び当該変更に係る面積の合計が10㎡を超えるもの ② **【景観形成基準】** **＜屋敷構え（外構）＞** イグネ：イグネは伐採しない。（ただし通常の管理行為等は除く。）また、やむを得ず伐採した場合には跡地に植栽を行う。 塀：ブロック塀は避け、板塀または生け垣を基本とする。 **【届出行為】** **＜木竹の伐採＞** 高さ５ｍを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの		**・重要な家屋として取り扱う農家建築の、修理、増・改築、移転、除却**
		●屋敷地内にとどめる伝統的な要素 ＊屋敷構えの基調となる農家建築 ＊イグネ・石造物 ＊在来樹種による生垣（ウツギ・ヒバ等）				
	畑地等	●畑 ●水田（転作田）	①宅地等への転用 ②物の集積または貯蔵	① **【景観形成基準】** **＜農業土地利用の継承＞** ② **【届出行為】** **＜屋外における物件の集積＞** 高さ1.5mを超、又は堆積の用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの（90日超）長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積 **【景観形成基準】** 長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積を行わない（農業目的を除く）	① **【農振法】**に基づき、農用地区域の除外、転用は許可を必要とする。	
	道路	●屋敷地をつなぐ道（中通り・山裾の道）	①道路の拡幅 ②道路線形の変更	①② **【景観形成基準】** **＜新たなのり面、擁壁、土地の造成＞** 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 **【届出行為】** **＜のり面、擁壁、土地の造成＞** 変更に係る部分の面積が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの		
	石造物・墓石群	●石造物	①石造物の移設			**・石造物の移設**
	近年付加された要素					

景観単位	景観構成要素	文化的景観として特定する要素	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	本寺地区景観計画に基づく行為規制※1	現行の土地利用規制法等に基づく行為規制	文化庁長官への現状変更の届出を要する行為
丘陵部	樹林地	●民有林	①林業目的以外の樹木の伐採 ②土地の開墾などの土地の形質の変更	① **【届出行為】** **＜木竹の伐採＞** 高さ５ｍを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの（林業目的の伐採は除く） ② **【届出行為】** **＜のり面、擁壁、土地の造成＞** 変更に係る部分の面積が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5ｍを超えるもの	①② **【森林法】**による、民有林の林地開発許可制度（１haを超える開発行為） **【森林法】**により、保安林の立木の伐採、土地の形質の現状変更は許可制。（だたし、保安林の目的（土砂流出防備、土砂崩壊防備）を達成するためには、許可される） **【文化財保護法】**に基づき、史跡については、保存・活用に必要な行為の現状変更許可が行われる。	
	水系	●沢筋及びため池	①土地の開墾などの土地の形質の変更	① **【景観形成基準】** **＜農業土地利用の継承＞** **＜新たなのり面、擁壁、土地の造成＞** 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 **【届出行為】** **＜のり面、擁壁、土地の造成＞** 変更に係る部分の面積が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5ｍを超えるもの		
	人為的な造成地形	●要害館跡 ●石切場跡 ●慈恵塚に至る道	①土地の開墾などの土地の形質の変更	① **【景観形成基準】** **＜新たなのり面、擁壁、土地の造成＞** 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 **【届出行為】** **＜土石の採取又は鉱物の掘採＞** 掘採・採取面積が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5ｍを超えるもの **【届出行為】** **＜のり面、擁壁、土地の造成＞** 変更に係る部分の面積が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5ｍを超えるもの	① **【森林法】**による、民有林の林地開発許可制度（１haを超える開発行為） **【森林法】**により、保安林の土地の形質の現状変更は許可制。（だたし、保安林の指定目的（土砂流出防備、土砂崩壊防備）を達成するためには、許可される） **【文化財保護法】**に基づき、史跡については、保存・活用に必要な行為の現状変更許可が行われる。	
	信仰に係わる施設・山	●不動窟 ●社寺（駒形根神社、白山社、大師堂、慈恵塚、三吉社、山神社等） ●石造物 ●逆柴山	①土地の開墾などの土地の形質の変更 ②社殿等の修理、移動 ③石造物の移設	① **【景観形成基準】** **＜新たなのり面、擁壁、土地の造成＞** 新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 **【届出行為】** **＜土石の採取又は鉱物の掘採＞** 変更に係る部分の面積が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5ｍを超えるもの **【届出行為】** **＜のり面、擁壁、土地の造成＞** のり面・擁壁面積が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5ｍを超えるもの	①②③ **【文化財保護法】**に基づき、史跡については、保存・活用に必要な行為の現状変更許可が行われる。	**・三吉社、山神社社殿の修理、移設** **・石造物の移設**
河川		●磐井川 ●民有林	①流路・護岸の人為的な変更 ②土地の占用・工作物の新設等 ③土地の掘削	③ **【届出行為】** **＜のり面、擁壁、土地の造成＞** 変更に係る部分の面積が300㎡を超えるもの、またはのり面、擁壁の高さが1.5ｍを超えるもの	①②③ **【河川法】**に基づき、土地の占用、土石の採取、工作物等の新設、土地の掘削などは河川管理者の許可を必要とする	

※１　・公共工事については、景観行政団体（一関市）に通知すること
・景観法に基づく届出除外行為は除く。

3　具体的な施策

資産全体に関する保存管理の具体的な行動計画については、付章の事業計画一覧表に示している。各構成資産の保存管理の具体的な内容については、以下に示すとおりである。

(1) 記念工作物

1　中尊寺

金色堂

・機械制御による適切な保存環境の維持。
・目視により、黴、錆、漆面の亀裂や剥落などの異常を早期に把握する。
・建物の変形を定量的に計測し、主要構造の変形を早期に把握する。

金色堂覆堂

・日常的な目視確認により、雨漏、腐朽、蟻害等の早期発見につとめ、屋根補修、部材の交換、薬剤による害虫駆除など適切な措置を施す。

経蔵

・日常的な目視確認により、雨漏、腐朽、蟻害等の早期発見につとめ、屋根補修、部材の交換、薬剤による害虫駆除など適切な措置を施す。

2　毛越寺

常行堂

・劣化、損傷等の状態を適切に把握し、状況に応じて建造物全体の根本修理の必要性について検討する。
・茅葺屋根については、落葉の堆積や草木の発芽が認められた場合には早期にこれを除去するほか、屋根材の腐蝕が認められる場合には、適宜差茅や葺替などを行う。
・柱、床、板壁、天井等については、雨漏、腐朽、蟻害等の早期発見につとめ、屋根補修、部材の交換、薬品による害虫駆除など適切な措置を施す。

(2) 遺跡

1　中尊寺

・庭園及び考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などの厳密な保護を図る。庭園の修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。また、仏堂及び社殿など宗教関連施設の修復及び改修等においては、基本的に伝統的な木造建築技術によりつつ、現在も使われ機能していることに十分配慮する。
・森林、植栽樹木及び樹林については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、構成資産の良好な景観形成につとめる。
・讃衡蔵及び現在の覆堂など保存管理又は公開活用を目的とする建造物については、それらが果たすべき機能の健全な状態を保つとともに、資産の景観保護に資するよう、必要に応じて修景等を行う。

・居住を目的とした建造物の新築・増築・改築は、所有者及び関係者の意思にも十分配慮するが、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。また、これらの行為が構成資産に与える影響を考慮しつつ、調和したものとする。
・道路とその関連施設のうち、特に指定地内の道路については、公益上必要な最小限のものを除き、顕著な普遍的価値の保持の観点から新設又は既存のものの拡幅を認めない。また、既存の道路とその関連施設については、修景等によって構成資産の景観に与える影響を軽減する。
・電力・電信柱など公益上必要と考えられる施設については、現状における利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は指定地外への移転なども検討するとともに、当面の間、景観に対する影響の軽減を図る。また、施設を新たに設置する場合には、目的とする保存管理の機能を確実に充足しつつ、配置・規模・形状・色調が資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与えることのないよう整備する。
・上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があるものについては設置を認めない。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについてはその限りではない。また、既存の人工物で、顕著な普遍的価値に負の影響を与える景観要素については、撤去又は修景に努める。

２　毛越寺

・庭園及び考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などの厳密な保護を図る。庭園の修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。また、本堂及び庫裏などの宗教関連施設の修復及び改修等においては、基本的に伝統的な木造建築技術によりつつ、現在も使われ機能をしていることに十分配慮する。
・森林、植栽樹木及び樹林については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、資産の良好な景観形成につとめる。
・宝物館など保存管理又は公開活用を目的とする建造物については、それらが果たすべき機能の健全な状態を保つとともに、構成資産の景観保護に資するよう、必要に応じて修景等を行う。
・居住を目的とした建造物の新築・増築・改築は、所有者及び関係者の意思にも十分配慮するが、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。また、これらの行為が資産に与える影響を考慮し、資産に調和したものとする。
・構成資産の南縁に接している道路とその関連施設については、特に公益上必要な最小限の場合を除き、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものの拡幅を認めない。また、既存の道路とその関連施設については、修景等によって構成資産の景観に与える影響を軽減する。
・電力・電信柱など公益上必要と考えられる施設については、現状における利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は指定地外への移転なども検討するとともに、当面の間、景観に対する影響の軽減を図る。また、施設を新たに設置する場合には、目的とする保存管理の機能を確実に充足しつつ、配置・規模・形状・色調が資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与えることのないよう整備する。
・上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など資産の顕著な普遍的価値に負の影

響を与える可能性があるものについては設置を認めない。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについてはその限りではない。また、既存の人工物のうち、顕著な普遍的価値に負の影響を与える景観要素については、撤去又は修景に努める。

3　観自在王院跡

・庭園及び考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵されている遺構・遺物などの厳密な保護を図る。庭園の修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。**なお、構成資産の修復や整備の計画に基づき、公有化等についても視野に入れて対策の検討を行う。**

・植栽樹木及び樹林については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、資産の良好な景観形成につとめる。

・構成資産の西縁を通過する道路とその関連施設に**ついては**、特に公益上必要な最小限の場合を除き、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものの拡幅を認めない。また、既存の道路とその関連施設については、修景等によって構成資産の景観に与える影響を軽減する。

・ガイダンス施設など、保存管理又は公開活用を目的とする建造物を設置するにあたっては、それらが果たすべき機能と役割に十分配慮しつつ、設置の必要性について検討する。

・上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があるものについては設置を認めない。ただし、生活及び生業上必要と認める最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについてはその限りではない。また、既存の人工物で、構成資産に負の影響を与える景観要素については、撤去又は修景に努める。

4　無量光院跡

・庭園及び考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などの厳密な保護を図る。庭園の修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。

・植栽樹木及び樹林については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、資産の良好な景観形成につとめる。

・ガイダンス施設など、保存管理又は公開活用を目的とする建造物を設置するにあたっては、既存の建造物の活用を前提とし、それらが果たすべき機能と役割に十分配慮しつつ設置の必要性について検討する。

・居住を目的とした建造物の新築・増築・改築は、所有者及び関係者の意思にも十分配慮するが、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。また、これらの行為が構成資産に与える影響を十分考慮する。なお、構成資産の修復や整備の計画に基づき、公有化等についても視野に入れて対策の検討を行う。

・道路とその関連施設のうち、特に指定地内を通過する道路については、公益上必要な最小限のものを除き、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものの拡幅を認めない。また、既存の道路とその関連施設については、修景等によって構成資産の景観に与える影響を軽減する。道路の存在が顕著な普遍的価値に及ぼす影響について十分考慮する。

・電力柱・電信柱など公益上必要と考えられる施設については、現状における利用状況を尊重し

つつ、将来的に撤去又は指定地外への移転なども検討するとともに、当面の間、景観に対する影響の軽減を図る。
・上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があるものについては設置を認めない。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについてはその限りではない。また、既存の人工物で、顕著な普遍的価値に負の影響を与える景観要素については、撤去又は修景に努める。

5　金鶏山

・考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などの厳密な保護を図る。資産の修復整備を行う際は、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。
・山頂の石祠・鳥居など宗教関連施設の修復及び改修等においては、現在も使われ機能していることに十分配慮するが、顕著な普遍的価値との関連性も考慮し、場合によって撤去又は移転なども検討する。
・植栽樹木及び樹林については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、構成資産の良好な景観形成につとめる。
・文化遺産センターなど保存管理又は公開活用を目的とする建造物については、それらが果たすべき機能を保持しつつ構成資産の景観保護に資するよう、必要に応じて修景等を行う。
・構成資産の道路とその関連施設のうち、公益上必要な最小限のものを除き、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものの拡幅を認めない。また、既存の道路とその関連施設については、修景等によって構成資産の景観に与える影響を軽減する。
・公益上必要と考えられる施設については、現状における利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は指定地外への移転なども検討するとともに、当面の間、景観に対する影響の軽減を図る。また、施設を新たに設置する場合には、構成資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与えることのないよう、設置の必要性について検討し、配置・規模・形状・色調に十分配慮する。
・居住を目的とした建造物の新築・増築・改築は、所有者及び関係者の意思にも十分配慮するが、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。また、これらの行為が資産に与える影響を考慮し、資産に調和したものとする。なお、顕著な普遍的価値の厳密な保護の観点から、公有化等についても視野に入れて対策の検討を行う。
・上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があるものについては設置を認めない。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについてはその限りではない。また、既存の人工物で、顕著な普遍的価値に負の影響を与える景観要素については、撤去又は修景に努める。

(2) 無形の要素

中尊寺境内で行われる川西念仏剣舞などの宗教活動、毛越寺常行堂で行われる常行三昧及び延年の舞は、毎年定期的に開催され、顕著な普遍的意義を有する浄土思想を現在に伝えている。こ

れらの芸能及び宗教活動に加え、中尊寺及び毛越寺では、関連する多くの宗教活動等が継続して行われている。

これらについては、平泉の顕著な普遍的価値を反映するものとして、今後もその継続及び公開活用が促進されるよう、芸能及び宗教活動の場所となっている中尊寺及び毛越寺及びそれぞれの芸能の保持者・保持団体との意識の共有を図る。

(3) 関連資産

1　柳之御所遺跡

・考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などについて厳密な保護を図る。修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。
・植栽樹木等については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、関連資産の良好な景観の形成に資するよう適切に制御する。
・**平泉遺跡群調査事務所など、緩衝地帯に立地している保存管理又は公開活用を目的とする建造物については、**当該施設が目的とする保存管理の機能が確実に行われることを前提とする。また、施設の配置・規模・形状・色調が構成資産の価値に負の影響を与えることのないよう十分配慮する。
・居住を目的とした建造物の新築・増築・改築は、所有者及び関係者の意思にも十分配慮するが、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。また、これらの行為が価値に与える影響を十分考慮する。なお、関連資産の修復や整備の計画に基づき、必要に応じて土地の公有化を行う。
・送電線及び鉄塔など公益上必要と考えられる施設については、現状における利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は指定地外への移転なども検討するとともに、当面の間、景観に対する影響の軽減を図る。また、施設を新たに設置する場合には、価値に負の影響を与えることのないよう設置の必要性について検討し、配置・規模・形状・色調に十分配慮する。
・道路とその関連施設のうち、特に指定地内を通過する道路については、価値の保護の観点から新設又は既存のものの拡幅を認めないこととする。
・上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など価値に負の影響を与える可能性があるものについては設置を認めないこととする。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについては、設置を認めることとする。また、既存のもので、価値に負の影響を与える景観要素については、撤去又は修景に努める。

2　達谷窟

・考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などについて厳密な保護を図る。修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。
・落石、崩壊などの有無を定期的に点検し変化を把握するなど、現状地形の維持に努める。

・樹木の維持管理（下刈、剪定・枝払い、枯損木の撤去、病害虫の防除措置）を行う。
・遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木の整理を行う。
・宗教活動上必要な施設については、歴史的環境との調和を図り、良好な景観の形成に努める。
・農地としての利用に当たっては、遺構の保存に影響を与えないよう十分に配慮する。

3　白鳥舘遺跡

・考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などの厳密な保護を図る。遺跡の修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。
・植栽樹木及び樹林については、枝打ち、剪定等を適宜実施し、構成資産の良好な景観形成につとめる。
・ガイダンス施設など、保存管理又は公開活用を目的とする建造物を設置するにあたっては、それらが果たすべき機能と役割に十分配慮しつつ設置の必要性について検討する。
・居住を目的とした建造物の新築・増築・改築は、所有者及び関係者の意思にも十分配慮するが、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。また、これらの行為が資産に与える影響を十分考慮する。なお、関連資産の修復や整備の計画に基づき、公有化等についても視野に入れて対策の検討を行う。
・既存の道路とその関連施設については、修景等によって構成資産の景観に与える影響を軽減する。道路の存在が顕著な普遍的価値に及ぼす影響について十分考慮する。
・電力柱・電信柱など公益上必要と考えられる施設については、現状における利用状況を尊重しつつ、将来的に撤去又は指定地外への移転なども検討するとともに、当面の間、景観に対する影響の軽減を図る。
・上記において特定されない人工物のうち、看板、広告塔など資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があるものについては設置を認めない。ただし、生活及び生業上必要と認められる最小限のもので、規模・色彩・素材等の観点から景観に配慮したものについてはその限りではない。また、既存の人工物で、顕著な普遍的価値に負の影響を与える景観要素については、撤去又は修景に努める。

4　長者ヶ原廃寺跡

・考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などの厳密な保護を図る。修復等を行うに当たっては、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とする。
・考古学的遺跡としての諸要素、すなわち地上に露出している礎石や地下に埋蔵されている築地塀跡をはじめとする諸遺構を厳重に保護する。
・特に前者は、気候の変動を受けやすい状況にあるため、定期的にモニタリングを実施し、礎石にとって好ましくない状況に至る前に、とるべき対策をあらかじめ決定しておく。
・現状変更については『長者ヶ原廃寺跡保存管理計画書』で策定された方針を基本とし、遺跡の本質的価値を損なう行為は認めないこととする。

５　骨寺村荘園遺跡

・史跡の保存・活用を図るための整備は、遺構の保存に影響を与えないことを前提とし、学術調査の成果を十分に踏まえ、かつ既存の植生や生態系に配慮して行うこととする。
・遺跡の周辺環境には、中世から現在までの長い間営まれてきたまとまりある伝統的な農村景観が保たれており、史跡と重要文化的景観の一体的な保存管理に努めるものとする。
・発掘等の調査を継続的に行い、骨寺村荘園遺跡の解明に努めるとともに、調査の成果に基づき、指定地の拡大に取り組むものとする。
・史跡の価値の理解を深めてもらうために、ガイダンス施設**である骨寺村荘園交流館を活用するとともに**見学ルート等を整備し、来訪者の利便性の向上並びに見学時の安全と秩序を保つことに努める。
・遺跡の管理団体である市は、所有者等と協力して、骨寺村荘園遺跡の適切な保存管理に努め、地区毎に現状変更の取扱い基準を定めて行うこととする。
・骨寺村荘園遺跡が有する価値のひとつでもある重要文化的景観において、中世以来の伝統的な水田景観の重要な仕組みである用水路や小区画水田を後世に伝えるために、農地整備等を実施する場合は地元住民との合意のもと、景観へ配慮した整備を実施する。
・重要文化的景観を構成している重要建物については、定められた修理・修景基準をもとに、適切な誘導・支援を行い、それ以外の建物の修景等についても、重要建物に準じて支援を行うものとする。

第６章　緩衝地帯及び周辺地帯の保存管理

１　周辺景観に関する基本計画

緩衝地帯及び周辺地帯は資産の適切な保護を目的として、資産を取り囲む地域に法的手法により、補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられる保護の網である。したがって緩衝地帯を構成している「周辺環境を構成する諸要素」、及び周辺地帯を構成している「関連資産の周辺環境を構成する諸要素」についても、それらを特定しつつ要素に合わせた適切な対応が不可欠である。緩衝地帯及び周辺地帯については、平泉の文化遺産全体の価値を保護していくためにふさわしい周辺環境形成の観点から、自然地形及び行政界等を考慮しつつ、資産及び関連資産の周辺に展開する概ね視認可能な範囲を対象として設定し、保全対策を講じている。

関係市町は、構成資産の顕著な普遍的価値及び関連資産の価値についての厳密な保護はもとより、相対的にそれらが生かされるような周辺環境の保全が必要であるとの認識から、「資産相互の視認性」を柱としつつ、山・丘陵・河川などの自然の地形や農地などから成る景観とも融合したまちづくり・むらづくりを基本的な考え方として位置付けている。これに伴い、関係市町は景観法に基づく景観計画の中で、景観形成基本方針を設定し周辺環境の規制と整備を進めている（付章３～６を参照）。

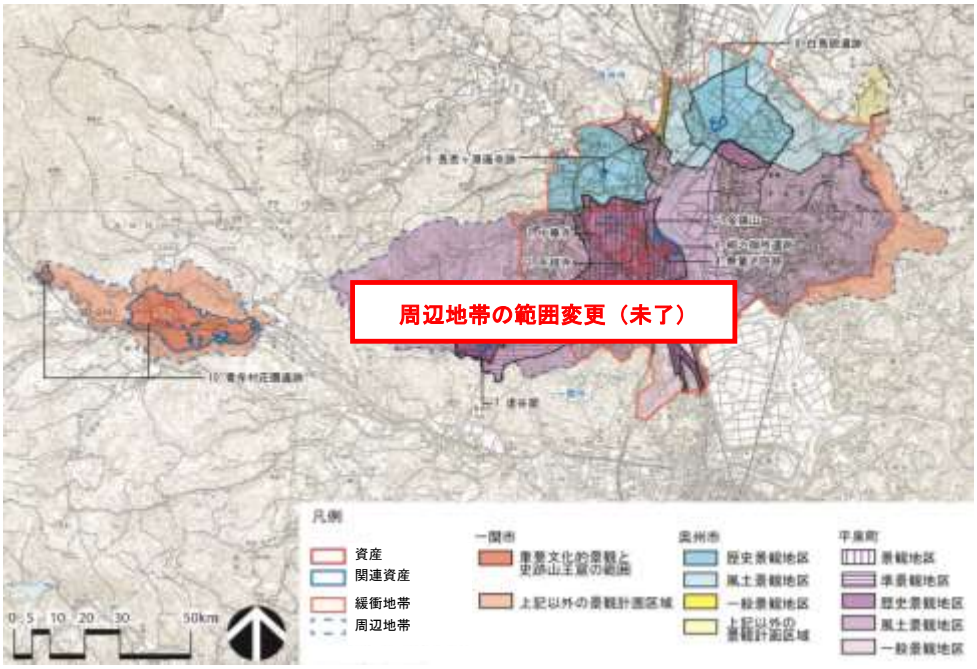

図－32　緩衝地帯及び周辺地帯の法的規制範囲図

(1) 平泉町景観計画の概要　　（2015年４月改定）

ア　地区別の景観形成基準

平泉町は、景観計画の対象範囲を町内全域と定め、景観の特性に応じた規制誘導を行うために、次に示す３つの地区に区分して、目指すべき景観像をそれぞれ設定している。

①歴史景観地区：資産及び関連資産に近接する地区

・歴史的な資産との景観的調和を図り、世界遺産にふさわしい景観の創出を心がける。

・特に建築物の形態意匠が地区の景観形成に大きな影響を与える地区であり、和風のデザインとする。

②風土景観地区：平泉の文化的景観を成す自然環境とその周辺

・自然景観と調和した建物等のたたずまいとして、建築は和風のデザインとする。

・農村地帯では、農家住宅の伝統的様式や屋敷林を含めた屋敷構えが重要な景観要素となっている。

・農地で住宅化や工場の進出が進みつつあるが、美しい農地景観を雑然とさせ、地域全体の魅力を損なうことのないように、開発の適正誘導が必要となる。

③一般景観地区：都市計画で用途地域が準工業地域とされている地区とその周辺など

・商工業的な用途としての機能性を確保しつつ、人通りのある通りからは文化的景観と調和した印象を与えるようにするため、建築の規模・高さへの配慮、色彩への配慮、植栽等による修景が求められる。

・屋外広告物が乱立しやすい地区でもあるため、規制誘導が重要である。

また、より積極的な景観の規制誘導が必要な地区は、景観法に基づく景観地区及び準景観地区として保全している。景観地区は、建築物及び工作物の新築、増改築、外観の修繕及び木竹の伐採等を行う場合に認定が必要となる地区で、都市計画に定めている区域である。準景観地区は、都市計画区域の外にあって、景観地区と同様の規制誘導が行われる地区である。

イ　眺望景観保全のための景観形成基準

平泉における核となる歴史的資産と、それらを配置する手がかりとなった周囲の自然環境の関係性を確認するために、ある一定の場所から眺望を保全し、現在よりもより美しくなるよう育てていくことは重要である。このため、景観計画において、眺望保全のための指針や基準が必要と考えられるものを「重要眺望景観」として選定し、規制誘導を行っている。世界遺産としての観点から保全する重要性の高い、藤原氏時代の歴史的文化的な意味を持つ眺望景観を中心に、現在13の「重要眺望景観」が選ばれている。

ウ　屋外広告物条例による景観形成

平泉町では、良好な景観を保持するため、屋外広告物条例に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の位置、規模、形態意匠等について必要な事項を定めて、規制誘導を行っている（付章４参照）。

(2) 奥州市景観計画（2018年８月改定）の概要

奥州市では景観計画の対象範囲を市内全域と定め、奥州市景観計画区域としている。

関連資産が所在する区域については平泉文化遺産地区に定め、景観の特性に応じた規制誘導を行うため、次の３つの地区に区分して、地区の特性に応じた景観形成の方向を掲げている。この地区内で一定規模以上の行為を行う場合届出の対象となり、建築物の建築など、景観に与える影響が大きい行為については、行為の内容が景観形成基準に沿ったものとなっているかの確認を行っている。（付章５参照）

①歴史景観地区：関連資産をはじめとする史跡や寺社等の歴史文化資源が多く分布する地区

・農村景観や自然景観と歴史文化景観が一体となった、歴史を思い描ける景観を形成

②風土景観地区：美しい農村景観や豊かな自然景観と地域の慣習や文化と調和した地区

・良好な農村景観や自然景観を保全しつつ、歴史景観地区と周辺地域との緩衝地帯として歴史景観地区に準じた良好な景観を形成

③一般景観地区：商業施設と周辺の自然景観が融合した都市的な地区、並びに区域東側は豊かな緑の自然景観を形成した地区

・都市的景観や豊かな自然景観を維持・保全しつつ、隣接する風土景観地区と調和のとれた景観を形成

(3) 一関市における景観計画の概要

一関市では、２つの景観計画を定めている。（付章６参照）

ア　本寺地区景観計画（2019年２月改定）

中尊寺に伝存する２枚の「陸奥国骨寺村絵図」は、いずれも国の重要文化財となっている中世に作られた貴重な荘園絵図である。特に、この絵図に描かれた農村の姿が現在の本寺地区の景観とよく似ており、中世の荘園絵図の姿を継承する歴史景観と、伝統的な農村景観がまとまりのよい風情を醸し出している。これらのことから、「本寺地区景観計画」における景観計画区域は、この歴史景観の保全と新しい景観の形成のバランスを取りきめるとともに、この地区景観を守り育てるための計画として景観法に基づいて策定されたものである。

この計画においては、関連資産である骨寺村荘園遺跡とその周辺を対象範囲としており、景観の特性に応じた規制誘導を行うため、次の２つに区分している。

①　コアゾーン：計画対象範囲の歴史の中核をなす地域

②　バッファゾーン：コアゾーンを取り巻く範囲

イ　一関市景観計画（2018年７月改定）

景観計画の対象範囲は、本寺地区景観計画の対象範囲を除く市内全域と定めて、規制誘導が行われている。

2　現状の把握

現在、緩衝地帯及び周辺地帯において構成資産の顕著な普遍的価値を著しく低下させるような開発は計画されておらず、今後もそのような開発は起こり得ない。また、自然環境についても同様である。資産の所在地域における自然災害については、台風・大雨・地震（これら要因による倒木・地形崩落を含む）・洪水・火災などを想定しており、それぞれについて防災対策が講じられている。

緩衝地帯及び周辺地帯の保全については、現時点において適切に機能している周辺地域に係る法律及び関係各市町が定める条例に基づき、構成資産及び関連資産の周辺環境を構成する諸要素の特定とその保全に努めることとしている。特に、構成資産及び関連資産の適切な保存管理のためのガイダンス施設等の整備については、当該施設の配置・規模・意匠などについて十分に検討することとしている。また、既存の施設については、修景等によって景観に与える影響の軽減に努めている。

3　保存管理の方向性

(1) 緩衝地帯及び周辺地帯の設定と行為規制

緩衝地帯及び周辺地帯は、資産と密接に関連する丘陵・河川・樹林などの自然的要素をはじめ、埋蔵文化財、歴史的な建築物、歴史的な出来事に関する伝承地などの歴史的要素のほか、資産の活用に関する施設、市街地を構成する建築物又は工作物、道路・鉄道及びそれらの関連施設、その他の人工物などの人文的要素により構成される。

緩衝地帯においては、資産の周辺に良好に残る自然的要素及び歴史的要素を保全するとともに、人文的要素については資産を保護するための緩衝地帯の特質にふさわしいものとなるよう適切に誘導することが必要である。したがって、そのために緩衝地帯の範囲を適切に確保するとともに、関係各市町が定める条例に基づき行為規制を行い、緩衝地帯の保全対策を講ずることとしている。

緩衝地帯及び周辺地帯の範囲については、資産から眺望の対象となる山の稜線や河川などの自然的な地形を含み、地籍境界・行政界などを考慮した上で、資産の顕著な普遍的価値及び関連資産の価値を適切に保護することが可能であることを前提として定めている。緩衝地帯及び周辺地帯は、許可（認可）制と届出制を組み合わせた行為規制によって適切に保全されている。すなわちこれらのうち、構成資産及び関連資産に隣接する区域については、原則として許可制に基づく規制の下に各種の行為規制を加え、さらにその周辺の区域では、届出制に基づく規制の下、開発行為に対して規制措置を講じている。**前者の場合には、現状変更等の行為が建築物や工作物の新築・改築、木竹の伐採、屋外における物の集積又は貯蔵、鉱物の採掘又は土砂の採取、のり面・擁壁・土地の造成など、景観を変更する行為について許可申請が必要となり、後者の場合においても同様の行為について届出が必要となる。**

(2) 埋蔵文化財の調査と保護

緩衝地帯及び周辺地帯には、資産の顕著な普遍的価値と密接に関連する重要な遺跡を含む多く

の区域がある。これらの区域については学術調査を進め、その成果に基づき保存すべき遺跡の範囲を特定し、史跡等への指定を適切に行うなど、遺跡の保存措置や風致景観の保護に取り組んでいく必要がある。

このような考古学的遺跡を含む平泉の全体的な価値に関する一層の理解と、現代の住民生活への適切な活用をめざすため、岩手県が設置した「平泉遺跡群調査事務所」が平泉遺跡群全体の保護に係る指導及び調整を主導している。また、将来的には岩手県がその財政状況等を勘案しつつ、平泉遺跡群についての総合的な調査・研究を行う機関（平泉文化研究機関（仮称））を設置し、遺跡の保護施策を一層拡充することとしている。

緩衝地帯及び周辺地帯に展開する周知の埋蔵文化財包蔵地については、関係各市町との連携・調整を図りつつ、中・長期的な調査・整備方針に基づき、それらが保持している価値についてのより詳細な解明と適切な保護を行うことを目的として学術調査を進めている。

(3) 都市計画の調整

緩衝地帯及び周辺地帯において、道路の整備や公共下水道の整備などの施設を整備する場合には、それらの保全の観点から、関係機関の間で相互に連携を図りつつ調整を行うこととしている。

現在、緩衝地帯は大半が都市計画区域に含まれており、これらの区域では岩手県が定める「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」や**平泉町が定める「新平泉町総合計画後期基本計画」等**に基づく様々なまちづくりの施策を進めることとしている。これらのマスタープランにおいては、都市計画区域の将来像が明示されており、これにより道路などの都市施設の整備事業や市街地開発事業が行われる場合には緑地を配置し、自然的環境の整備又は保全の視点との調和を図ることとしている。

以上のように、緩衝地帯については、文化財保護法をはじめ関係法令が適正に適用されるとともに、岩手県及び関係各市町が定める都市計画の下に資産の保存・整備と開発及び保全が一体となって機能している。

なお、緩衝地帯について、今後、都市計画区域の変更やマスタープランの見直しなどを行う場合には、国が定めた「都市計画運用指針」に基づき、地域住民の意見を聞くことはもとより、岩手県及び関係各市町の文化財・環境・景観などの各部局の担当を含む関係行政機関とも十分な連絡・調整を図ることとしている。

平泉町では、構成資産の保護のみならず、周辺環境の保全をも積極的に行い地域住民の生活と調和したまちづくりを目指すこととしている。このような理念の下に、都市計画の変更及び景観保全に配慮した都市の基盤整備を行うこととしており、毛越寺に隣接する道路及び平泉町を縦貫する**県道300号**の電線地中化などの整備事業が既に行われた。平泉町における都市基盤整備に関する主な計画と実績については表－９及び図－34に示すとおりである。

表－９　平泉町周辺における都市の基盤整備

整備方針	整備対象	整備内容	状態
遺跡の保護と活用を図るための道路計画	① 泉屋桜川線 ② 高館線	① 都市計画マスタープランとの関連により廃止 ② 遺跡保護の観点から廃止	廃止
	③ 中学校線	③ 高館線廃止に伴う代替	終了
景観上重要な施設（道路、河川等に関する施設）について、あらかじめ「まちづくり」の中に位置付けて整備内容の検討を行う	④ 道の駅	④ 交通結節機能、ガイダンス機能を持つ施設	終了
	⑤ ウォーキングトレイル事業 ⑥ 中尊寺通り	⑤ 統一的デザインによるサインシステム整備 ⑥ 歴史的経緯や周囲の遺跡を考慮した整備	実施中
景観阻害要因の排除及び景観の向上	⑦ 毛越寺通り ⑧ 県道300号 ⑨ 中尊寺境内前 ⑩ 国道４号平泉バイパス	⑦ 電線地中化 ⑧ 電線地中化 ⑨ 歩道橋撤去 ⑩ 市街地を迂回するバイパス路及び修景	終了

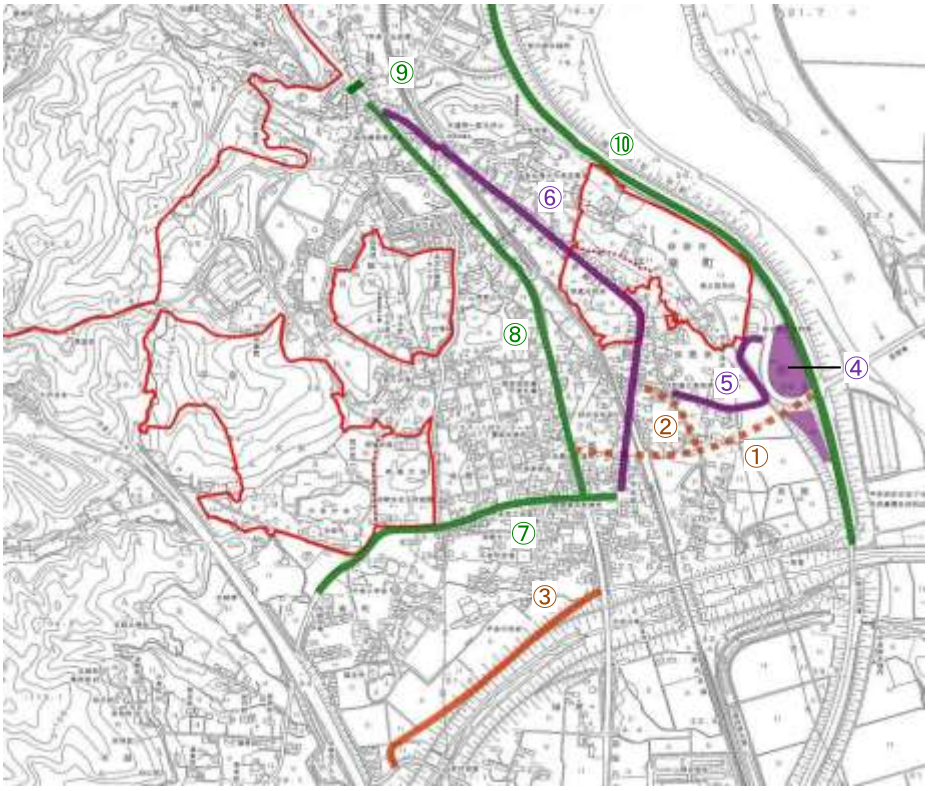

図－33　平泉町周辺地域における都市の基盤整備

(4) その他の計画

資産と緩衝地帯及び関連資産と周辺地帯において、現在計画中である開発計画及び今後予定されている開発計画については、推薦書等に記載したもののほか岩手県及び関係市町による毎年度事業照会等により把握を行い、資産及び関連資産への影響について注視している（表－10）。

表－10　開発計画の概要一覧表

開発の圧力	No. (＊)	該当資産	計画期間	資産との関係			路線名等	推薦書への記載	備考
				資産内	緩衝地帯（資産直近）	緩衝地帯			
1. 公共下水道事業	1-1	中尊寺	事業終了		○			2010 年推薦書	
	1-2	無量光院跡	事業終了		○				
	1-3	金鶏山	事業終了		○				
	1-4	柳之御所遺跡	事業終了	○	○				
2. 北上川遊水地事業及び河川改修事業	2-1	中尊寺	事業終了		○		衣川流域		
	2-2	柳之御所遺跡	継続中 (H21-)			○	北上川左右岸	〃	
3. 道路整備事業	3-1	中尊寺	事業終了	○	○		国道４号町道中尊寺戸河内線交差点	〃	現県道 300 号
	3-2	無量光院跡	継続中 (H23-)	○	○		平泉停車場中尊寺線	〃	遺産影響評価実施（2011 年度）
	3-3	柳之御所遺跡	事業着手時期未定		○		国道４号平泉バイパス	〃	
	3-4	中尊寺	事業終了			○	県道花巻衣川線	〃	遺産影響評価実施（2011 年度）
	3-5	毛越寺	継続中 (H26-)			○	スマートインター整備関連	〃	遺産影響評価実施（2015 年度）
	3-6	毛越寺 観自在王院跡	事業終了			○	町道中学校線	〃	
	3-7	無量光院跡 柳之御所遺跡	計画休止			○	（仮称）町道柳之御所線	〃	
4. 上水道更新事業	4	中尊寺	事業終了		○			〃	
5 道の駅整備計画	5	柳之御所遺跡	事業終了			○		〃	遺産影響評価実施（2014 年度）
6 観自在王院跡公有化事業	6	観自在王院跡	継続中	○				〃	
7 柳之御所遺跡公有化事業	7	柳之御所遺跡	継続中	○				〃	
8 ウォーキングトレイル事業(道路改良)	8	柳之御所遺跡	計画休止	○	○			〃	
9 柳之御所遺跡ガイダンス施設整備	9	柳之御所遺跡	H29-H33		○		「平泉の文化遺産」ガイダンス施設整備事業	〃	遺産影響評価実施（2018 年度）
10 場外舟券売り場建設事業	10	白鳥舘遺跡	事業着手時期未定		○			2006 年推薦書	
11 ほ場整備事業	11	長者ヶ原廃寺跡	事業着手時期未定					新規	整備範囲未定
12 治水対策事業	12	白鳥舘遺跡	継続中 (H24-)	○				新規	遺産影響評価実施（2012 年度）
13 ほ場整備事業	13	骨寺村荘園遺跡	事業終了		○				
14 新平泉町立体育館整備	14	緩衝地帯	事業着手時期未定					新規	建設場所未定
15 中尊寺施設改築工事	15	中尊寺	継続中 (H27-)	○				新規	遺産影響評価実施（2016 年度）

＊ 図中に示したNo.に一致

(5) 住民生活との調和

資産及び関連資産とその周辺に居住する住民の生活については、資産及び関連資産の保護を前提としつつ、日常の住民生活を著しく妨げることの無いよう調和を図っていくことも必要である。そのためには地域住民に対し、資産及び関連資産の価値を十分に伝えることはもとより、それらとともに生活するという認識を一層深められるような施策を講ずる必要がある。

上記の視点に基づき、平泉町では地域住民に対する説明会が必要に応じて実施されており、行政と住民との間において積極的な情報交換が行われている。また平泉町役場には、地域住民からの問い合わせに迅速に対応するための窓口が設置されている。

表－11　地域住民の生活との調和を図るための主な取組み

	主な実施事業	事業主体	実施年度・期間	実施実績
資産	資産に関する住民説明会の開催	岩手県 平泉町	必要に応じて	2007年～　　年１～２回
	史跡指定に向けた住民説明会の開催	平泉町	必要に応じて	1989年以前～　年１～２回
	地域住民からの問い合わせ窓口設置	平泉町	通年	1989年以前～　通年
関連資産	関連資産に関する住民説明会の開催 （達谷窟）	平泉町	必要に応じて	2007年～　　年１～２回
	史跡指定に向けた住民説明会の開催 （達谷窟、骨寺村荘園遺跡、白鳥舘遺跡、長者ヶ原廃寺跡）	平泉町 一関市 奥州市	必要に応じて	1989年以前～　年１～２回
	地域住民からの問い合わせ窓口設置 （柳之御所遺跡、達谷窟、骨寺村荘園遺跡、白鳥舘遺跡、長者ヶ原廃寺跡）	平泉町 一関市 奥州市	通年	1989年以前～　通年

４　具体的な施策

鉄柱・電柱・看板・広告塔などの景観に負の影響を与える人工物については、より良い周辺環境とするためできる限り設置を抑制することとし、やむを得ず設置をする場合においても、条例及び関連法律に定める規模・色彩・素材等の観点から景観に十分配慮し、最小限の設置とするよう関係者への理解と協力を求めることとしている。

既存の施設で、特に資産の顕著な普遍的価値に著しい負の影響を及ぼす可能性のあるものについては、撤去・修景を含めた対応により影響の軽減に努めることとしている。公益上必要な施設については、利用状況を尊重しつつ、修景を行うことにより景観に対する影響の軽減を図ることとしている。

緩衝地帯において予定されている開発計画については、岩手県世界遺産保存活用推進協議会が遺産影響評価を実施し、顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があると判断した場合、岩手県がその影響を最小限に止めるような施工方法について検討し、事業者と事前協議を行うなどよう各関係機関との調整を図ることとしている。

以上の取扱い内容については、付章の事業計画一覧表を参照のこと。

第７章　経過観察の実施

１　顕著な普遍的価値に影響を与える要因

資産の保全状況及び資産に与える影響の概要については、推薦書本文において記述しているとおりである。本保存管理計画においては、これらの影響などについて顕著な普遍的価値の適切な保存管理という観点から、「資産の視覚的な結び付き」、「資産の関連性」、「個別資産の保護」の３つに分類し、影響の程度を観察する指標を設定した。

資産の顕著な普遍的価値を確実に保護するためには、資産に影響を与える要因について、監視の方策及び負の影響が及ばない方策を検討する必要がある。その考え方の概要については以下の表に示すとおりである。

表－12　資産に負の影響を与える要因とその考え方

	顕著な普遍的価値を構成する諸要素	資産に対する負の影響	観察指標として考えられるもの
平泉の顕著な普遍的価値	記念工作物・遺跡・浄土思想の伝来	**◆知識の提供・普及活動等の停滞による影響** ・資産の視覚的結び付き、関連性の未理解による影響 **※気候変動等による影響** ・酸性雨による影響（建造物等の腐食） ・温暖化による影響（庭園水系、庭園植生、境内植生等の変化） **※自然災害による影響** ・洪水による影響（遺跡のき損） ・大雨による影響（遺跡、建造物、庭園景観のき損、庭園水系の変化） ・風化、虫害、樹木の成長等による影響（遺跡、庭園景観のき損） **※観光圧力による影響** ・観光客数増加による影響（遺跡、建造物、庭園景観のき損、周辺環境の変化） **※開発圧力による影響** ・周辺地域の大規模開発による影響（埋蔵文化財の消失、視覚的結び付きを妨げる景観阻害要因の設置） ・住民の多様な意識による影響（統一性のない町並みデザイン） **◆技能、技術の伝達に係る影響** ・継承者不在による影響（伝達芸能の消滅） （注）※は、オペレーショナルガイドラインに則したもの	**■資産の視覚的結び付きに関して** ※視点場における景観を阻害する要因の数 ※規則（景観条例等）に適合しない要因の数 **■資産の関連性に関して** ※知識の提供・普及状況 （整備の進捗、ガイダンス施設、研究報告、発掘調査、パンフレット・HPなどによる各種情報提供、国内外専門家による現地確認・指導会の開催、各種研修会・セミナー等の開催） ※観光客数の動向 （入込数、便益施設と収容能力など） **■個別資産の保護に関して** ※酸性雨の状況 （ＰＨなど） ※水系の状況 （水質、水量、生物など） ※植生の状況 （樹種とその割合など） ※遺構の状況 （礎石の位置など） ※現状変更数及び内容 ※伝統芸能継承演目の数 ※宗教儀礼及び芸能等の開催状況

2　負の影響を与える要因の観察

１で示した観察指標として考えられるものについて、測定すべき内容、周期、記録組織の概要を以下の表に示す。指標の測定内容等については分冊を参照されたい。

表－13　観察指標一覧表

指　標			資産	関連資産	周期	記録組織
(1) 資産の視覚的結び付きの保護		a）視点場における景観を阻害する要因数	○	○	毎年	岩手県
		b）規制（景観条例等）に適合しない要因数	○	○	毎年	平泉町 奥州市 一関市
(2) 資産の関連性の保護		a）整備（ガイダンス施設含む）の進捗率	○	○	３年毎	岩手県
		b）発掘調査報告書・研究報告書等の刊行物	○	○	毎年	岩手県
		c）パンフレット・ＨＰによる情報提供数	○	○	毎年	岩手県
		d）専門家による現地確認・指導会の開催数	○		毎年	岩手県
		e）研修会・セミナー等の開催数	○	○	毎年	岩手県
		f）観光客入り込み数	○	○	毎年	岩手県
		g）便益施設数と収容能力の状況	○	○	３年毎	岩手県
(3) 個別資産の保護	(3)-1 建造物の保護	a）建造物修理記録・整備記録	○		毎年	中尊寺 平泉町
		b）建造物防火施設及び保存施設の点検、整備、改修若しくは修理結果（補助、自費）	○		毎年	中尊寺 平泉町
		c）現状変更の数及びその内容	○		毎年	中尊寺 平泉町
		d）酸性雨の状況（ＰＨ測定）	○		３ヶ月毎	中尊寺 平泉町
	(3)-2 庭園の保護	a）現状変更の数及びその内容	○	○	毎年	平泉町
		b）酸性雨の状況（ＰＨ測定）	○	○	３ヶ月毎	毛越寺 平泉町
		c）水系の状況（水質、水量、生物の測定）	○	○	３ヶ月毎	毛越寺 平泉町
		d）植生の状況（樹種とその割合の測定）	○	○	毎年	毛越寺 平泉町
	(3)-3 考古学的遺跡の保護	a）現状変更の数及びその内容	○	○	毎年	平泉町 一関市 奥州市
		b）遺構の状況（礎石位置の測定）	○	○	毎年	平泉町 奥州市
	(3)-4 価値を伝えるための宗教的儀礼及び芸能の保護	a）伝統芸能演目の継承数	○		毎年	平泉町 奥州市
		b）宗教儀礼及び芸能等の開催数	○		毎年	平泉町 奥州市
(4) 緩衝地帯の保護		a）緩衝地帯における現状変更の数	－	－	毎年	岩手県
(5) 周辺地帯の保護		a）周辺地帯における現状変更の数	－	－	毎年	岩手県

3　遺産影響評価について

2011年６月に開催された第35回世界遺産委員会において決議された事項の『遺産影響評価』（p3 表－１　主な履歴を参照）を行っている。この評価は世界遺産の資産と緩衝地帯を含む「平泉の文化遺産」の地域全体を対象とし、この地域内で行われる主要な開発行為について、平泉の価値に与える影響について評価を行うものである。評価に当たっては、学術専門家により構成される「平泉遺跡群調査整備指導委員会」が、あらかじめ選択された事業内容について検討を行い評価し、その結果が「岩手県世界遺産推進協議会」に報告される。推進協議会は必要に応じて開発部局と調整を行う。これらの評価結果のうち、世界遺産及び緩衝地帯におけるものについては、世界遺産センターへの報告を行うこととしている。これらに関する手続き等の流れについては図－38に示すとおりである。

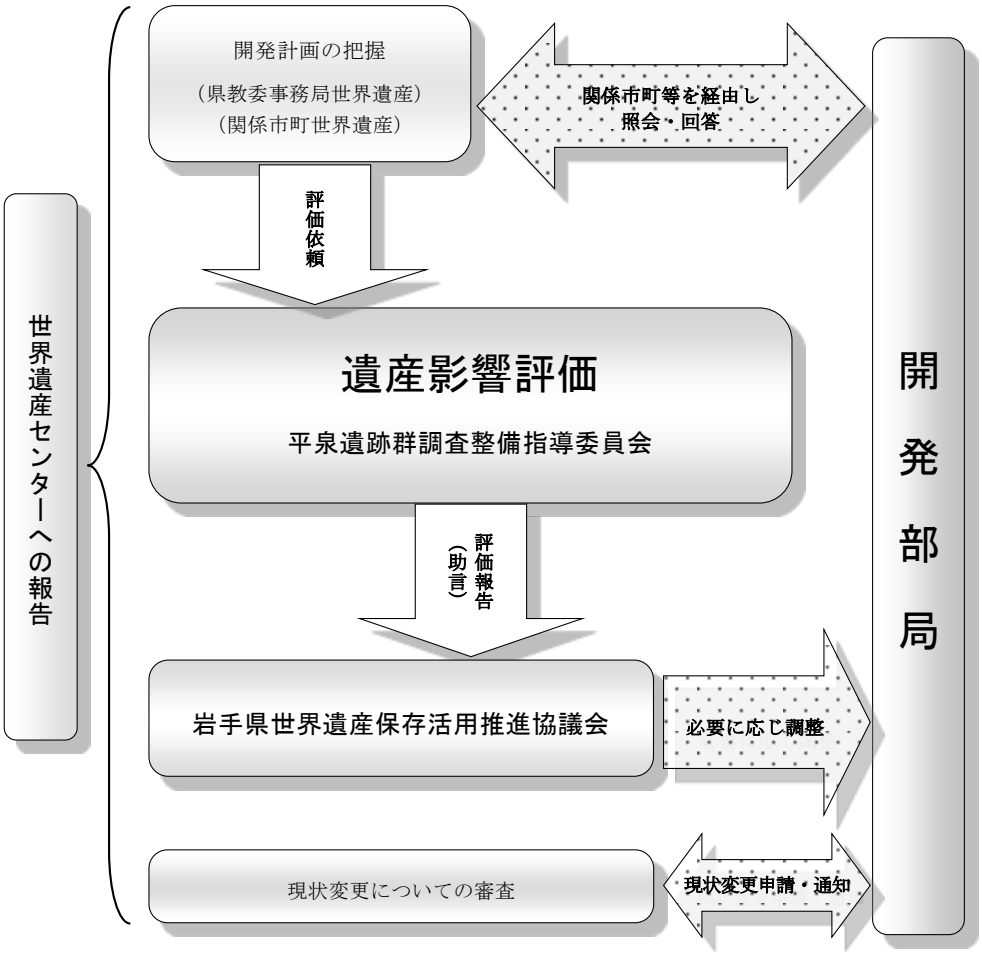

図－34　遺産影響評価の手続きに関する流れ

コメント [S1]: フロー図を差替え。

これまで実施した遺産影響評価の実績は、表―14に示すとおりである。

表－14　遺産影響評価の実績

	評価対象事業	該当資産	事業主体	実施年	評価内容
1	一般県道平泉停車場中尊寺線	無量光院跡	岩手県	2011	地下遺構への影響
2	北上川中流部緊急治水対策事業	白鳥舘遺跡	国土交通省	2012	景観への影響
3	奥州市衣川区池田西携帯基地局建設	中尊寺 長者ヶ原廃寺跡	民間	2014	景観への影響
4	道の駅整備計画	柳之御所遺跡	国土交通省 平泉町	2014	遺跡への影響
5	平泉スマートインターチェンジ建設事業	毛越寺 緩衝地帯	民間 平泉町	2015	景観への影響
6	中尊寺境内仏堂等増改築事業	中尊寺	中尊寺	2016	地下遺構への影響
7	「平泉の文化遺産」ガイダンス施設整備事業	柳之御所遺跡 緩衝地帯	岩手県	2018	関連資産直近

コメント [S2]: 直近の数値を示す。

第８章　整備・公開・活用の推進

１　基本方針

資産全体の保存管理を確実に行うためには、適切な整備・公開・活用の方針を定め、それらを着実に実現していくことが必要である。資産の顕著な普遍的価値を確実に保存するとともに、総合的な理解を深めることができるよう、以下に示すような整備・公開・活用の施策を推進する。

(1) 構成資産の関連性を考慮した顕著な普遍的価値の伝達

平泉は、一連の歴史的背景と構成資産相互の関連性によって全体の顕著な普遍的価値が構成されているという観点を踏まえる必要がある。

そのため、各構成資産の修復及び整備に当たっては、構成資産相互の関連性を考慮し、資産全体として有する顕著な普遍的価値を顕在化させる整備計画を策定し、修復及び整備を進めることとする。

また、「平泉文化フォーラム」を始めとする資産の関連性を含めた平泉の顕著な普遍的価値を理解するための講座及び研修会等を実施し、情報の伝達を行うことについて配慮する。

さらに、日常的な情報提供の一環として、ガイドブック等の充実を図るほか、地域の児童・生徒を対象とした学校教育及び地域住民を対象とした社会教育活動との連携を図る。

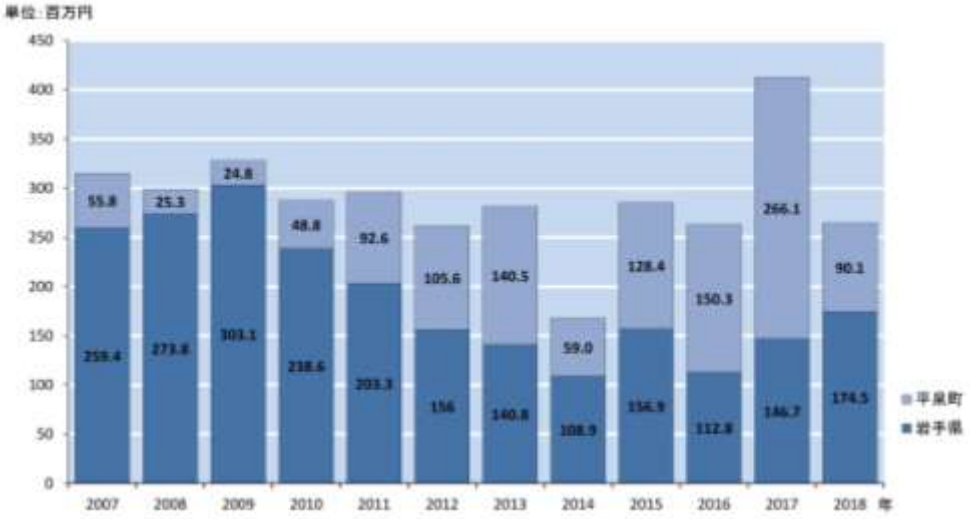

図－38　資産及び関連資産の保存管理に関する経費

コメント [S3]: 直近の数値を示す。

(2) 歴史的事実に基づく真実性の担保

建造物や庭園の修復及び復元整備は、その真実性を担保するため、建造物の解体修理や発掘調査等の各種学術調査の結果に基づき、高い精度により実施する。そのためには、歴史学・考古

学・建築史学・造園学等、構成資産に関する調査研究を継続し、研究成果の充実を図っていく必要がある。

そのため、岩手県では、資産の考古学的調査を実施する「平泉遺跡群調査事務所」を平泉町内に設置するとともに、「平泉文化の総合的研究基本計画」を策定し、大学及び関係する地方公共団体と調査研究活動の連携を図り、成果の充実に努めている。将来的には、現在の「平泉遺跡群調査事務所」を平泉文化に関する総合的な調査研究活動を行う機関（平泉文化研究機関（仮称））として発展させる。

また、専門家により構成される学術委員会である「平泉遺跡群調査整備指導委員会」を開催し、資産の調査研究等についての客観性を確実にする。

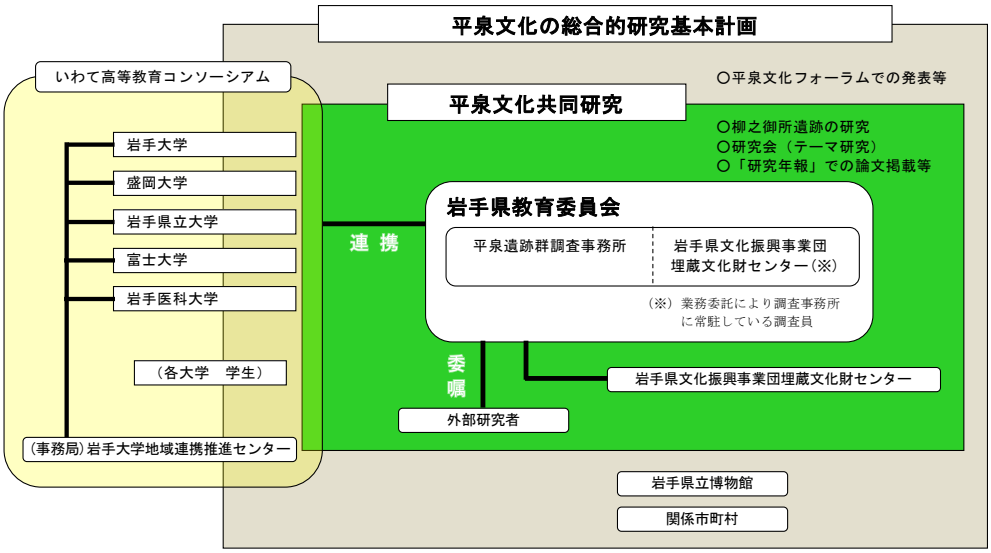

図－39　平泉文化の総合的研究基本計画（2009年４月１日策定）

(3) 適切な公開・活用施設の設置

公開・活用施設の設置に当たっては、資産の持つ顕著な普遍的価値を伝達するために必要な質及び量を考慮する。

そのため、現在「平泉文化遺産センター」及び「柳之御所遺跡ガイダンス施設」において行っている、連続する資産を一体として理解させるために必要となる総合的な資産解説については、今後**「平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）」を設置して、機能を充実させる。**同様に、個別構成資産の公開活用施設等についても、顕著な普遍的価値**を伝達する**観点から一層の充実を図る。

なお、これらの施設の設置又は改修に当たっては、資産に対する景観上の影響をも十分考慮しつつ、来訪者に対する情報発信や便益などの機能を充足できるよう適切な位置・規模・意匠を定めることとする。

表－15　資産及び関連資産に関する公開・活用施設一覧

	No	名称	対象資産	備　考
資産	1	平泉文化遺産センター	中尊寺 毛越寺 観自在王院跡 無量光院跡 金鶏山 柳之御所遺跡	資産の歴史に関する説明
	2	中尊寺讃衡蔵	中尊寺	中尊寺及び所蔵する文化財についての説明
	3	毛越寺宝物館	毛越寺 観自在王院跡	毛越寺・観自在王院跡及び所蔵する文化財についての説明
関連資産	4	柳之御所遺跡ガイダンス施設	中尊寺 毛越寺 観自在王院跡 無量光院跡 金鶏山 柳之御所遺跡	資産全体の解説 出土品による関連資産の詳細な説明 2018年末で閉館 新ガイダンス施設を整備予定
	5	一関市博物館	骨寺村荘園遺跡	骨寺村荘園遺跡と奥州藤原氏、中尊寺との関連についての説明
	6	骨寺村荘園交流館	骨寺村荘園遺跡	史跡指定地及び重要文化的景観の説明

(4) 国内外からの観光客への対応

地域住民に向けた公開活用のみならず、広く国内外からの来訪者を受け入れる文化観光資源としての活用をも想定し、資産の保存を前提としつつ、地域振興の観点にも配慮した観光計画を確立する。

そのため、岩手県では資産の観光面における効果的な活用方法の検討を行うとともに、外国人来訪者の受入態勢を整備し、資産の価値に対する理解促進と普及啓発に向けた積極的な宣伝に努める。また、既に策定されている観光推進計画（活用推進アクションプラン）の実施により、適切な見学経路の設定及びトイレ等の便益施設の設置など、景観や環境の保全にも十分配慮した来訪者対策を講ずることとする。

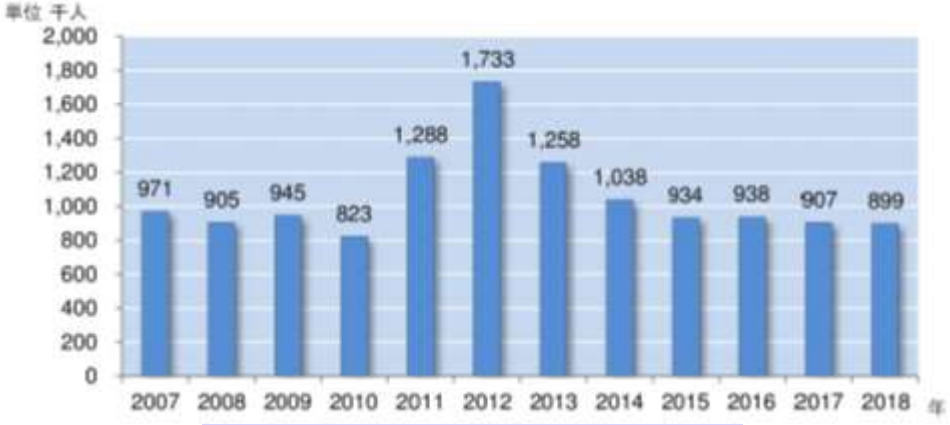

図－40　観光客数の推移（資産及び関連資産地域を含む）

コメント [S4]: 2017年分の数値を追加

表－17　資産及び関連資産における案内板及び資産解説板

		道　標		説明板
		歩行者用	車両用	
資産	中尊寺	31	9	1
	毛越寺	26	3	2
	観自在王院跡	9	0	3
	無量光院跡	12	5	2
	金鶏山	4	0	2
関連資産	柳之御所遺跡	16	5	1
	達谷窟	3	7	1
	白鳥舘遺跡	2	9	1
	長者ヶ原廃寺跡	2	14	1
	骨寺村荘園遺跡	8	9	9

道　標：該当資産（関連資産）への方角及び距離を示したもの
説明板：該当資産（関連資産）の来歴や価値について記載したもの

構成資産相互に連絡する交通体系については、地域住民の利便性にも十分配慮しつつ、資産に対する悪影響が想定される道路線形については見直しを求めるなど、長期的な視野の下に改善策の推進に取り組むこととする。

来訪者向け駐車場の収容台数等については表－18に示すとおりであり、特定の繁忙日を除き収容能力に問題は無いが、神社仏閣への参拝者・観光客が増加する季節や催事の開催時期には、一時的な規制として緩衝地帯に臨時の駐車場などを確保し、パーク・アンド・ライド方式を前提とした交通誘導を行い、来訪者を適切に誘導するとともに、交通渋滞の緩和を図ることとしている。

なお、平泉駅前の周辺地域や中尊寺・毛越寺門前の地域における道路・公共空間・街路空間については、各構成資産の保護を基本とする道路網や町並みの整備を進めている。

2011年の世界遺産委員会の決議において一覧表への記載とともに付された勧告事項の一つに「(e)種々の構成資産の受容力に関する詳細な研究に基づき、来訪者に関する管理戦略を適切に実施すること。」がある。世界遺産登録に伴い、当該地域への来訪者が増加することは当然予測されることであるが、来訪者過多により遺産に対し悪影響が及ぶことは避けなければならない。

したがって、**世界遺産委員会決議における勧告事項(e)に対応するため、「来訪者管理戦略」を2015年３月に策定し、実施している。「来訪者管理戦略について」（Ｐ94～96）参照のこと。**

表－18　資産及び関連資産における駐車場の収容可能数と充足率

コメント [S5]: 最新数値に置き換え

地　域	項　目	2015年	2016年	2017年
中尊寺エリア （470台収容）	駐車台数（台／年）	108,800	112,291	111,697
	駐車台数（台／日）	298	308	306
	充足率	63.4	65.5	65.1
毛越寺・観自在王院跡・金鶏山エリア （330台収容）	駐車台数（台／年）	68,532	69,859	70,986
	駐車台数（台／日）	188	191	194
	充足率	56.9	57.8	58.7
合　計 （800台収容）	駐車台数（台／年）	177,332	182,150	182,683
	駐車台数（台／日）	486	499	500
	充足率	60.8	62.4	62.5

関連資産エリア	収容可能台数
柳之御所遺跡・無量光院跡エリア	50
達谷窟エリア	50
白鳥舘遺跡エリア	13
長者ヶ原廃寺跡エリア	23
骨寺村荘園遺跡エリア	114
関連資産全体	200

※充足率＝ $\frac{\text{１日平均駐車台数}\times１００}{\text{収容可能台数}}$

＜来訪者管理戦略について＞

1　来訪者管理戦略策定の目的

○　昭和47年、ユネスコ総会で「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」が採択されました。「世界遺産」とは、この条約に基づき、全世界の人々の共有財産として国際的に保護・保全していくことが義務づけられている「遺跡」や「建造物」、「自然」などのことです。
「世界遺産」として登録するには、ユネスコ「世界遺産委員会」において資産の内容が他に類例のない固有のものであり、国際的に決められた判定基準に照らして「顕著で普遍的な価値」があると認められなければなりません。また、その価値にふさわしい、有効な保存管理が手厚くなされていることも必要条件となっています。

○　平泉の文化遺産（以下「登録資産」という。）は、平成23年6月、フランスのパリで開催された第35回世界遺産委員会において、世界遺産リストに記載（＝世界遺産登録）されることが決定しました。
資産名　：平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－
構成資産：中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山

○　また、平成24年７月、拡張登録を目指す次の５資産（以下「拡張資産」という。）が世界文化遺産の国内候補として、ユネスコの世界遺産暫定リストに記載されました。
記載資産：柳之御所遺跡後、達谷窟、白鳥舘遺跡、長者ヶ原廃寺跡、骨寺村荘園遺跡

○　世界遺産登録の目的は、地域の大切な“たからもの”を人類共通の“たからもの”として次の世代へ引き継いでいくことにあります。そのため、登録資産についても、構成資産の保護はもちろんのこと、浄土思想を背景として周囲の自然環境と一体となって形成された景観の確実な保全、そして登録資産が持つ「仏国土（浄土）」を表す資産の「顕著で普遍的な価値」を分かりやすく伝えていくことが求められています。

○　本来訪者管理戦略は、登録資産と拡張資産（以下、「平泉の文化遺産」という。）への来訪者を適切に管理・誘導（＝来訪者管理）することにより、「平泉の文化遺産」の保護と「登録資産の顕著な普遍的価値」及び「拡張資産が持つ潜在的な顕著な普遍的価値」の十分な伝達を目的に策定するもので、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」推薦書及び包括的保存管理計画（以下、「推薦書」及び「包括的保存管理計画」という。）の関連記載内容を補充する形で策定することとします。
また、第35回世界遺産委員会における決議に対応するために実施した平成24年度の受容力調査、平成25年度の保存環境分析調査及び平成26年度の来訪者の意識調査の結果（以下、

「調査結果」という。）等を踏まえながら策定することとします。

（参考１）平成23年５月のイコモス評価書 ＜抜粋＞

４　資産に影響を与える要因

（観光圧力）

遺跡内の来訪者は様々な程度の管理上の制約を受けるが、緩衝地帯においては地方官庁を含んだ全体的な管理戦略が存在しない。平泉は現在、年間約100万人の来訪者があり、これが増加することはよほど強い方法を取らない限り、資産に負の影響を与える。イコモスは各遺跡の収容力を定義するための調査、及び確実な収容力の採用と発展のための来訪者管理戦略が必要であると考える。

（参考２）来訪者管理に関連する推薦書及び包括的保存管理計画の記載

【推薦書】

○ 「中尊寺」「毛越寺」では公開の範囲・時間、見学の順路を定めている。
○ 防犯警備設備を設置する。
○ ゴミの増加等に対して地域住民や関係各市町が適切な管理を実施する。
○ 最小限の便益施設を整備しているが十分でないことから、今後とも資産の適正な利用を促すため計画的に整備する。
○ 主として緩衝地帯に駐車場・トイレ・資料館を整備する。今後も適切な計画の下に順次整備していく。
○ 混雑日は臨時の施設設置（仮設トイレ・駐車場等）により対応しており、収容能力に問題はない。
○ 条例等の下に大規模施設を伴う観光産業を適切に規制する。
○ シャトルバス・巡回バス・レンタサイクルを活用する効果的な周遊路の設定を目指す。
○ 「ビジターセンター」等のガイダンス施設も不足なく配置する予定。

【包括的保存管理計画書】

○ 景観や環境の保全にも十分配慮した観光推進計画（活用推進アクションプラン）を策定する。
○ パークアンドライド方式を前提とした交通誘導を行い、来訪者を適切に誘導するとともに交通渋滞の緩和を図る。
○ 「平泉文化遺産センター」及び「柳之御所遺跡ガイダンス施設」で実施している連続する資産を一体として理解させるために必要となる総合的な資産解説については、今後さらに機能を充実させる。

（参考３）来訪者管理に関する県のこれまでの取組経過

平成23年度	来訪者管理戦略策定に係る調査研究について、今後３か年で実施することを関係市町と確認
平成24年度	各資産の適切な来訪者受容力の検討に向け、資産及び資産周辺における世界遺産登録初年度の利用データを整理分析し、利用動向を把握
平成25年度	来訪者圧力が想定された中尊寺金色堂の温湿度変動状況を分析し、資産への影響の有無について検討
平成26年度	適切な来訪者誘導に向け、拡張登録を目指す５資産を含む「平泉の文化遺産」全体の理解度等について来訪者の意識調査を実施

２　来訪者管理のための対応

これまでに実施した調査結果に基づく来訪者管理の課題等を踏まえ、来訪者を適切に管理・誘導するため、以下の施策を実施します。

(1) これまでの調査結果に基づく来訪者管理の課題

ア　特定の資産への来訪者の集中

来訪する資産は、平泉の中心部（中尊寺・毛越寺）に偏っていること。

一方で、「平泉の文化遺産」の周遊方法に関する情報提供が求められていること。

イ　「平泉の文化遺産」の情報提供不足

中尊寺及び毛越寺以外の来訪予定のない各資産の認知度は低いこと。また、来訪者は各資産の詳細な情報を求めていること。

ウ　混雑時における資産の保護等

特に混雑時には、資産の保護と資産価値の正確な理解に向けた来訪者への情報提供が十分に図られていない可能性があること。

(2) 課題への対応（来訪者管理戦略）

ア　「平泉の文化遺産」への来訪者の周遊化

「平泉の文化遺産」の来訪者の混雑緩和、資産保護を図るため、モデルコースを設定・周知するなど来訪者の周遊化のための取組を推進する。

イ　重点（重要）スポットの設定

「登録資産」の価値の正確な理解を図るため、各構成資産に顕著な普遍的価値を直接説明する場所を重点（重要）スポットとして設定し周知を図る。

ウ　混雑時に対応した誘導方策の情報共有

混雑時においても資産の保護と価値の正確な理解を図るため、資産毎に行っている来訪者の誘導方策等について関係機関で情報共有し、適切に運用する。

エ　その他来訪者管理に関する施策の実施

推薦書及び包括的保存管理計画等に基づき実施している、来訪者を適切に管理・誘導し「平泉の文化遺産」の保護及び価値の伝達に資する施策を着実に実施する。

2　構成資産の整備と活用

資産の整備及び活用は、資産の管理者である平泉町に加え、岩手県及び個別資産の所有者が主導的に実施している。

また、構成資産のうち特に「中尊寺大池伽藍」及び「無量光院跡」の２つの庭園については、今後更なる調査及び整備を進める予定としていることから、その調査・整備計画の詳細については(2)に示す。

(1) 記念工作物

ア　金色堂

修復作業等は完了していることから、中尊寺境内に所在する国宝建造物としての価値及び意義とともに、平泉の顕著な普遍的価値を考慮した公開活用を実施する。特に、阿弥陀如来の仏国土を表現した仏堂建築の顕著な類型であることに留意する。

イ　金色堂覆堂

修復作業等は完了していることから、中尊寺境内に所在する重要文化財としての価値及び意義とともに、平泉の顕著な普遍的価値を考慮した公開活用を実施する。特に、金色堂を長期間保護してきた役割とともに、その特殊な建築構造の伝達について留意する。

ウ　経蔵

修復作業等は完了していることから、中尊寺境内に所在する重要文化財としての価値及び意義とともに、平泉の顕著な普遍的価値を考慮した公開活用を実施する。特に、平泉への仏教伝播を示す一切経を収納していたことに留意する。

エ　常行堂

現状で公開のための修復作業は必要とされないことから、特別史跡・特別名勝としての価値及び意義とともに、平泉の顕著な普遍的価値を考慮した公開活用を実施する。特に、顕著な普遍的意義を有する浄土思想を今日に伝える宗教活動及び芸能が行われる場所であることについて留意する。

(2) 記念工作物

ア　中尊寺及び大池伽藍跡

中尊寺境内については、発掘調査等により基本的情報の収集は終了しているが、さらに継続的な調査を実施し、平泉の顕著な普遍的価値の伝達に必要な情報の収集を継続する。

大池伽藍跡周辺については、整備を前提とした計画的発掘調査を実施し、修復に障害となる人工物を取り除いた後、浄土庭園としての整備を行う。

修復・整備の手法は、発掘調査成果に基づいて露出方式又は盛土方式のいずれかの手法が適切であるかについて検討する。当面は解説板等を設置し、大池伽藍跡の顕著な普遍的価値を伝達する。

以上については、「中尊寺大池伽藍跡整備計画」（p99～）も参照のこと。

イ　毛越寺及び庭園

毛越寺及び庭園については、発掘調査等により基本的情報の収集は終了している。また、調査結果に基づいて、境内地の整備及び浄土庭園についての修復・整備が終了していることから、公開活用においては仏国土（浄土）としての現在の良好な景観の維持に配慮する。

ウ　観自在王院跡

観自在王院跡については、庭園に関しては発掘調査等により基本的情報の収集は終了し、その調査結果に基づいて、浄土庭園としての修復・整備が終了している。その周辺部分については、さらに継続的な調査を実施し、平泉の顕著な普遍的価値の伝達に必要な情報の収集を継続する。

公開活用においては、地理的に隣接し歴史的に密接な関係を有する毛越寺との関連が理解されるとともに、観自在王院跡における浄土庭園が住宅庭園から発展した可能性を考慮しつつ、仏国土（浄土）としての現在の良好な景観の維持に配慮する。

エ　無量光院跡

無量光院跡については、整備を前提とした土地の公有化及び計画的発掘調査を実施し、金鶏山との地理的位置関係から無量光院跡の庭園跡が浄土庭園の最高発展形態であること及び隣接する居館である柳之御所遺跡との密接な関係が十分に理解されるよう整備を実施する。当面は解説板等を設置し、顕著な普遍的価値を伝達する。

現在実施している修復・整備は、検出された遺構を確実に保存するために、原則として土や粘土等で被覆して行う手法を採用して行っている。

以上については、「無量光院跡整備計画」（p88～）も参照のこと。

オ　金鶏山

金鶏山については、計画的な調査を実施し、平泉の顕著な普遍的価値の伝達に必要な情報の収集を実施する。

公開活用においては、現在の山容を維持しつつ、周辺の眺望点からの眺望確保を図る。

(2) 無形の要素

中尊寺境内で行われる川西念仏剣舞などの宗教活動、毛越寺常行堂で行われる常行三昧及び延年は、毎年定期的に開催され、顕著な普遍的意義を有する浄土思想を現在に伝えている。これらの芸能及び宗教活動に加え、中尊寺及び毛越寺では、関連する多くの宗教活動等が継続して行われている（表－18）。

これらについては、平泉の顕著な普遍的価値を反映するものとして、今後もその継続及び公開活用が促進されるよう、芸能及び宗教活動の場所となっている中尊寺及び毛越寺及びそれぞれの芸能の保持者・保持団体との意識の共有を図ることとする。

表－21　平泉の仏教思想の物証を有する宗教活動一覧

【中尊寺】

活動内容	活動の性格	件数
寺院内で行われる宗教活動	現世利益を祈願するもの	１５
	追善供養を行うもの	１３
	僧侶が修行を行うもの	６
小　計		３４
一般参加者とともに行う宗教行事		１２
小　計		１２
計		４６

【毛越寺】

活動内容	活動の性格	件数
寺院内で行われる宗教活動	現世利益を祈願するもの	８
	追善供養を行うもの	１１
	僧侶が修行を行うもの	１
小　計		２０
一般参加者とともに行う宗教行事		９
小　計		９
計		２９

(3) 作業指針第172項に基づく計画書の提出

2011年の第35回世界遺産委員会において「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」は、世界遺産一覧表への「記載」決議とともに、締約国に対し「庭園の再発掘調査及び再生（修復）に当たっては『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づき、イコモスによる評価を受けるために、世界遺産センターに計画書を提出すること」という**勧告を受けた**（表－1参照）。これに従い、中尊寺（大池伽藍跡）及び無量光院跡に関する計画書を提出した。提出に係る手続きについては、**図－40**に示すとおりである。

なお、この計画に関して、2018年７月、イコモスからの回答としてテクニカルレポートが送付されている。

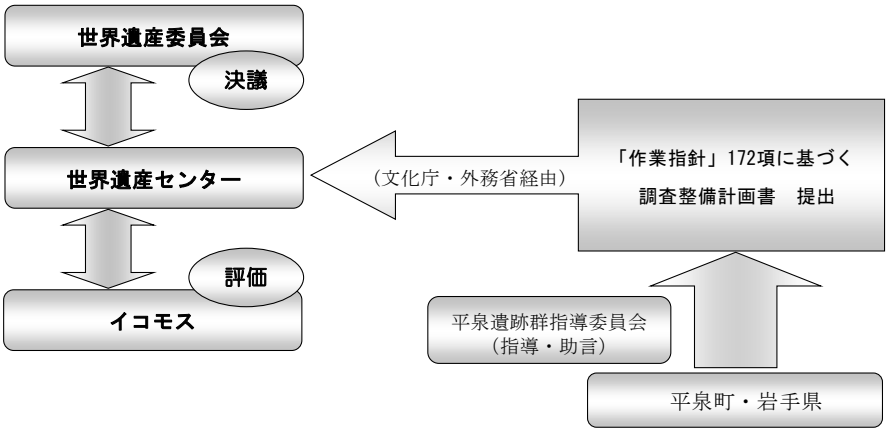

図－41　作業指針第172項に基づく計画書提出の流れ

＜中尊寺大池伽藍跡の発掘調査及び復旧・修復（再現）の計画に関する報告＞（抜粋）

概　要

中尊寺金色堂の南東約100ｍの地点には、『中尊寺建立供養願文』に「鎮護国家大伽藍一区」として記述された寺院が所在したと考えられている。

その場所は、現在、水田などとして利用されている。これまで行われてきた発掘調査によって、東寄りの低い部分において、石を用いて意匠した長径約120ｍ、短径約70ｍの不整円形の池跡が確認されている。池跡の年代は12世紀で、その西側にあたる山寄りの部分では仏堂跡が確認されていることから、背後の山を含めて浄土庭園を構成していた遺跡であることが判明している。現在、この遺跡は「大池伽藍跡」と呼ばれている。

大池伽藍跡は、現世における仏国土（浄土）の再現を目的として造営された寺院の考古学的遺跡であり、資産の主題を説明する上で不可欠の遺跡である。

2005年には、それまでの発掘調査成果に基づいて、修復（再現）のための基本構想を策定した。その後においても、具体的な復旧・修復（再現）に必要となる詳細な情報を得ることを目的として、過去にも発掘調査した部分も含め、継続的な発掘調査を実施してきた。

２　今後の発掘調査の計画

ａ）目的・方針・体制

ⅰ）目的

大池伽藍跡の復旧・修復（再現）に係る基本計画の策定及びその実施に先立ち、仏堂・庭園の配置・構造についてさらなる情報の把握が必要であることから、過去に発掘調査を行った部分も含め、発掘調査を実施する。

ⅱ）方針

(a) 発掘調査の計画・方法を定め、その成果をまとめるにあたっては、必ず平泉遺跡群調査整備指導委員会の審議を踏まえることとする。

(b) 復旧・修復（再現）に必要とされる情報を想定しつつ、発掘調査の範囲・手法を決定する。

(c) 発掘調査の範囲については、必要最小限とする。検出した柱穴・溝・園池等の個々の遺構についても、必要最小限の範囲で堆積土・埋土を掘り下げることとし、極力原位置にて物証を残すよう努める。

(d) 遺跡の土壌中に含まれる鉱物・花粉等の科学的分析により、修復（再現）に必要な情報の入手に努める。

(e) 発掘調査中は遺跡の劣化・風化を防止するために遺構面の養生に努め、記録の作成後は速やかに埋め戻すなどの保存措置を講ずる。

ⅲ）体制

(a) 調査機関　平泉町

(b) 指導機関　文化庁、岩手県、平泉遺跡群調査整備指導委員会

(c)協力機関　中尊寺

b）内容

大池伽藍跡の仏堂・庭園の遺構の復旧・修復（再現）を行う上で必要とされる情報を得るため、次の内容の発掘調査を行う。

ⅰ）汀線遺構の確認のための発掘調査（2015～2016年予定）

池の形状を把握する。また、池底の土壌分析を行い、過去の植生等に関する情報の把握に努める。

ⅱ）周辺部の発掘調査（2017年予定）

ⅲ）建物跡の確認のための発掘調査（2018年予定）

過去の発掘調査で一部分が確認されている建物跡について、平面規模・形態・構造などの全体を把握する。

ⅳ）汀線遺構の確認のための発掘調査（2019年以降予定）

池の形状を把握するため、未調査区においても汀線の遺構の有無を確認する。

c）年度ごとの発掘調査位置

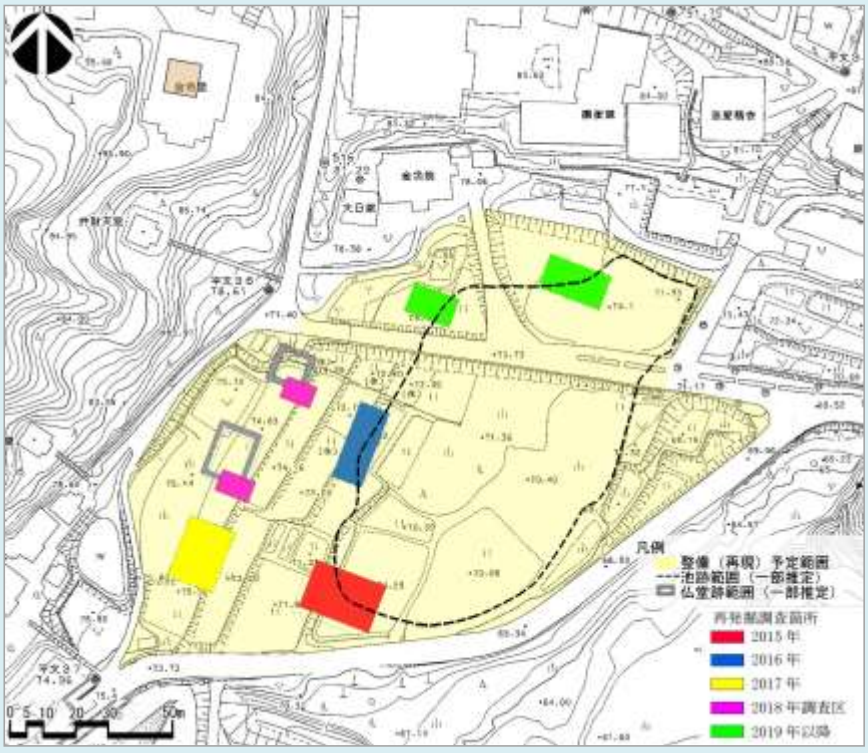

図6　大池伽藍跡発掘調査年次計画図

3　復旧・修復（再現）

a）目的・方針・体制

ⅰ）**目的**

大池伽藍跡の園池は、12世紀の平泉において仏国土（浄土）の表現を目的として創造された浄土庭園の最初の事例である。その復旧・修復（再現）を通じて、遺構を確実に保存するとともに、平泉の顕著な普遍的価値における中尊寺大池伽藍跡の仏堂・庭園の位置付けについて、来訪者に対して情報提供を行う。

ⅱ）**方針**

復旧・修復（再現）にあたっては、以下の３点に留意する。

(a)地下に埋蔵されている遺構の保存を確実に行う。

(b)修復の手法を充分に検討し、復旧・修復（再現）の手法に信頼性の確保に努める。

(c)12世紀の浄土庭園を体感できる空間の再現に努める。

ⅲ）**体制**

(a)整備機関　平泉町

(b)指導機関　文化庁、岩手県、平泉遺跡群調査整備指導委員会

(c)協力機関　中尊寺

ｂ）**内容**

発掘調査により把握した遺構・遺物及び植物に関する情報を踏まえ、仏堂及び池跡等の遺構を復旧・修復（再現）する。

その際には、毛越寺庭園など平泉の他の浄土庭園の修復（再現）において過去に試され、有効であると判断された手法を用いることとする。すなわち、遺構面に適切な厚さの土を被覆して保護し、その上に遺構の形態・意匠を再現するなど、過去においてその有効性を確認した手法を採用することとする。

図7 大池伽藍跡の復旧･修復(再現)計画図

ｃ）本格的な修復（再現）までの暫定措置

再発掘調査は、修復（再現）のための基本計画の策定に向けて、計画的に実施することとしている。

現在設置されている農作業施設を撤去し、近年の造成盛土を取り除いた後に、仏堂・庭園の遺構の復旧・修復（再現）を実施する。

全体の遺構の復旧・修復（再現）が完了するまでには相当の期間を要することから、当面は部分的に池の窪みに水を張って水面の広がりを表現するなどの暫定的な整備を行い、解説板を設置して来訪者への情報伝達に努める。

＜無量光院跡の発掘調査及び復旧・修復（再現）の計画に関する報告＞（抜粋）

概　要

無量光院跡は、12世紀後半に建立された寺院の遺跡である。無量光院の境内は南北約320m、東西約230mに及び、周囲には土塁と堀が巡っていた。土塁の内部には、東西約150m、南北約160m、水深約30cmの園池があり、池中に設けられた島の上には本堂及び拝所などの建築及びその関連施設が、境内の西方に位置する金鶏山の山頂と東西の中軸線を揃えて建てられていた。

無量光院は、境内の独特の空間構成及び信仰の山である金鶏山との位置関係から、浄土庭園の最高に発展した形態と考えられている。

本堂の焼失後、寺院は廃絶した。その後、境内の大半は耕地と化したが、地下遺構は現在まで良好な状態で残されてきた。

無量光院跡は、「平泉」の主題である仏国土（浄土）を表現した寺院の建築・庭園の考古学的遺跡として重要である。2005年には、1952年以降行われてきた発掘調査の成果に基づき、修復（再現）の基本計画を策定した。具体的に復旧・修復（再現）を進めるにあたっては、さらに詳細な遺構の情報が必要であることから、過去に発掘調査した部分の再調査も含め、継続的に発掘調査を実施してきた。

2　発掘調査

a）目的・方針・体制

i）目的

無量光院跡の復旧・修復（再現）に係る実施設計及びその施工にあたり、本堂・庭園の復旧・修復（再現）の手法の細部を検討するうえでさらなる情報の把握が必要であることから、過去に発掘調査した部分も含め、発掘調査を実施する。

ii）方針

(a) 発掘調査の計画・方法を定め、その成果をまとめるにあたっては、必ず平泉遺跡群調査整備指導委員会の審議を踏まえることとする。

(b) 復旧・修復（再現）に必要とされる情報を想定しつつ、発掘調査の範囲・手法を決定する。

(c) 発掘調査の範囲については、必要最小限とする。確認した柱穴・溝・池等の、個々の遺構については必要最小限の範囲で掘り下げることとし、極力原位置において物証を残すよう努める。

(d) 遺跡の土壌中に含まれる鉱物・花粉等の科学的分析により、修復（再現）に必要な情報の入手に努める。

(e) 発掘調査中は遺跡の劣化・風化を防止するために、遺構面の養生に努めるとともに、記録の作成後は速やかに埋め戻すなどの保存措置を講ずる。

iii）体制

(a) 調査機関　平泉町

(b)指導機関　文化庁、岩手県、平泉遺跡群調査整備指導委員会
(c)協力機関　毛越寺

b）内容

無量光院跡の本堂・庭園の遺構の復旧・修復（再現）を行う上で必要とされる情報を得るために、次の内容の発掘調査を行う。

ⅰ）東島・池北側の発掘調査（2012・2013年調査）

東島の形状・構造及び島の上に建っていた建築の遺構を把握する。
池北岸の護岸遺構を確認する。

c）年度ごとの発掘調査位置

図19　2014年以降の再発掘調査予定位置（再発掘調査終了範囲を含む）

3　復旧・修復（再現）

a）目的・方針・体制

ⅰ）目的

無量光院の庭園は、12世紀の平泉において現世に仏国土（浄土）を表現することを目的として創造された浄土庭園の最高に発展した形態と考えられている。その復旧・修復（再現）を通じて、遺構を確実に保存するとともに、平泉の顕著な普遍的価値における無量光院跡の位置付けについて、来訪者に対して情報提供を行う。

ⅱ）**方針**

(a)復旧・修復（再現）は、2005年に策定した「特別史跡無量光院跡整備基本計画」に基づきつつ、その後も継続している発掘調査の成果について考慮しながら実施することとする。

(b)池跡及び中島の復旧・修復を行い、復旧・修復後の池に水を張ることにより、浄土庭園としての園池の景観を再現する。

(c)土塁や堀など、境内の外周を巡る境界施設を認識できるように盛土による修景を行うとともに、それらの遺構を確実に保存する。

(d)池跡及び島などの護岸の復旧・修復（再現）は、遺構の保存を確実にする手法を用いる。

(e)来訪者が無量光院跡と金鶏山との緊密な関係を理解することができるように、庭園から金鶏山に対する通視を確保する。

(f)無量光院跡の顕著な普遍的価値について来訪者の理解を促すため、解説板を設置する。

ⅲ）**体制**

(a)復旧・修復（再現）機関　平泉町

(b)指導機関　文化庁、岩手県、平泉遺跡群調査整備指導委員会

(c)協力機関　毛越寺

ｂ）**内容**

遺構面を盛土により被覆し、確実に遺構を保護する。保護のために必要な層厚は、地上部においては冬期間の凍結深度を考慮して約30㎝とし、池水が湛水する範囲については10～20㎝を基本とする。

ⅰ）**園池**

(a)池底

①現況

近年まで水田として耕作されていたため、表土層が形成されて池跡を覆っている（池底は良好な状態で遺存している)。

②発掘調査状況

池底は人工的に掘削して形成しており、一部の範囲では漏水防止のための粘土が貼り付いていることを確認した。

③復旧・修復（再現）の手法

水田の畦畔を利用した既存の通路及び表層土を除去した後、粘土等で被覆し保護する。

(b)池護岸

①現況

・中島及び東島の一部に当時の景石が残る。

・水田として利用されてきた地形が、ほぼそのまま池の汀線を示すことから、護岸の保存状況は全般に良好である。

②発掘調査状況

・池の北辺汀線において岬状の突出部及び入り江状湾曲部を検出し、小礫が敷かれている状況を確認した。

③復旧・修復（再現）手法（図21）

・護岸の形状を復旧・修復（再現）し、地上に露出する部分には盛土を行い、その上面

に芝を張って被覆する。

・池水が県道及びＪＲ鉄道の範囲へ溢水しないように、それらとの境界の工法について検討する。

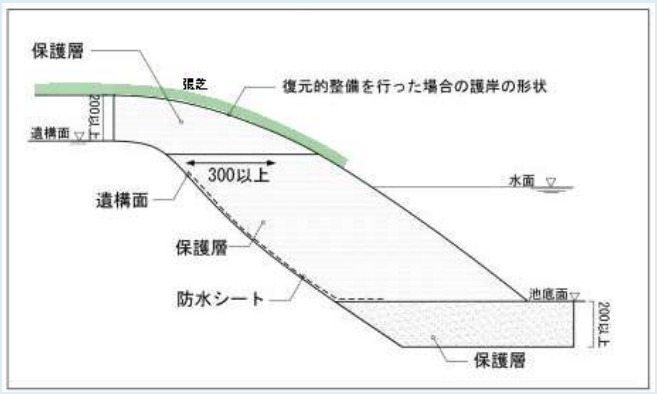

図21 池護岸の標準断面図

(c) 水張り

①現況

・現在、池の水は失われている。

②発掘調査状況

・導水路の跡と考えられる素堀りの溝の遺構を確認している。

③復旧・修復（再現）手法

・景石と池底面との関係から、12世紀当時の水位を推定する。

・導水路の跡と考えられる溝の遺構を復旧・修復（再現）し、給水に利用する。

ⅱ）島

(a)島（中島・東島・北小島）の護岸

①現況

・中島及び東島の地形が確認できる。

②発掘調査状況

・それぞれの島の一部の範囲で石敷きの護岸を確認した。

・北小島が存在することを再確認した。

③復旧・修復（再現）方法

・それぞれの島については、盛土で被覆し地形の復旧・修復（再現）を行う。

・護岸に配置された景石については、そのまま原位置において保存するが、崩落が懸念される景石については、安定させるための手法を検討する。

・石敷が確認された範囲では、盛土で遺構を保護した上で同質・同形状の石材を用いて石敷護岸の復旧・修復（再現）を行う。

ⅲ）建物跡

(a)建物跡（本堂・翼郎・橋・舞台）

①現況

・本堂跡（本堂及び翼郎）の基壇の地形・礎石などが確認できる。

・中島及び東島上にマツ、スギ等の大木が存在する。

②発掘調査状況

・本堂跡及び関連する建物跡の平面規模の細部が明らかとなった。

③復旧・修復（再現）手法

盛土によって基壇の形状を復旧・修復（再現）し、その上面に芝を張って被覆する。塼については、発掘調査によって明らかとなった塼が本来配置されていた範囲に、出土遺物と同材料で同形状に焼成して同材質を復元したレプリカを用いて復元的に表現する。

発掘調査及び復旧・修復（再現）を実施するうえで支障のない樹木については、適切に剪定又は間伐を行い、無量光院の本堂・庭園と金鶏山との位置関係について視認できるようにする。

植栽については、発掘調査によって採集した植物種子・遺体等の情報及び同時代の文献絵画資料に基づいて実施する。

橋脚遺構によって示される橋の範囲については、厳密な学術的検討によって当時の橋を復元するものではなく、中島への通路として木造の橋を同位置に設置し、来訪者が往時の動線を追体験できるようにする。

世界遺産推薦書提出以降の発掘調査（2010）によって発見された本堂の前面（中島の東岸沿い）で確認された舞台遺構については、今後、遺構の平面規模等を示す方法を検討する。

図22 復旧修復(再現)の完成予想図及び来訪者動線

ⅳ）復旧・修復（再現）の手法区分

図23　復旧･修復(再現)の手法区分図

表１　復旧・修復（再現）の手法の区分表

対象地区	色表示	復旧・修復（再現）の手法
池		池底の遺構面を保護するために、粘土等により被覆する。
護岸		元の護岸遺構を検出した区間については、遺構面に保護盛土を行い、護岸の形状を復旧・修復（再現）する。
		元の護岸遺構を検出できなかった区間については、異なる意匠・材料により整備を行うとともに、鉄道及び県道への溢水を防ぐ。
島等地上部		適切な厚さの土で遺構面を被覆し、地形の復旧・修復（再現）を行う。
北小島		適切な厚さの土で遺構面を被覆し、地形の復旧・修復（再現）を行う。
橋		北側から中島への動線を確保するために、新たに木造の通路（橋）を設置する。
舞台		平面規模等明示のための方法を検討する。
土塁（A）		遺構の保護のために盛土を行い、本来の土塁の高さに復旧・修復（再生）する。
土塁（B）		現状の地形を維持する。

ｖ）動線計画

(a)境内

①無量光院が、西方極楽浄土の観想を目的とする独特の空間構成であったことについて来訪者の理解を促すため、池の東岸付近に西方（金鶏山方向）への眺望点を設置する。

②池の北岸中央部付近を始点とし、北小島・中島・を経由した後、西側の土塁に沿って始点へ戻る動線を設置する。

③動線上の適切な位置に解説板を設置する。

(b)境内までのアクセス

ＪＲ平泉駅を利用する来訪者を想定して、案内板等を用いて駅からの誘導動線を設定する。

(c)柳之御所遺跡への動線

無量光院跡と柳之御所遺跡との密接な関係を考慮し、両者を結ぶ歩道を設置する。

ｃ）復旧・修復（再現）範囲の年次計画

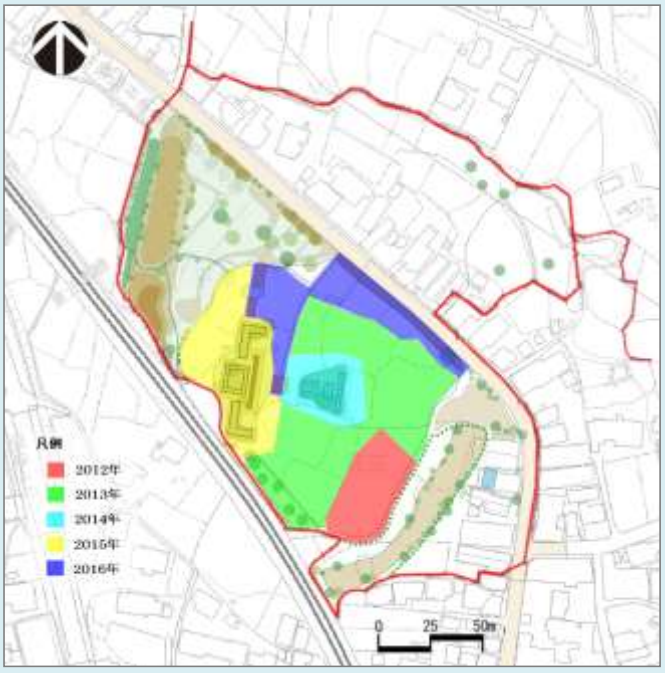

図25 復旧・修復(再現)範囲の年次計画

(5) 関連資産

ア　柳之御所遺跡

柳之御所遺跡については、計画的発掘調査を実施し、仏国土（浄土）を表す建築及び庭園の創造主の居館として、平泉の信仰の起点である金色堂及び浄土庭園としての最高の発展形態である無量光院跡及び金鶏山との位置関係を考慮した整備を実施する。

整備の手法は、地下の考古学的な遺構を確実に保護するための保護層を確保し、地上に地下遺構の内容を具体的に表示・修復する。

公開活用においては、考古学的遺跡としての特性から、現地の解説・表示に加えて、隣接するガイダンス施設と一体的に、出土品の展示及び解説を含めた資産の顕著な普遍的価値を伝達することとする。

イ　達谷窟

これまで特に計画に基づく整備事業を実施しているわけではないが、境内や周辺地域における森林等の保存管理状況は良好である。磨崖仏については、1896年の地震により胸部から下が崩落した。1978年に磨崖仏の写真測量図を作成し、1985年には磨崖仏の周辺部に暗渠配水管を埋設して劣化防止のための保存対策を施した。

ウ　白鳥舘遺跡

白鳥舘遺跡については、整備を前提とした土地の公有化及び計画的発掘調査を実施し、北上川交通の要衝地であったことが十分に理解される整備を実施する。当面は解説板等を設置し、その価値を伝達する。

修復・整備の手法は、発掘調査成果に基づいて、いずれの手法が適切であるかどうかについて検討する。

エ　長者ヶ原廃寺跡

遺跡には10基の解説板が設置され、また５～11月の休日にはボランティアガイドが遺跡に常駐し、来訪者が遺跡の本質的価値を理解する助けとなっている。

今後は、すでに策定した『長者ヶ原廃寺跡整備基本計画』及び発掘調査で得られた情報をもとに築地塀跡内部の本格整備を実施することとし、着手まで当面の間、現状維持とする。

オ　骨寺村荘園遺跡

史跡指定地及び重要な遺跡や遺構における整備・修復は、発掘調査や周辺域の踏査などの調査成果を基本とし、史跡並びに重要文化的景観に関する各種計画に沿った形で実施するものとする。

また、ガイダンス施設**である骨寺村荘園交流館の活用及び**見学ルートの整備**、**案内表示や眺望点の確保により、来訪者が骨寺村荘園遺跡の価値の理解を深めるとともに、見学時の安全と秩序を保つことができる整備に努めるものとする。

第９章　保存管理体制の整備と運営

１　構成資産及び緩衝地帯の保存管理区分

確実な保存管理を推進するために、各々の構成資産及び関連資産を管理する平泉町、奥州市、一関市と所有者（住民及び宗教法人）を中心として組織体制を整備している。この体制のもと、地域住民が資産の適切な保存管理と整備活用の施策に積極的に参加できるよう、岩手県及び文化庁、関連諸機関との連携を強化し保存管理の運営に関する方法・体制の強化を図っている。

(1) 関係市町

関係各市町は、それぞれ保存管理に必要な体制の整備を行っている。

資産が位置している平泉町は、資産の所有者である住民又は宗教法人と連携して資産を管理する責任者である管理団体等に指定され、基本的な資産の保存管理を行っている。平泉町には、資産及び緩衝地帯の保存管理全般の調整を担当する世界遺産推進室と、資産及び緩衝地帯の調査・管理及び整備公開活用を担当する文化遺産センターが設置され、この２つの組織が連携して資産の保存管理を推進している。

奥州市では、**教育委員会に世界遺産登録推進室を設置し、**緩衝地帯の保存管理の総合調整を行っている。また、世界遺産推進本部を設置し、庁内全体における各種事業の横断的な調整及び関係機関との連携を図っている。

一関市は**教育委員会に骨寺荘園室を設置し、**関連資産及び周辺地帯の調査・整備を含む保存管理に係わる体制の充実を図っている。また、**庁内に骨寺荘園本部を設置するとともに**地元協議会とも連携を図り、史跡骨寺村荘園遺跡や重要文化的景観一関本寺の農村景観に関わる各種事業を進めている。

(2) 岩手県及び文化庁

岩手県においては、関係各市町と緊密に情報交換を行い、資産の保存管理に関して行政的な助言を行うとともに、必要に応じて財政的・技術的な支援を行うこととしている。また、岩手県が所有している資産の公開活用を推進するとともに、資産全体についての包括的な保存管理や調査研究及び個々の構成資産を連絡する交通ネットワークの整備など、資産全体に係る課題については、岩手県が主体となって取り組んでいる。

文化庁においては、岩手県及び関係市町との緊密な情報交換を基に、資産の保存管理全般に関して行政的な助言を行うとともに、必要に応じて財政的・技術的な支援を行うこととしている。同時に、国内の世界遺産の保存管理に関する情報をはじめ、各国における世界遺産の保存管理状況などに関する情報の収集及び周知に努めている。

(3) 保存管理に係る連携

資産の所有者及び資産に関する権利者や地域住民等の間で生ずる様々な課題に対し、岩手県・関係市町及び資産の保存管理に関係する諸団体等においては、日常的な情報共有を行い、資産保護の連携を図っている。

表－19　資産の保存管理に関する技術的研修一覧

分野	研修	主催	頻度
遺跡の調査・保護	遺物保存処理に関する課程など	奈良文化財研究所	年１回
建造物の維持・修復	文化財等取扱い講習会	岩手県立博物館	年１回
庭園の保存管理	環境考古学に関する課程など	奈良文化財研究所	年１回

また、岩手県は、関係各市町と連絡調整のための会議を月１回程度開催し、保存管理等の状況や今後の管理運営についての情報交換を行うなど、さらなる連携の強化に努めている。

(4) 岩手県世界遺産保存活用推進協議会

資産の保存管理計画の実効性をより確実なものとするために、岩手県教育委員会事務局を主体として、岩手県の関係部局及び関係各市町等を構成員とする「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」が2007 年１月に設置されている。この協議会では、「平泉遺跡群調査整備指導委員会」などからの専門的立場からの助言を踏まえつつ、包括的な視点から資産の適切な保存管理及び整備活用について必要な調整を行っている。

また、上記の保存活用推進協議会における調整内容は、管理団体を中心とする保存管理推進母体との連携において、確実に反映されるような仕組みとなっている。これらの運営体制については、図－41 に示すとおりである。

２　地域住民等と行政の連携・協議

平泉の顕著な普遍的価値を適切に保護していくためには、資産の物理的な保護はもとより、緩衝地帯を含めた総合的な保存管理が求められる。これらを円滑に実現するためには、資産の周辺に居住する地域住民と行政との連携が不可欠であることから、岩手県及び関係市町では地域住民との連携・協働による各種事業を実施している。

これらの一例として、岩手県では、資産についての専門的知識を有する地域住民を文化財保護指導員として委嘱し、定期的に資産及び緩衝地帯の巡視を実施している。また、ボランティアガイド等の地域住民が随時資産の巡回監視を実施し、問題が発生した場合には直ちに行政への連絡が行われる体制が形成されている。

表－19　地域住民等と行政との連携による事業

おもな実施事業	事業主体	頻度	実施年度
文化財パトロール事業	岩手県	通年（月２回）	1977年～　毎年度

また、地域住民による資産の保存管理を確実なものとするためには、住民の資産の価値に関する理解を深め、保護に対する意識をより一層醸成する必要がある。そのため、岩手県及び関係市町及び関連団体においては、地域住民参加型の各種フォーラム・シンポジウム・講座・研修会などの各種事業を主催している。

さらに、緩衝地帯（主に河川周辺）においては、行政機関との連携の下に、地域住民による自主的な清掃活動が実施されている。

表－20　地域住民が参加するおもな事業

コメント [S6]: 現状を確認

	おもな実施事業	事業主体	頻度	実施年度
資産	遺跡発掘調査の現地説明会	平泉町	年２回程度	20年以上前～
	遺跡発表会	**平泉町**	**毎年**	**●年～**
	平泉文化フォーラム	岩手県	毎年	2000年～
	ウォーキング大会	平泉町・民間	年３回	1998年～
	写経体験	寺院	必要に応じて	20年以上前～
	資産及び周辺地域の清掃活動	平泉町・民間	年１～２回	2008年、2009年
関連資産	関連資産及び周辺地域の清掃活動 （達谷窟、白鳥舘遺跡、長者ヶ原廃寺跡、骨寺村荘園遺跡）	平泉町・奥州市・民間協議会等	年１～２回	2006年～
	遺跡発掘調査の現地説明会 （柳之御所遺跡、白鳥舘遺跡、長者ヶ原廃寺跡、骨寺村荘園遺跡）	岩手県・奥州市・一関市	毎年	20年以上前～
	発掘調査成果検討会等 （柳之御所遺跡、白鳥舘遺跡、長者ヶ原廃寺跡、骨寺村荘園遺跡）	岩手県・奥州市・一関市	毎年	2006年～
	歴史講座等 （白鳥舘遺跡、長者ヶ原廃寺跡）	奥州市	毎年	2006年～
	遺跡解説バスの運行・史跡探訪会 （白鳥舘遺跡、長者ヶ原廃寺跡、骨寺村荘園遺跡）	奥州市・一関市	毎年	2006年～（奥州市） 1993年～（一関市）
	ウォーキング大会 （白鳥舘遺跡、長者ヶ原廃寺跡）	奥州市	毎年	2006年～
	骨寺荘園各種体験活動（田植え、稲刈り等） （骨寺村荘園遺跡）	民間協議会	毎年	2005年～

３　持続的運営のための定期的確認

包括的保存管理計画を具体化するため、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」（図－42を参照）が毎年開催されている。この協議会には、保存検討部会及び活用検討部会の２部会が設置されている。

表－22　各検討部会の検討内容

保存検討部会	活用検討部会
ⅰ　資産の保存管理に関すること ⅱ　行動計画の策定に関すること ⅲ　資産周辺の景観の維持に関すること ⅳ　資産及びその周辺における開発事業の調整に関すること ⅴ　その他資産の保存に関すること	ⅰ　資産を活用した観光振興に関すること ⅱ　資産を活かしたまちづくりの推進に関すること ⅲ　行動計画の策定に関すること ⅳ　人材育成の推進に関すること ⅴ　便益施設整備の調整に関すること ⅵ　その他資産を活用した諸事案に関すること

この協議会を主体として、平泉の顕著な普遍的価値の保存管理活用のための行動計画が策定され、実施されている。行動計画は、資産及び緩衝地帯における保存管理の方向性を検討し、その具体的な事業計画の内容・事業主体・期間などを記載している。具体的な事業実績については毎年度開催される協議会において報告され、実績及び実態に応じた行動計画の修正を行っている。

現状の把握及び保存管理の方向性については、その概要を本文第４章１・２、第５章１・２に示している。また、実施される事業については付章１に一覧表として示している。

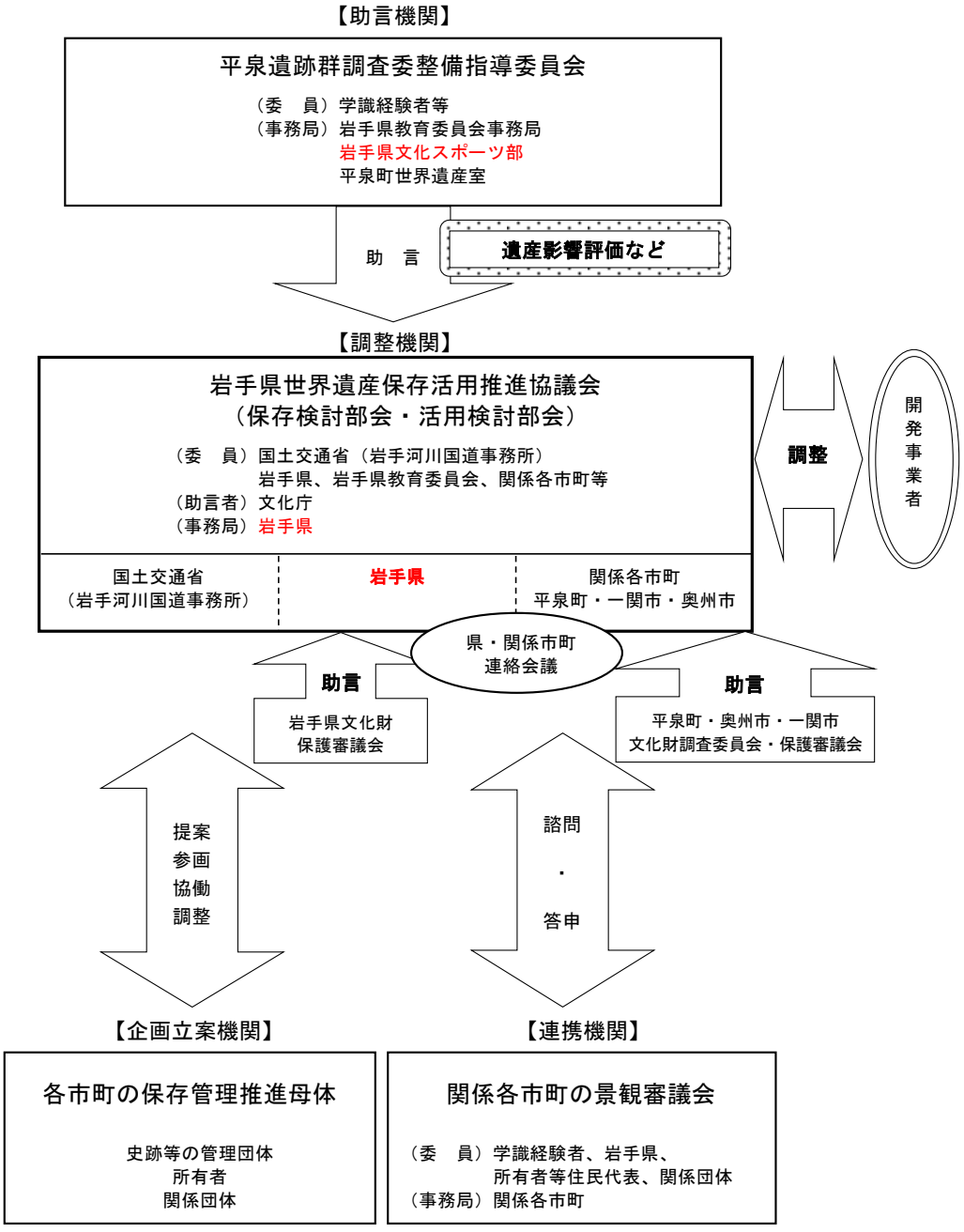

図－42　平泉の保存管理に係る運営体制

コメント [S7]: スキーム図の差替え？